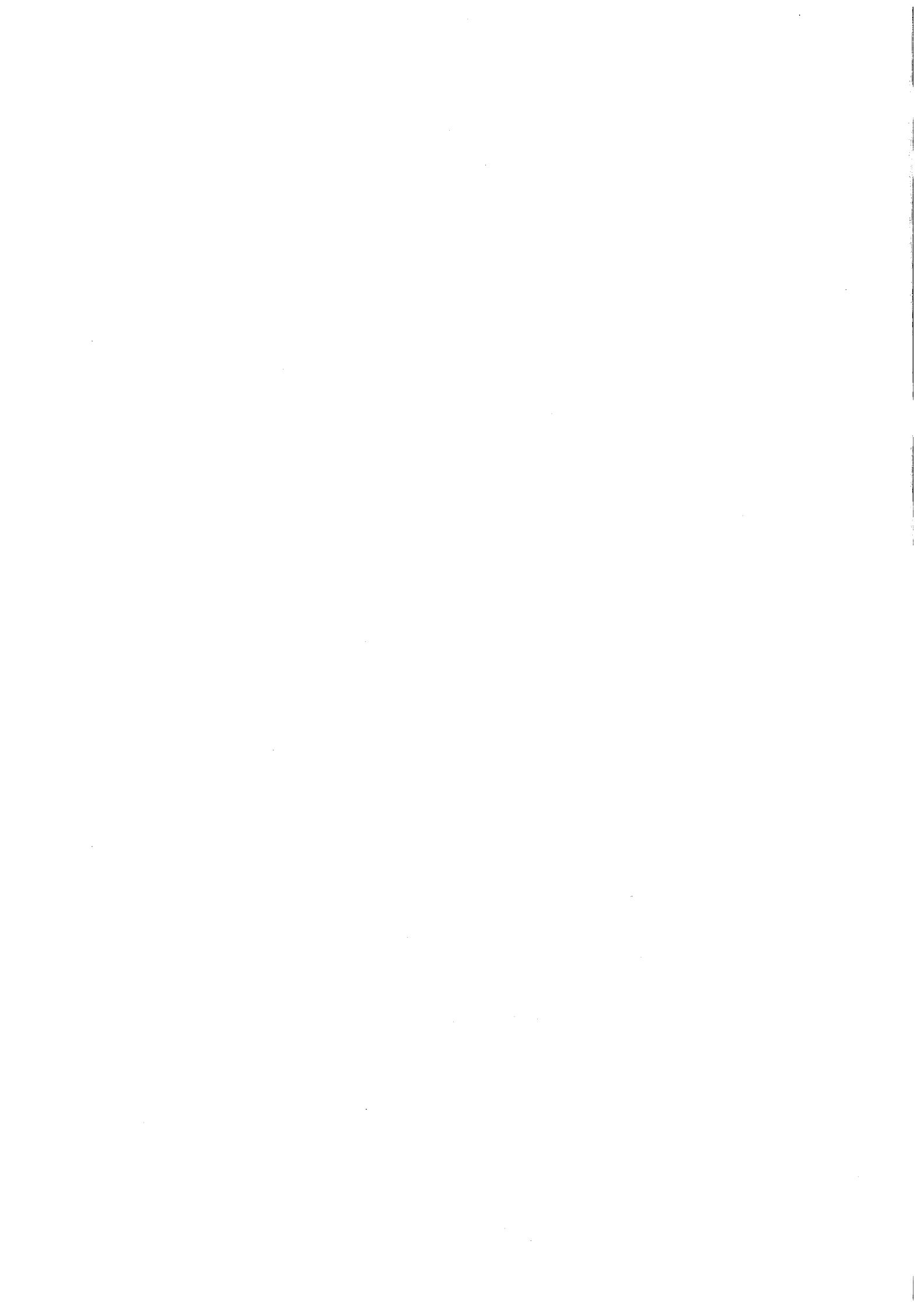


**平成 23(2011)年度研究演習 I
研究プロジェクト報告書**

平成 24(2012)年 3月

**関西学院大学経済学部
前田ゼミナール**



序 文

この冊子は関西学院大学経済学部の研究演習Ⅰ・前田ゼミナールの3期生による自主研究プロジェクトの報告書である。

本ゼミではゼミ生自身が自ら問題意識をもって研究課題をみつけ、同じ分野に関心を有する者同志で研究プロジェクトを企画し、約1年をかけて共同研究を行っている。平成23(2011)年度の3期生は、中山間地域の活性化、大阪市の再開発と小売業再生、女性のライフスタイルと税制、西宮市を事例とした家庭ごみ減量方策のありかた、震災復興と地方財政、の5つの研究プロジェクトに取り組んだ。それぞれの研究プロジェクトチームは研究テーマに関する文献や資料を集めて分析し、実地調査や関係行政機関・団体へのヒアリング調査、合宿や学内外の研究報告会での報告などを行いながら、課題の研究に精力的に取り組んできた。

プロジェクト研究の成果は、平成23年12月18日に宝塚市男女共同参画センター・エルにおいて、大学研究者や宝塚市議会議員、行政関係者、NPO関係者、一般市民等の方々をお招きした研究報告会で発表された。報告会では多くの方々が、学生たちの拙い研究成果を熱心にお聞き下さり、貴重なご助言を下さった。また、学生達のヒアリング調査では、西宮市総務局財務部財政課、西宮市環境局環境緑化部環境学習推進グループ、宝塚市企画経営部行財政改革室財政課、宇陀市企画財政部まちづくり支援課、甲東エココミュニティ会議(西宮市)、働くみんなの3R(宝塚市男女共同参画センター・エル登録グループ)、宇陀市室生のB&Bにしみね(西峯慶子氏)、神戸市のオテル・ド・麻耶の方々から温かな協力を得ることができた。ここに記して、各位に厚く御礼を申し上げる次第である。

研究活動に際して、ゼミ生の自主性、主体性を第一に考え、教員からの指導はあえて最小限にとどめたため、ゼミ生は研究活動そのもので随分苦労をしたものと思われる。多くの困難を克服し、大きな成果をあげたゼミ3期生に対し、私は敬意を表したい。大学の教室や図書館に遅くまで残り、文献や資料と格闘し、議論を重ねていた学生達の真摯な姿を、私は誇りに思うものである。なお、この報告書に示された個々の研究成果には残された課題や問題も少なくないが、その責の多くは指導教員の指導力の不足にある。願わくは、今後はゼミ生が卒業論文のなかでそうした未完の部分の克服に取り組んでくれることを期待している。

平成24年2月25日
関西学院大学経済学部 前田高志

平成 23(2011)年度研究プロジェクト活動記録

- 平成 22(2010)年 9 月 研究演習入門開講（ゼミ活動開始）
- 平成 23(2011)年 1 月 プロジェクト研究開始
- 5 月 30・31 日 第 1 回研究合宿（兵庫県西宮市：六甲保養荘）
- 6 月 23 日 西宮市役所ヒアリング調査（環境政策プロジェクトチーム）
- 6 月 29 日 関西学院大学経済学部財政学専攻 4 ゼミ合同研究報告会にて研究報告
- 8 月 8・9 日 第 2 回研究合宿（兵庫県宍粟市：楓香荘）
- 8 月 25 日 甲東エココミュニティ会議ヒアリング調査（環境政策プロジェクトチーム）
- 10 月 甲東エココミュニティ会議ヒアリング調査（環境政策プロジェクトチーム）
働くみんなの 3 R（宝塚男女共同参画センター・エル登録団体）
ヒアリング調査：複数回及びアンケート調査（税制改革プロジェクトチーム）
- 10 月 15 日 関西大学経済学部とのゼミナール関戦にて研究報告
- 11 月 大学生アンケート調査及び甲東エココミュニティ展示参加（環境政策プロジェクトチーム）
西宮市役所ヒアリング（環境政策プロジェクトチーム）
オテル・ド・麻耶ヒアリング調査（地方財政プロジェクトチーム）
- 11 月 4 日 西宮市役所財政課ヒアリング調査（地方財政プロジェクトチーム）
- 11 月 12 日 関西学院大学経済学部インゼミ大会にて研究報告
- 11 月 14 日 宝塚市役所ヒアリング調査（地方財政プロジェクトチーム）
- 11 月 21・22 日 宇陀市役所及び宇陀市室生区 B & B にしみねヒアリング調査（地域活性化(中山間地域)プロジェクトチーム）
- 11 月 26 日 名古屋市立大学経済学部・森ゼミ、関西大学経済学部・林ゼミ、同志社大学総合政策学部田中ゼミとの合同研究報告会にて研究報告
- 12 月 18 日 研究プロジェクト報告会（宝塚男女共同参画センター）
- 平成 24(2012)年 3 月 研究プロジェクト報告書刊行

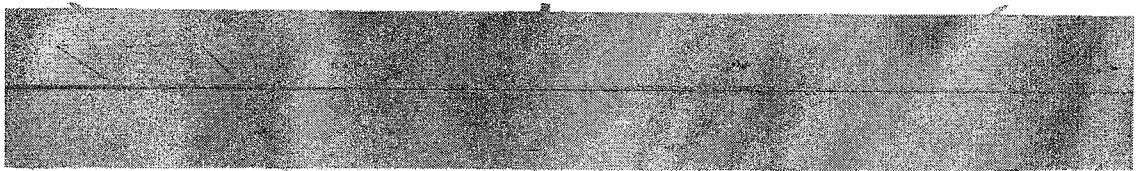
目 次

- I わたしたちのまちづくり大作戦～中山間地域の活性化 pp.1-21
地域活性化（中山間地域）プロジェクトチーム
芥川睦 小森彩 清水菜都美 小錢美穂 三好亮太
櫻間康介 土村亮太 遠藤洋紀
- II 大阪市における大型再開発と小売商業の再生 pp.22-39
地域活性化（大都市）プロジェクトチーム
上岡誠 奥野彰仁 鎌田早紀 美田嘉行
- III 女性のライフスタイルと税～配偶者控除はいらない？ pp.40-65
税制改革プロジェクトチーム
重久優也 市川真実 岩本悠里 島本綾香 鷹尾実和
堀越早由希 西岡正之
- IV 西宮市のごみ袋と家庭ごみの減量～地域の取組と学生視点の提言 pp.66-82
環境政策プロジェクトチーム
甲山敬悟 湯浅美穂 中永椋友 河野桃子
- V 震災復興と自治体財政～阪神・淡路大震災の経験から pp.83-103
地方財政プロジェクトチーム
秋月大和 伊藤健一 田部翠 長田彰紘 畑中智絵



前田ゼミ 3期生
平成 23年 11月 11日 インゼミ大会
にて

次ページ写真
研究プロジェクト報告会
平成 23年 12月 18日
宝塚市男女共同参画センター・エル



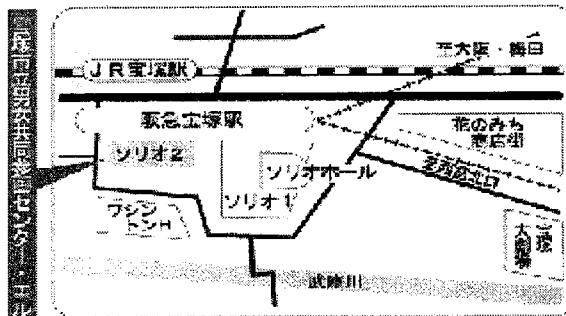
学生が提案する地域の再生

関西学院大学経済学部・前田ゼミ 第3回 プロジェクト研究報告会



日時 2011年12月18日(日曜日) 13:00~16:30 12時半開場

場所 宝塚市立男女参画共同センター・エル 阪急宝塚駅南 宝塚リオ2 4階



※どなたでも自由にご参加頂けます

私たち、関西学院大学経済学部・前田ゼミでは、財政学を軸に、地域・社会が抱える課題とその解決のための方策について、政策プロジェクト研究を行っております。

このたび、その成果を研究報告会において発表させて顶くことになりました。

年末のお忙しい時期ではございますが、多くの方々にお越し頂き、幅広い視点からご教示ご指導を賜りたく、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

関西学院大学経済学部
前田ゼミナール3回生一同

お問い合わせ先
関西学院大学経済学部 前田研究室
0798-54-6258
maeda@kwansei.ac.jp

プロジェクト研究テーマ(報告順)

1. 大阪市における大型再開発と小売業の再生
2. 私たちのまちづくり大作戦
中山間地域の活性化
3. 西宮市のごみ袋と家庭ごみの減量
地域の取組みと学生視点の提言
4. 女性のライフスタイルと税
配偶者控除はいらない?
5. 震災復興と自治体財政
阪神淡路大震災と西宮市・宝塚市の経験から

I わたしたちのまちづくり大作戦～中山間地域の活性化

地域活性化（中山間地域）プロジェクトチーム

芥川睦 小森彩 清水菜都美 小錢美穂
三好亮太 櫻間康介 土村亮太 遠藤洋紀

構 成

- 1 研究概要
- 2 過疎地域の活性化の必要性
 - 2-1 日本における過疎地域の概要
 - (1)公益的機能の算出
 - (2)過疎地域における公益的機能の評価額算出
 - 2-2 活性化の必要性
- 3 地域活性化成功例
 - 3-1 高知県馬路村
 - (1)馬路村概要
 - (2)馬路村の活性化への取り組み
 - (3)馬路村活性化成功要因
 - 3-2 大分県由布市
 - (1)由布市の概要
 - (2)活性化以前の湯布院
 - (3)活性化への取り組み
 - (4)現在の湯布院・課題
- 4 成功へのキーポイント
- 5 活性化途中の事例を挙げて～奈良県宇陀市～
 - 5-1 宇陀市概要
 - 5-2 宇陀市の現状
 - (1)人口推移
 - (2)住民の宇陀市への愛着
 - (3)観光客推移
 - 5-3 宇陀市の活性化取り組み内容
- 6 キーポイントから見る成功例と宇陀市の比較
- 7 宇陀市の施策の問題点と提案
 - 7-1 宇陀市の課題
 - 7-2 宇陀市への解決策提案

7-3 宇陀市活性化に向けての具体的提案例

8 研究総括

参考文献

1 研究概要

現在、日本には多くの過疎地域が存在しているが、高齢化・少子化などの問題により、地域の維持が困難となっているところは少なくない。

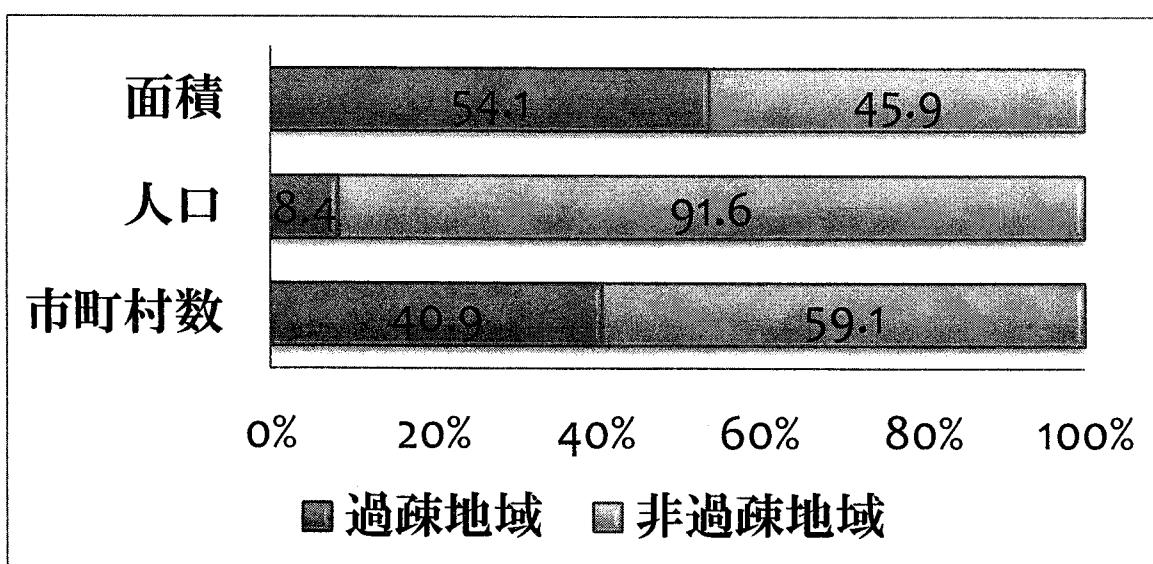
この報告ではまず、なぜ過疎地域において活性化が必要なのか、過疎地域の活性化の必要性を明らかにする。そして、日本の過疎地域の現状と活性化に対する取り組みを、活性化に成功した高知県の馬路村と大分県の由布市を、また活性化途中の奈良県宇陀市をとりあげて紹介する。最後に、それらの3つの地域を比較し、活性化に成功していない宇陀市に何の問題があるか探り、その問題点を踏まえて、活性化途中地域を活性化させるにはどのような活動を行えばよいかを考察する。

2 過疎地域の活性化の必要性

2-1 日本における過疎地域の概要

過疎地域とは、過疎地域活性化特別措置法第一条より、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産能力及び生活環境の整備などが、他の地域に比較して低位にある地域のことであると定義づけられている。図2-1では、過疎地域の概要を面積・人口・市町村数の三点に絞って示してみる。

図2-1 過疎地域概要



過疎地域と非過疎地域の面積を比べると、過疎地域のほうが若干大きいが、ほぼ同程度である。しかし、人口は非過疎地域のほうが非常に多く、面積を考慮すると過疎地域は面積に対して人口が非常に少ないことがわかる。また、市町村数は非過疎地域の方が少し多くなっている。

2-2 活性化の必要性

私たちは、活性化とは地域経済の発展のことだと定義づけた。過疎地域の問題として、生活が不便なこと、雇用が少ないとなどが挙げられる。これらを解消するために、地域経済自体を発展させれば、生活の不便の改善や雇用の増加につながると考えたため、私たちは過疎地域の活性化について、このように定義づけを行った。

過疎地域の問題、先述した生活が不便であること、雇用が少ないとなどにより、人、特に若者などの労働層が外部に流出していき、更に過疎化が進む。過疎化が深刻化していくと、その地域に人がいなくなってしまい、地域自体がなくなってしまう。地域がなくなることにより、次の3つの問題が起こる。

1つ目に、国土が守れなくなる。過疎地域の総面積に対する森林の割合が80%となっており、この森林の約半分が人の手によって管理されないと枯れてしまう人工林というものである。森林が荒れてしまうことにより、森林が持つ役割（公益的機能）が失われてしまい、周辺地域に様々な悪影響を与えててしまう。国土を守るとは、活性化をして人を確保することにより、森林を管理し、公益的機能を保つということである。後に、公益的機能に關して詳しく説明する。（下記※以降参照）

2つ目に、地域コミュニティの維持ができなくなる。地域コミュニティというのは、住民の交流が行われている地域社会のことを表し、人が生きていくのに他人との交流は不可欠である。

3つ目に、文化の維持ができなくなる。それぞれの地域に、食事や習慣、祭事など、地域独自の文化・伝統がある。地域がなくなることと同時に、貴重な文化・伝統が失われることになる。

これらの問題を解決するために活性化、地域経済の発展が必要となる。ここで森林の公益機能について整理しておきたい。公益機能とは森林が持つ多面的機能のことであり、二酸化炭素の吸收や洪水の緩和など、私達の暮らしに多くの恵みを与えている。先に、過疎地域の公益的機能による価値が消滅すると述べているが、以下でその詳細を説明する。

（1）公益的機能の算出

①算出対象

まず、過疎地域の約80%は森林であるという。過疎地域を直接的な経済機能の視点からみると、市場価値で評価できる、市場機構を通じた農業や林業部門での生産機能と、市場価値として換算されにくい公益機能の2つがある。2つ目の市場価値として換算されにくい機能は森林の機能のことであり、とても多く存在する。例えば、大気浄化や水資源のかん養、洪水の防止・軽減など、他にも多くの種類がある。今回の研究では、その換算されに

くい機能について計算してみた。水田も同様に機能を有するが、今回は水田の公益的機能の算出については省略する。

②評価対象物

ここではその公益的機能の対象物について説明する。いろいろな種類の機能を、大きく 8 つの種類にわけて評価した。二酸化炭素吸収、化石燃料代替、表面侵食防止、表層崩壊防止、洪水緩和、水資源貯蓄、水質浄化、保健・レクリエーションの 8 つだ。

③評価方法

次に 8 つの機能の評価方法について説明する。森林、農地の公益的機能は、市場価格では評価できない。そこで、代替法、ヘドニック法、トラベル・コスト法、CVM 法などの手法で計算される。今回は代替法で評価した。

代替法とはどういうものなのかというと、森林や水田、過疎地域等が持っている公益的機能を、人為的、人工的手段で代替した場合に必要なコストを算出して、それを公益的機能の評価額とする手法のことだ。

④各機能の算出

ここからは各機能と評価額見していく。

- ・二酸化炭素吸収：森林バイオマスの增量から二酸化炭素吸収を算出し、石炭火力発電所における二酸化炭素回収コストで評価。1 兆 2391 億円。
- ・化石燃料代替：木造住宅がすべて鉄筋コンクリート・鉄骨プレハブで建設された場合に増加する炭素放出量を二酸化炭素回収コストで評価。2261 億円。
- ・表面侵食防止：有林地と無林地の侵食土砂量の差を堰堤の建設費で評価。28 兆 2565 億円。
- ・表層崩壊防止：有林地と無林地の崩壊面積の差を山腹工事費用で評価。8 兆 4421 億円。
- ・洪水緩和：森林と裸地との比較において 100 年確率雨量に対する流量調節量を治水ダムの減価償却費及び年間維持費で評価。6 兆 4686 億円。
- ・水資源貯留：森林への降水量と蒸発散量から水資源貯留量を算出し、これを利水ダムの減価償却費及び年間維持費で評価。8 兆 7407 億円。
- ・水質浄化：生活用水相当分については水道代で、これ以外は中水程度の水質が必要として雨水処理施設の減価償却費及び年間維持費で評価。14 兆 6361 億円。
- ・保健・レクリエーション：自然風景を観賞することを目的とした旅行費用により評価。2 兆 2546 億円。

合計評価額 70 兆 2638 億円

(2)過疎地域における公益的機能の評価額算出

公益的機能を有する森林には人工林と天然林の 2 種類がある。天然林は人の管理がなくとも荒廃しない森林のことであり、人工林は人の管理がなければ荒廃していく森林のことである。また、全国の森林総面積における人工林の割合は 40% である。

全国の森林総面積における公益的機能の評価額は 70 兆 2638 億円であり、全国森林総面積における過疎地域の森林総面積は 56%である。

以上により、過疎地域の公益的機能は

$$70 \text{ 兆 } 2638 \text{ 億円} \times 56\% \times 40\% = 15 \text{ 兆 } 7390 \text{ 億円}$$

と、算出される。

過疎化が深刻になり、過疎地域がなくなってしまうことにより公益的機能も失われてしまい、都市部の住民にもおよそ 15 兆億円もの被害がでてしまうのである。

3 地域活性化成功例

3-1 高知県馬路村

(1)馬路村概要

図 3-1 に示すように、馬路村は高知県安芸郡に位置し、人口 992 人、世帯数 460 世帯の小さな村である。面積は 165.52 km²で、96%が山林、そのうち 75%が国有林となっている。かつては二つの営林署によって国有林の経営が行なわれてきた林業の村である。やなせ杉に代表される良質の杉材の産地であり、高知県の林業を支えてきた。しかし、山村特有の過疎化が進行し、国有林業事業の経営合理化による職員の転出が拍車をかけ、林業収入が減少傾向にあった。そこで、現金収入を求めてゆずの栽培を始めた。

このようにして、馬路村のゆずを使った活性化への取り組みが始まったのである。次に、具体的な活性化への取り組みを取り上げてみる。

図 3-1 馬路村位置関係

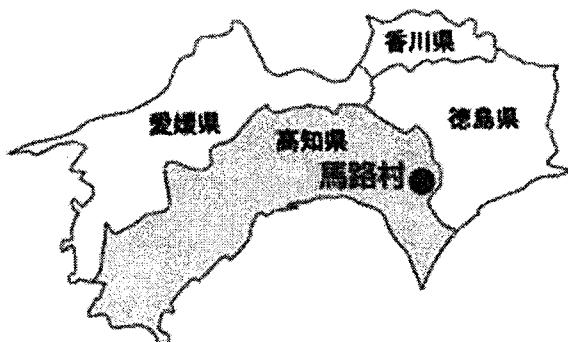


表 3-1 馬路村概要

人口	992人
面積	165.52Km ²
財政力指数 (2009年度)	0.16
地域資源	ごくくん馬路村 (ゆずジュース), ゆずの村(ポン酢), やなせ杉

(2)馬路村の活性化への取り組み

①現金収入を求めて始めたゆず栽培

昭和 35 年ごろからゆずの栽培が盛んになった。この頃からゆずの栽培面積を少しづつ増

加させ、生産量も拡大させた。初めはそれらのゆずを青果物として販売していたが、以下の二点が原因で農協は赤字を抱える状況になってしまった。まず一点が、生産の増加と共にゆずが売れ残ってしまったこと。もう一点が、生産者の高齢化に伴い手入れが行き届かず形の悪いゆずが増加したことである。このような状況を打破するためにも新しい対策が必要になってきた。

②馬路村活性化キーパーソンの東谷望史氏

そこで、ゆずを青果物ではなく加工品として販売する方向を模索し始めた。それが、馬路村農業共同組合長の東谷望史氏である。東谷氏は、ゆずの開発・生産・販売に携わった。特に高知県内のホテルや土産物店で扱ってもらうための営業活動や百貨店での催事に力を入れ顧客を増やすことに成功した。催事での顧客を広げていき、今では馬路村農協のゆず加工品の主要販売路となっている通信販売も開始されている。

③ゆずドリンク「ごっくん馬路村」

ゆず加工品の中で、馬路村を活性化へと導いた商品が「ごっくん馬路村」である。(写真3-1)東谷氏はゆずの消費を拡大させるために100円で飲めるゆずドリンクの開発を思い立った。自分の子供に安心して飲ませることのできるドリンクの開発を目指し、ゆずと蜂蜜を入れて試作が開始された。そして、試作を繰り返すうちに「限りなく水に近いゆずドリンク」というコンセプトにたどり着き、ようやく子供も納得するものを完成させた。

「ごっくん馬路村」というネーミングは、採用したビンが大きな飲み口で一気に飲むことができたため、その擬音表現である「ごっくん」と地名の「馬路村」を足して名付けられたものである。ラベルのデザインは、高知市のアークデザイン研究所の田上泰昭氏に依頼した。このデザインは、村の元気な子供が「ごっくん馬路村」を飲む様子が描かれたもので、農協の堅いイメージとはかけ離れた遊び心あふれるものになっている。

こうして発売された「ごっくん馬路村」は、当初はあまり売れなかつたものの、テレビCMの放映によって売り上げは伸び、現在では馬路村農協を代表する商品の一つである。

写真3-1 ごっくん馬路村

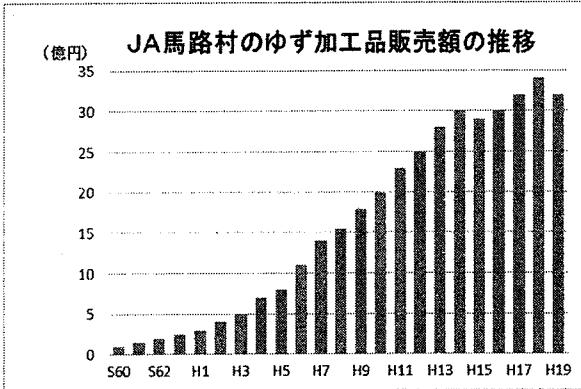


④5つの波及効果

このような成果からの波及効果を調べてみた。私たちが一番注目したのが、ゆず加工品販売額の推移である。ゆず加工品を販売し始めてから、加工品販売額が全体的に見て右肩上がりになっている。(図3-2)所々減少している所は、台風の影響や不作、従業員の高齢化

が進み、需要に原料供給が追いつかなかったことが原因である。ここからも、馬路村が活性化に成功したことが目に見て分かるだろう。

図 3-2



参考：JA 馬路村資料より

このほかに、以下の 4 つの波及効果が見られた。まず一つ目が、「安定した雇用の提供」が可能になったことである。加工場、コールセンター、配達センターなどで働く人々、生産者といったゆずの販売に携わる者の必要性が増したことから雇用が増大した。二つ目が、「派生した地方出身者が都会から地方に戻る U ターンや、その地の魅力を感じて出身地などの地縁のない所に移り住む I ターンの増加」である。過疎や就労の場の不足に悩んでいた馬路村にとって、U・I ターンの増加はこれらの問題を緩和させた。また、U・I ターンの受け皿としての農協の役割は大きいものとなった。三つ目が、「観察団を含む観光客の増加」である。ゆず加工品の全国的な人気と共に増加した。農協が商品を発送する際に同封する村の情報発信が、観光客増加の要因に挙げられる。そして最後が、「合併の防止」である。平成の大合併以前から周辺地域からの合併の話があったものの、村民の反対により合併せず単独での生き残りを図っていた馬路村だが、ゆず加工品の売上が増加し村に財源ができたため、その後も他の地域に吸収合併されずにすんだということが挙げられる。

(3)馬路村活性化成功要因

馬路村が活性化に成功した要因を考えたところ、「人と組織」ではないかという結論に至った。東谷望史氏(人)が中心となり、JA や村の住民(組織)が一体となることで活性化に成功したのではないかと考えた。その地の資源をいかに活かすか、どのように活かすかを考える「人」がいて、それに協力する「住民・組織」の力がある。この 2 つがそろって初めて、活性化への取り組みが始まるのではないか。中心人物はもちろんあるが、それに納得して協力してくれる住民や組織があってからこそ、様々な取り組みができるからである。

3-2 大分県由布市

(1)由布市の概要

大分県中部に位置する由布市は、2005年に挾間町・庄内町・湯布院町が合併して誕生した市で人口35386人、面積319.16km²。北部から南西部にかけては由布岳など1000m級の山々が連なり、由布岳の麓には由布院盆地が形成されているなど自然に恵まれた街である。

また、旧湯布院町には由布院温泉という全国屈指の人気温泉地がある。今ではランキンギ常連の湯布院温泉だが、1970年以前では考えられなかつたことであった。

図3-1 大分県地図



表3-2 由布市概要

人口	35,386人
面積	319.16km ²
財政力指数 (2009年)	0.51
地域資源	由布院温泉、辻馬車、 由布岳、ゆふいん音楽祭、 牛喰い絶叫大会、金鱗湖

(2)活性化以前の湯布院

活性化以前、1970年以前の湯布院はこれといった観光資源がなく、寂れた温泉街だった。土地が小さく、当時の日本で流行していたリゾート観光のスタイルに対応できていなかつたことも原因のひとつとして挙げられている。

このままでは湯布院の温泉街が潰れてしまう、旅館経営者たちは危機感を抱いていた。そんなとき湯布院の町にゴルフ場建設の計画が浮上したのだ。そこで湯布院の大事な自然が破壊されてしまうことに反対する旅館経営者が立ち上がった。その中心となった人物、溝口薰平、中谷健太郎、志手康二ら3氏が「湯布院の自然を守る会」を発足させたのだつた。

その後、彼らの精力的な活動により無事ゴルフ場建設の計画が消滅したが、ゴルフ場建設の件から湯布院には自然という地域資源がある、その資源を生かして湯布院の観光を再生することはできないかという考えが生まれた。その翌年、「明日の湯布院を考える会」として湯布院の温泉地再生のため、「自然を守る会」から進路を転換させた。

当時の日本には自然環境を生かした観光を行って成功している地域がなかつたため、そのような観光を積極的に行っているヨーロッパに、当時の町長の個人的な金銭的支援を受

け、研修旅行を行った。

(3)活性化への取り組み

その研修旅行によって学んだものを活かし、明日の由布院を考える会の考えた取り組みとしてまずは当時流行っていた大型のリゾート観光との差別化。リゾート地＝歓楽街がある、収容人数が多いなどと言った特徴があるが、歓楽街がないのを逆手に取り、女性にターゲットを置き、また収容人数が少ないということも利用し、個人旅行の顧客の獲得を目指し、団体旅行とは違う高級なイメージ作りを考えた。

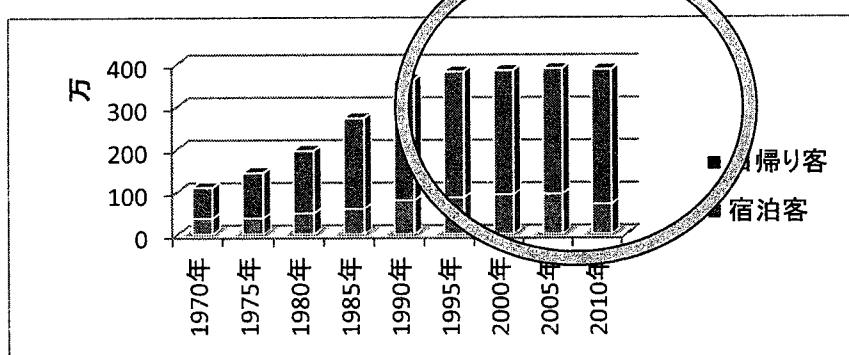
その次に辻馬車・牛くい絶叫大会・ゆふいん音楽祭・ゆふいん映画祭などの自然豊かな湯布院の風土に合った、独自の行事を生み出し、雑誌、TVなどのマスコミに取り上げられるようになったので、人々の興味を集め、観光客を増加させた。

また2000年に人材育成ゆふいん財団を設立し、活性化継続へ向けての若い活性化担い手を育てることを目標としている。

(4)現在の湯布院・課題

さまざまな取り組みの結果、1970年～現在まで観光客が100万人から400万人前後まで、四倍弱の増加している。しかし、ここ15年ほどは減少こそしていないものの横ばいの状態が続いている。原因として不景気の影響で、観光単価の高い湯布院が避けられていること、観光客増加による湯布院の「静かな」景観の破壊などが挙げられる。これらが今の湯布院の課題で、どう乗り越えていくかが活性化継続のポイントともいえる。

表3-1 湯布院温泉観光客推移



参考：「由布市観光動態」

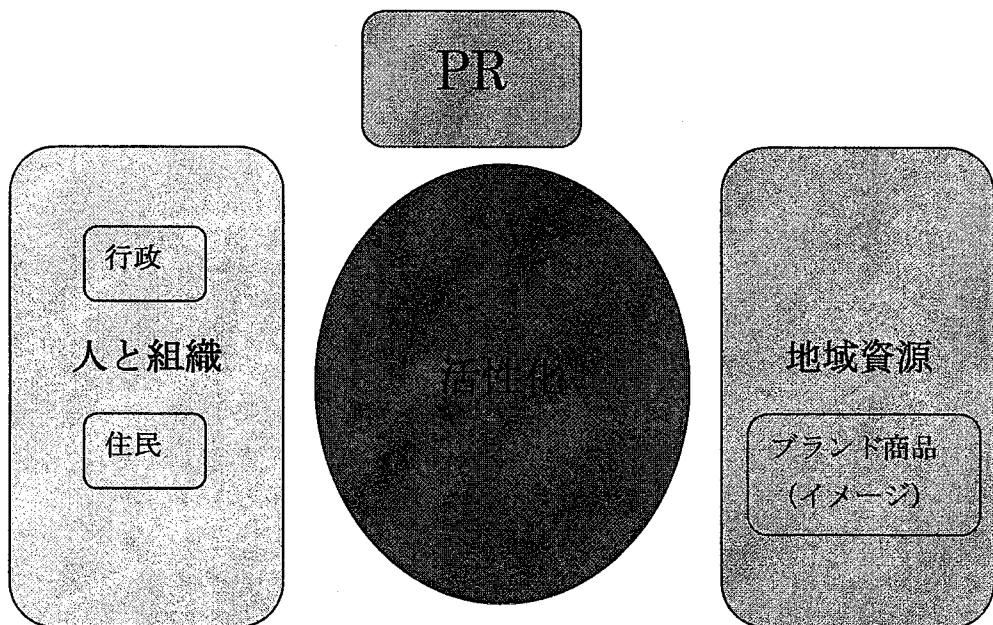
4 成功へのキーポイント

ここまで、活性化に成功した地域を調べ、取り上げてきた。その中で私たちなりに活性化に成功した地域の共通のキーポイントを考えだした。それは大きく分けて3つある。

まず1つ目にそれぞれの地域にはその地域特有の資源がある。そして活性化に成功した地域はその地域資源をうまく活用している。馬路村ではゆずを使ったごっくん馬路村、湯布院では温泉など地域資源を活用し、その地域でしか味わうことができないもの、つまり

ブランド化に成功したのである。また 2 つ目にその地域資源をブランド化させるには、世間に認知してもらうための PR 活動が非常に重要になってくる。活性化に成功した地域はその PR 活動がうまく行われており、世間に広く認知されている。最後にその地域に住んでいる人がとても重要になってくる。まず地域を活性化させようと考え、行動をとれる人。その人を中心とした組織というものが作られている。その組織が中心となり、リーダーシップをとることが重要になってくる。また周りの住民や行政の助けなしでは活性化は成功することができない。住民・行政が共に活性化に向けて取り組み、町全体が一つにまとまることが非常に大切だと考えた。このように私たちは活性化にはこの 3 つのキーポイントが存在すると考えた。

図 4-1 成功へのキーポイント



5 活性化途中の事例を挙げて～奈良県宇陀市～

5-1 宇陀市概要

では実際に現在活性化に取り組み途中である、奈良県宇陀市を例に挙げてみることにする。図 5-1 に示すように、宇陀市は 2006 年に大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村が合併して誕生した奈良県北東部に位置する中山間地域である。人口は 34233 人、面積は 247.62k m² で面積の 72% が山林だ。また宇陀市には、室生寺、宇陀金ごぼう、菟田野毛皮、又兵衛桜などといったたくさんの地域資源が存在している。

図 5-1 宇陀市の位置

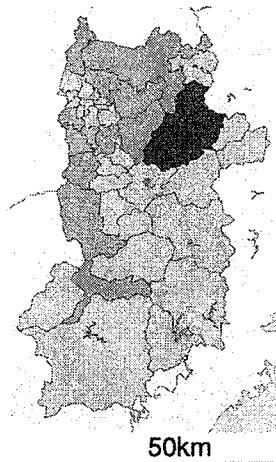


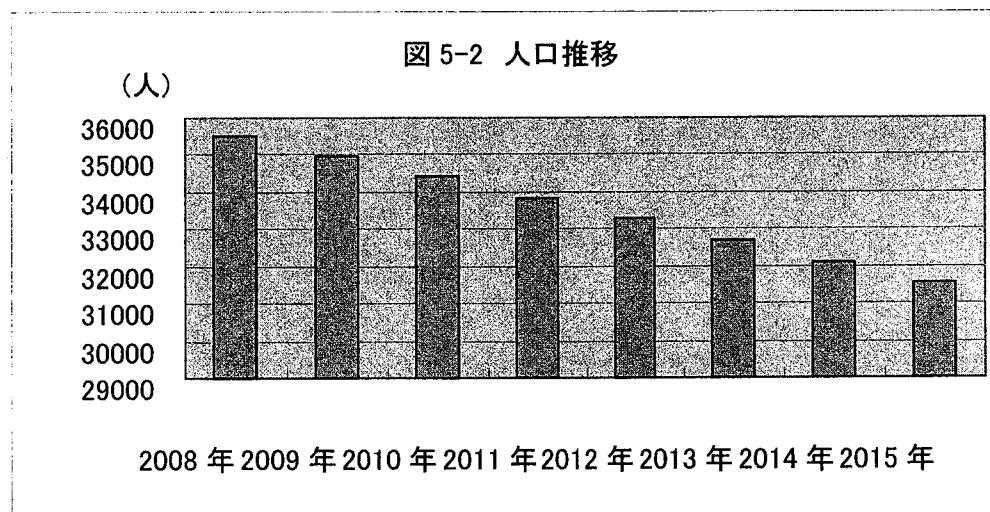
表 5-1 宇陀市概要

人口	34,233人
面積	247.62km ²
財政力指数 (2009年)	0.35
地域資源	又兵衛桜、室生寺、宇陀金ごぼう、 大和茶、菟田野毛皮、松山地区

5-2 宇陀市の現状

(1) 人口推移

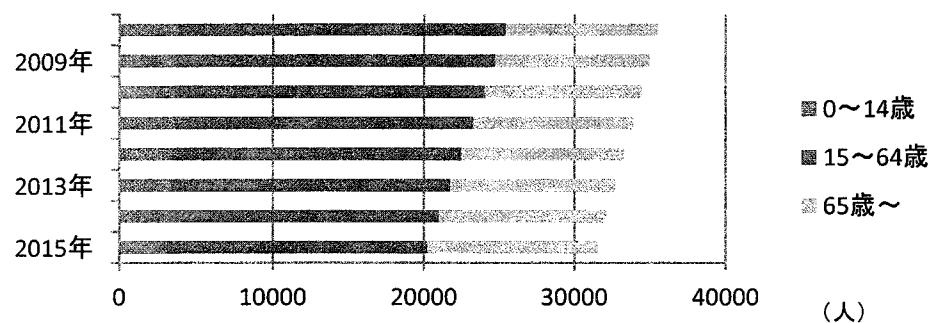
図 5-2 に示しているように、人口は減少傾向にある。全国的に見ても少子高齢化は進んでいるが、宇陀市でも同じことが言える。2015 年には 31533 人になると予測されている。



参考：宇陀市総合計画

また、図 5-3 にある年齢 3 階層別で推移を見てみると、65 歳以上の老人人口が年々増加していることがわかる。高齢化率を算出してみたところ、奈良県全体では 19%、宇陀市では 26% と、宇陀市の高齢化進行度が速いことがわかる。また 15 歳から 64 歳の生産年齢人口も減少しているが、宇陀市から短時間で大阪などへ出ることが出来るという利便性の良さが、若者の流出に繋がる 1 つの要因と考えられる。

図5-3 年齢別人口推移

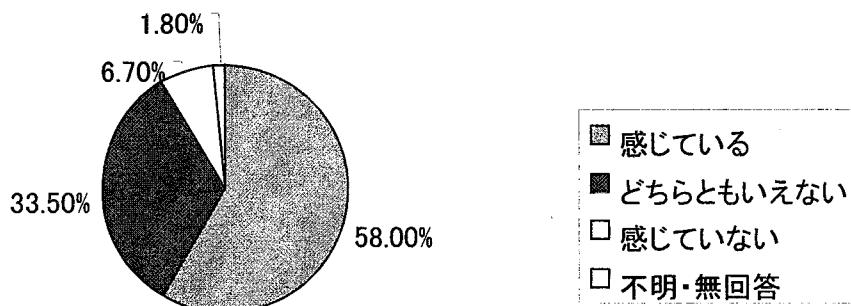


参考：宇陀市総合計画

(2)住民の宇陀市への愛着

さらに地域に対する愛着が足りないことも挙げられるだろう。市民へのアンケート調査の実施で図5-4にあるように、約4割の市民が愛着を感じていない。このことについても問題があるだろう。

図5-4 住民意識調査～愛着について～



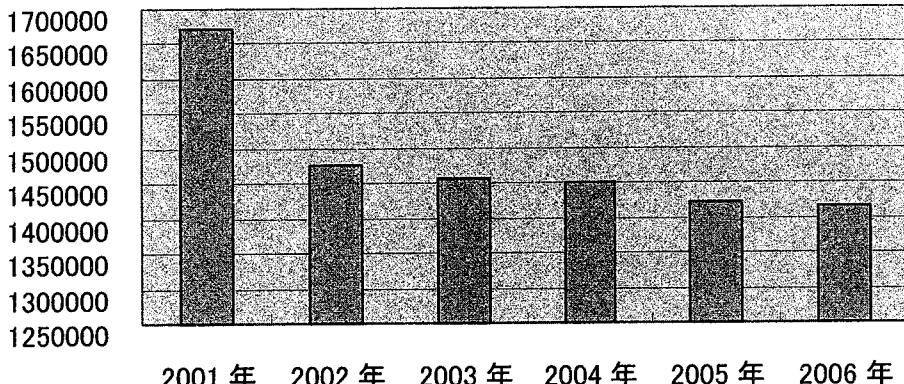
参考：宇陀市総合計画

(3)観光客推移

次に観光客数であるが、図5-5でもわかるように減少傾向にある。特に2001年から2002年にかけて約半数の減少については、台風の影響で地域資源である、室生寺が閉鎖されたことが原因であるとされている。観光で特に人気地とされているため、この影響は大きいものとなつた。

図 5-5 観光客数推移

(人)

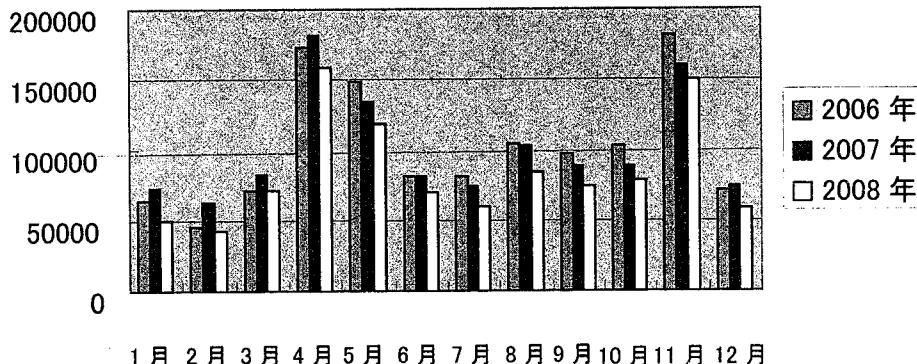


参考：宇陀市総合計画

また図 5-6 より、季節別で観光客数を比較してみると春と秋の時期に大きくのびており、桜や紅葉の見物客によるものであると考えられる。

図 5-6 季節別観光客数推移

(人)



参考：宇陀市総合計画

このように、観光客数の動きには地域資源の存在が大きく関わっていることがわかるだろう。

最近では、観光に対する意識や行動が転換してきており、消費型の「観る」観光から、参加型の「行動する」観光へと移行してきている。

5・3 宇陀市の活性化取り組み内容

まず生活産業の基盤整備を目的としたハード面としては、道路や病院の建設がある。駅前など市の玄関口となるところは特に改善していくこと、道路の整備を行っている。また平成 25 年春には、宇陀市立病院が完成予定である。昭和 29 年に開院された市立病院は老

朽化が進んでいるだけでなく、増築を繰り返し内部も複雑になりさらに耐震基準も満たしていないため建て替えが必要となった。また合併に伴い、地域ごとにアンテナをおきケーブルTV回線を全戸に取り付けた。これにより地域のイベント情報提供がスムーズになった。

次に技術や情報および人材育成を目的としたソフト面としては、まちづくり協議会の設置が挙げられる。まちづくり協議会とは、地域の身近な問題解決に向けて地域が一体となって取り組む組織であり、目的は地域コミュニティの充実強化を図り、地域が一体となって身近な問題を解決できる地域社会の形成を目指すものである。これは熱心な住民と自治会といったような住民同士の協働、協力して働くことが大切となってくる。現在はまちづくり協議会準備委員会を設置し、審議を進めているところである。

この他にも、人口減少に歯止めをかけるため、市内にある利用されていない空き家や空き地を活用するという、空き家情報バンクシステムの設置がある。このシステムは、所有者が売却または賃貸する意思のある空き家、空き地について市と仲介に関する協定を結んだ宅地建物取引業者を通じて情報を登録し、市のHPなどを用いて利用を希望する人に紹介するというものである。これについては、市としての信頼感が生まれるとさらに問い合わせが増加するだろうと考えられている。

さらには婚活パーティーといった催事も行われている。有機野菜の収穫や室生寺散策などで交流を深めるといったもので、行政が関わっているため信頼感がある。しかしこの催事への参加は宇陀市民に限られていないため、カップルが誕生しても宇陀市民でなければ宇陀市の活性化に貢献出来ないということでメリットが市民にないと意味がないのではと、今後この催事の在り方について考えていくべき課題となっている。

今後は、先に述べた地域資源を活かし全国にPRするといった観光に力を入れていく方針である。

6 キーポイントから見る成功例と宇陀市の比較

ここで宇陀市と活性化に成功した地域を比較してグラフに表してみた。地域資源があるかなど、このグラフは私たちが今まで調べたことをもとに判断した。

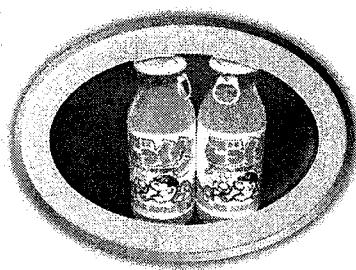
図 6-1 成功例と比較表

	地域資源	ブランド商品 (イメージ)	PR	住民	行政	人と組織	利便性
馬路村	○	○	○	○	○	○	×
由布市	○	○	○	○	×	○	△
宇陀市	○	△	△	△	△	△	○

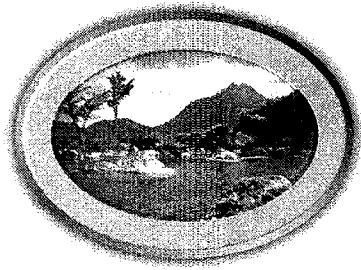
①地域資源

最初に地域資源だが、先ほども取り上たように、馬路村にはゆずを使ったごっくん馬路村、由布市は温泉など、自然豊かな風土を表現しブランド化に成功したものがあげられる。宇陀市にも又兵衛桜、室生寺などの地域資源がある。

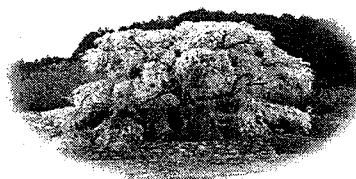
写真 6・1 各地域の特産物



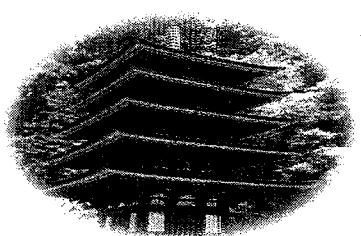
馬路村 ごっくん馬路村



由布市 由布院温泉



宇陀市 又兵衛桜

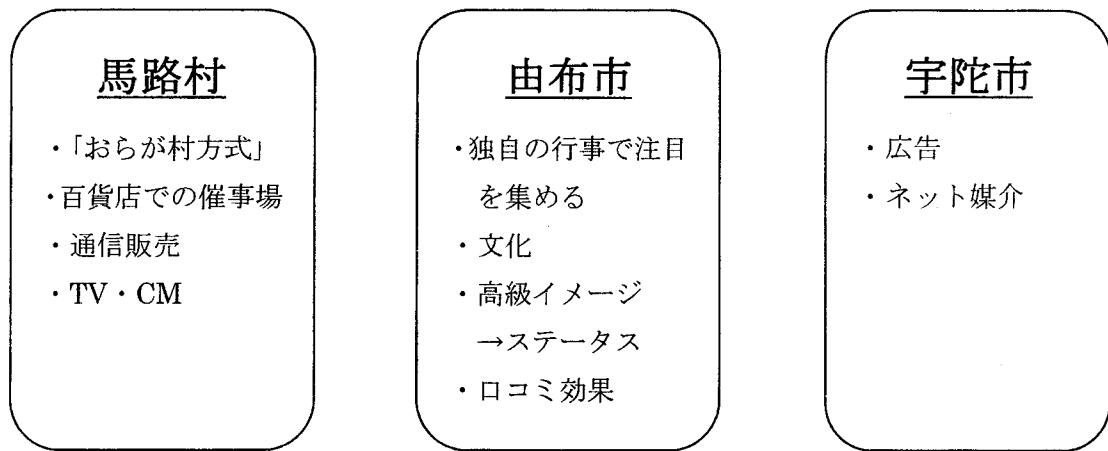


宇陀市 室生寺

②PR 方法

次に PR だが、馬路村では「おらが村方式」といって、1つの商品だけでなく馬路村全体を宣伝することにより、村まるごとをブランド化し、それを口コミしてもらう方法などを行っている。その他にも百貨店での催事場や通信販売や T V ・ CM による PR 活動を行っている。由布市では音楽祭や牛鳴い絶叫大会などその地域だけしか行われない独自の行事で注目を集めた。また自然を活かした独自の文化などを体験することができる。宇陀市では広告やネット媒介などで宣伝を行っているが、先にあげた 2 つのように特別な PR 方法を取っておらず、うまく又兵衛桜や室生寺などの地域資源を世間に PR できていない。

図 6・2 各地域の PR 方法



③住民・行政・人と組織

そしてその地域の人々や行政について調べてみると、馬路村では農家の方々が積極的に行い、行政もしっかりと支援をし、ゆずのブランド化に成功している。由布市でも旅館経営者たちが積極的に行い、行政は非協力的だったが、当時の町長が個人的に金銭的な支援を行っていた。宇陀市では、行政から発信しようと動いているが、うまく住民を引っ張ることができず、また住民が消極的で行政にあまり協力せず、バラバラな状態にあるのが現状である。そこで現在宇陀市ではまちづくり協議会(図 6・4 参照)の設置を考えている。

図 6・3 各地域の住民・行政

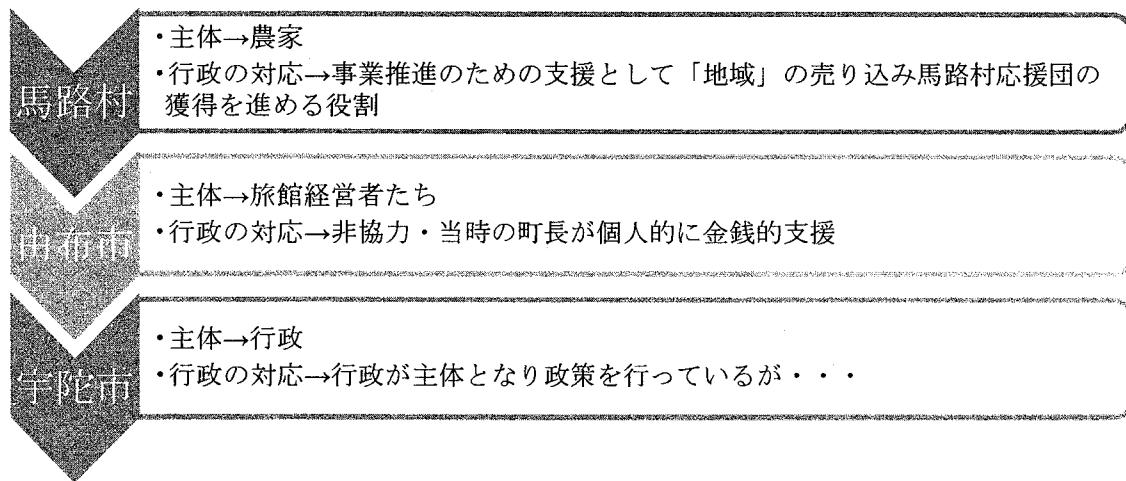
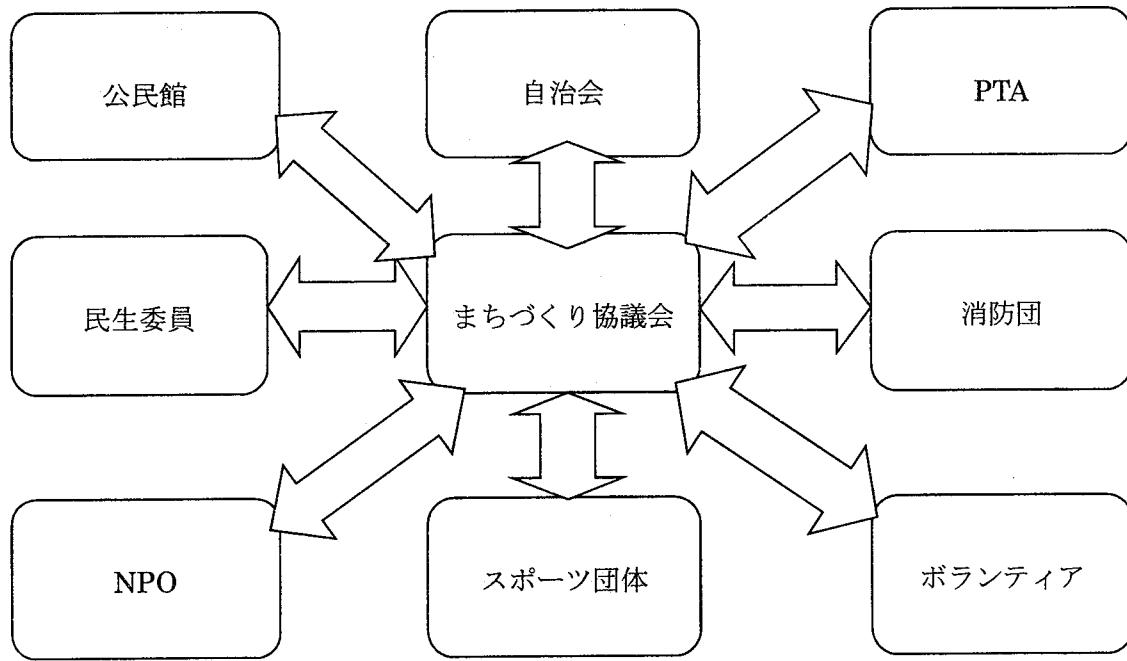


図 6・4 宇陀市まちづくり協議会組織図



参考：宇陀市提供資料

④利便性

最後に利便性だがその地域圏の都市からその土地までの公共交通機関を利用した所要時間を元に判断する。まず馬路村は、高知駅から電車やバスを使い 2 時間で行くことができるが、バスの時刻表を見ると、三時間に一本しか走っておらず、利便性がいいとは言えない。由布市(由布院温泉)は博多駅から観光電車を使い 2 時間強。そして宇陀市は、大阪から電車を使い 45 分で行くことができ、この中で群を抜いて利便性が良いと言える。

7 宇陀市の施策の問題点と提案

7-1 宇陀市の課題

これまで宇陀市と馬路村と湯布市を比べてきたが、それから浮かび上がる宇陀市の問題点を挙げる。

① 地域住民の強い自主性が見られない

2006 年に、宇陀郡大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村が合併して出来た新しい市である。それ故に宇陀市としての統一感が確立できていない。

② 観光資源を生かしきれていない

地域資源に農作物の大和野菜や、観光資源の寺院や桜など多くあるが、一つに絞りきれず、宇陀といえば「これ」というものが挙げられず、ブランド化できていない。

③ PR がうまくできていない

馬路村なら「おらが村方式」、由布市なら高級温泉地というイメージをつけるといったよ

うな外部にむけての宇陀市独自の目立った PR がない。

④ 利便性が裏目に出ている

大阪から 1 時間という好位置にあるが、それが逆に宇陀市から都市部に若者が流出している原因の一つになっている。

これらの問題を内部的課題と外部的問題に分けて考える。内部的課題は①住民の意識の問題と、②光資源をブランド化するために、どのようにして資源にそこまでの価値をつけるかということである。外部的課題は、③外部に向けての情報発信の行い方と④利便性がよいという点をどのように生かすかということである。様々な面で考えるとそれぞれ内部的なところと外部的なところを持ち合わせているが、今回はわかりやすいように性質をこの 2 つに分けている。

7-2 宇陀市への解決策提案

内部的解決策として、持続可能な活性化を目指すために、人を育てる組織が不可欠である。そこで、先ほど紹介した宇陀市の「まちづくり協議会」が重要になってくる。湯布院や馬路村のように、責任を持って活性化を行っていこうとする先駆者がいなければ、その役割を行政が担わなければならない。まず行政が環境作りを行い、人を作る組織が発達し、その中で宇陀市の未来を担う若者を育成する。そして外部の人の意見を聞いたり、市の良さを勉強したりすることにより、宇陀市を活性化に導く人物が現れるだろう。

外部的解決策として、PR の方法の一つで観光のターゲットを絞ることである。特定のターゲット向けの観光ルートを提案することによって、より消費者の希望に沿える事ができ、さらに宇陀市の独自性を表現しやすいと考えた。

7-3 宇陀市活性化に向けての具体的提案例

内部的課題は市の住民等の意識的な問題で、人づくりや地域力づくりの問題である。それ故に我々が一時的な解決策を生み出せるものではない。よって外部的課題に向けた提案例を挙げようと思う。

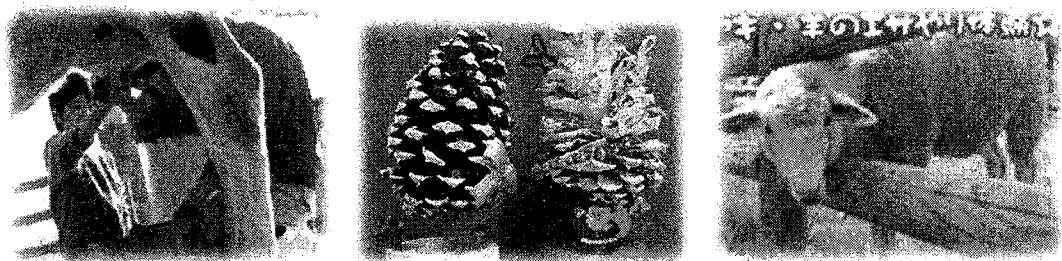
今回は外部的解決策として、宇陀市の南西に位置する松山地区の観光資源を挙げた。松山地区は国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている趣のある町並みが特徴である。そして、今回は消費者のターゲットを女性に定めている。現在「女子会」という言葉が流行っており、女性だけでの食事や旅行など、様々な場面で使われている。また、松山地区には女性が興味をもちやすそうな観光資源が多いという印象が見られたため、「女子会」をテーマに観光地をピックアップして我々の提案例とする。

①うだ・アニマルパーク

まず初めにおすすめするスポットは、「うだ・アニマルパーク」である。榛原駅からバス

で 15 分、そこから徒歩 5 分の位置にある。ここでは、様々な動物たちと触れ合うことはもちろんだが、レギュラーイベントや月ごとにイベントが開催されている。例えば 12 月は、お正月しめ縄作り体験、餅つき大会、キャンドル作りなどその時期ならではのイベントが開催されている。また、無料で参加できるお楽しみイベントも開催されており、クリスマスイベントとして、ソリに乗って記念撮影ができたり、松ぼっくりでツリーを作るなど動物と触れ合うこと以外のイベントでも楽しめる。

写真 7-1 うだ・アニマルパーク



②茶房「あゆみ」

女子会と言えばカフェでお茶をするという定番のプランがあるようだ。そこで宇陀市にあるカフェで私たちがお勧めするのはこの、古民家カフェの「茶房あゆみ」である。築 180 年の古民家で、1 階ではおしゃれなランチが食べられ、2 階では部屋の見学ができる。榛原駅からバスで 20 分と少し不便ではあるが、繁華街から離れているので、普段の忙しさを忘れて、ゆっくりくつろぐことができる。

写真 7-2 茶房「あゆみ」



③又兵衛桜

3 つ目に地域資源である又兵衛桜を挙げたい。樹齢 300 年と言われており、県の保護樹となっている枝垂桜である。又兵衛桜という名前の由来は、大坂の役で活躍した戦国武将にちなんでつけられ、またこの桜はNHK 大河ドラマのオープニング映像で使用されたことで有名になった。榛原駅からバスと徒歩を利用して 40 分、夜にはライトアップもされ幻想

的な桜を見ることができる。

以上紹介してきた 3 つの場所は松山地区周辺にあり、宇陀市は大阪から約 1 時間で行くことが可能ということで、日帰りですべてを観光することができる。

※松山地区以外の見どころ

松山地区だけでなく宇陀市には女人高野という異名を持つ、室生寺という指定文化遺産がある。女人高野は女人禁制だった高野山に対して、女子の参拝を許されたところから来ている。室生寺周辺はしゃくなげの名所で、シーズンになると大勢の参拝客が訪れる。また、ミシュランで星を獲得した一如庵という蕎麦屋があるほか、1 年中様々なところで花が楽しめるのが特徴である。

以上が我々の挙げた宇陀市のツアープランである。このようにターゲットを絞ったプランを作り紹介することによって、ただの「宇陀市」ではなく「女性が楽しめる宇陀市」といったイメージづけがしやすくなる。まずは外部の人に宇陀市の印象を持ってもらうことから始めることが重要だろう。

8 研究総括

このように魅力がある地域は、宇陀市に限らず山間部に多くある。この地域をどう活性化していくかは私たちのような未来を担う者が考えていかなければならない。これまでの研究やインタビューを通して、地域資源のブランド化や差別化、PR 方法を学んできた。その中で、そういう企画力とリーダーシップを持った熱意のある人物の力と、その人に賛同する多くの人の協力が不可欠だということを再確認した。多くの過疎化した山間部ではこのリーダーが存在せず、住民の地域を盛り上げようとする意識が低いと予想できる。本論では深く言及しなかったが、これからは国や地域がリーダーシップの育成を行うなど行政の地域活性化への取り組みがより一層期待されるのではないかだろうか。

最後になるが、本研究に対し、助言と指導なさってくださった宇陀市役所のまちづくり推進課の皆さん、B&B にしみね経営者・西峯慶子さんに感謝を申し上げたい。

参考文献

- 湯浅良雄・山本修平・崔英靖(2011)『地域再生学』晃洋書房
木谷文弘(2004)『湯布院の小さな奇跡』新潮社
中谷健太郎(2001)『湯布院発、にっぽん村』 蘭臺書房
関満博・松永桂子(2009)『農商工連携の地域ブランド戦略』新評論
上治堂司・竹下登志成(2007)『ゆずと森届ける村 馬路村』自治体研究社
農林中金総合研究所『農業総研 調査と情報(2008)』2008年5月号(第6号)

参考資料

- 農林水産省『農林業センサス生産農業所得統計』
日本統計協会『統計でみる市区町村のすがた(2010)』
過疎対策研究会『過疎対策データブック 平成19年度過疎対策の現状』
日本統計協会『市町村の将来人口』
宇陀市総合計画

宇陀市 HP

馬路村 HP

由布市 HP

奈良県 HP うだ・アニマルパーク振興室

食べログ(宇陀市) <http://r.tabelog.com/nara/A2904/A290403/29003134/>

大宇陀散策コース <http://www.eonet.ne.jp/~yowara/oouda.html>



II 大阪市における大型再開発と小売商業の再生

地域活性化（大都市）プロジェクトチーム

上岡誠 奥野彰仁 鎌田早紀 美田嘉行

構 成

- 1 研究概要
- 2 大阪市小売業の現状
 - 2-1 事業所数の推移
 - 2-2 従業者数の推移
 - 2-3 年間販売額の推移
 - 2-4 売場面積の推移
 - 2-5 1人当たり小売販売高の指数 大阪市内 24 区
 - 2-6 小売業流出入係数 大阪市内 24 区
- 3 大阪市・再開発事業
- 4 大阪市 3 大ターミナル
 - 4-1 3 大ターミナル
 - 4-2 北区の事例
 - 4-3 3 大ターミナルの将来的にみたそれぞれの予測値について。
- 5 大阪商業圏の人口動態
 - 5-1 将来推計人口
 - 5-2 65 歳以上人口比率
 - 5-3 人口構成比
 - 5-4 大阪市の通勤圏から見るヒトの流れ
- 6 大阪商業圏の所得推移
- 7 結論
- 8 今後の課題
 - 8-1 研究対象地域の個別研究
 - 8-2 高齢者を対象としたマーケティングの深化
- 参考文献

1 研究概要

近年、大阪では大阪駅北地区と阿倍野地区の再開発による大型商業集積が拡大・整備され続けている。こうした大型再開発により整備された大型小売店舗、専門店街は、現在のところ集客機能と小売販売高の増加において成功している。しかし、将来的に大阪大都市圏での人口減少が予想されるなか、商業機能の拡大は中長期的に大阪市の経済にどのような影響を及ぼすのだろうか。そうした問題意識の下で、大阪大都市圏の将来人口の動向、所得の変化を考慮しながら、大阪市における商業の可能性について考察を行った。

2 大阪市小売業の現状

2-1 事業所数の推移

図1は大阪市小売業の事業所数の推移を表したものである。平成3年から平成16年まで減少し続けていることがわかる。

図1

大阪市小売業 事業所数の推移

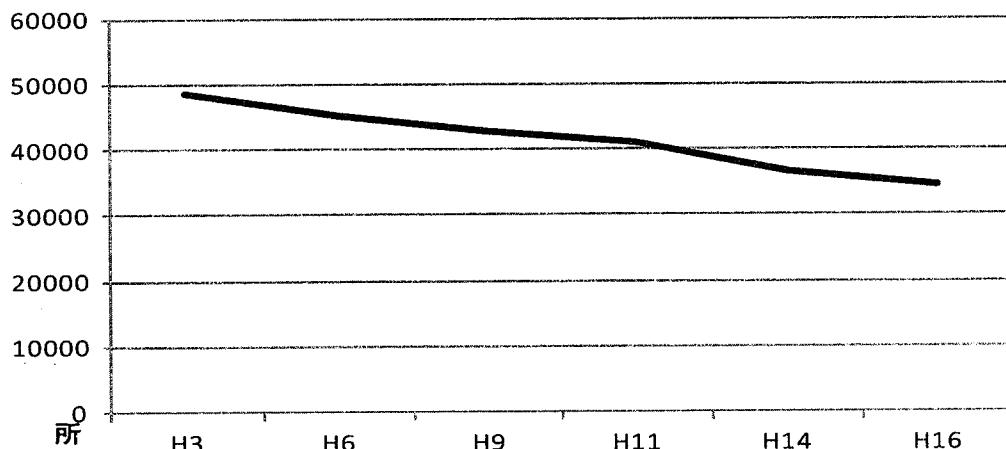


図1-大阪商工会議所「大阪流通業界の近未来予想研究のとりまとめについて」により作成

事業所数の動向は、グラフからもわかるように減少の一途をたどり、これは昭和60年以降減り続けている。昭和57年に5万5576店であった事業所数は、平成3年に5万店を割り込み、平成14年には4万店を大きく下回り平成16年には3万4707店となった。

大阪市の小売商業の特徴として零細小売業¹の多さが指摘できる。全国の零細小売業の総事業所数に占める比率(2007年)は、68.1%であり、これに対して大阪市小売商業の同比率は70.6%と全国とほぼ同水準だが、他の大都市と比較すると高いことがいえる。また、

¹ 従業者規模4人以下の小売業

従業者規模は 30～99 人といった規模の大きな小売業から、20～29 人の中規模小売業へ階層間移動していることが特徴として挙げられる。

2-2 従業者数の推移

図 2 は大阪市小売業の従業者数の推移を表したものである。平成 3 年から平成 9 年にかけて減少し、平成 11 年には大型店の出店の増加などの理由から一旦増加したがその後再び減少し続けている。

図 2



図2-「大阪流通業界の近未来予想研究のとりまとめについて」により作成

従業者数の動向だが、図 2 のグラフからもわかるように従業者数はピーク時に 22 万 1343 人であったのが平成 17 年には 20 万 4338 人となった。また、平成 2 年以降は大規模小売店舗法²により、大型店出店規制が緩和され、大規模小売業による大型店の出店が増加した。平成 12 年には大店法が廃止となり、大規模店舗立地法が施行されたため大型店の単位店舗の巨大化も促進された。このような大型店の出店増加と単位店舗の巨大化は、一般的には従業者数の増加をともなうが、大阪市の小売業においては小売商業経営の大規模化を進行させてきたと同時に大型店舗での徹底した省力化を進めたことが推測される。その結果、

² 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律、大店法

従業者数は減少したと考えられる。

2-3 年間販売額の推移

図3は大阪市小売業の年間販売額の推移を表したものである。平成3年から平成16年まで、減少傾向であることがわかる。

図3

小売業 年間販売額の推移



図3-「大阪流通業界の近未来予想研究のとりまとめについて」により作成

年間販売額は平成3年まで増加傾向をたどり5兆6885億8400万円であったが、平成6年に12.6%減少し、その後も減少傾向である。平成11年に5兆円を下回った販売額は、以後4兆円台で推移し、平成16年には4兆5420億4200万円となった。また店舗規模別の販売額においては大型店舗が伸びてきている。大阪市における小売商業の年間販売額に占める大型店の比率は、平成9年37.8%、平成14年35.0%、平成16年39.2%と推移しており、平成14年に若干の低下があったものの、近年では年間販売額のうち4割が大型店舗の販売額となっている。

2・4 売場面積の推移

図4は大阪市小売業の売り場面積の推移を表したものである。売り場面積は平成3年以降増加し続けていることがわかる。

図4

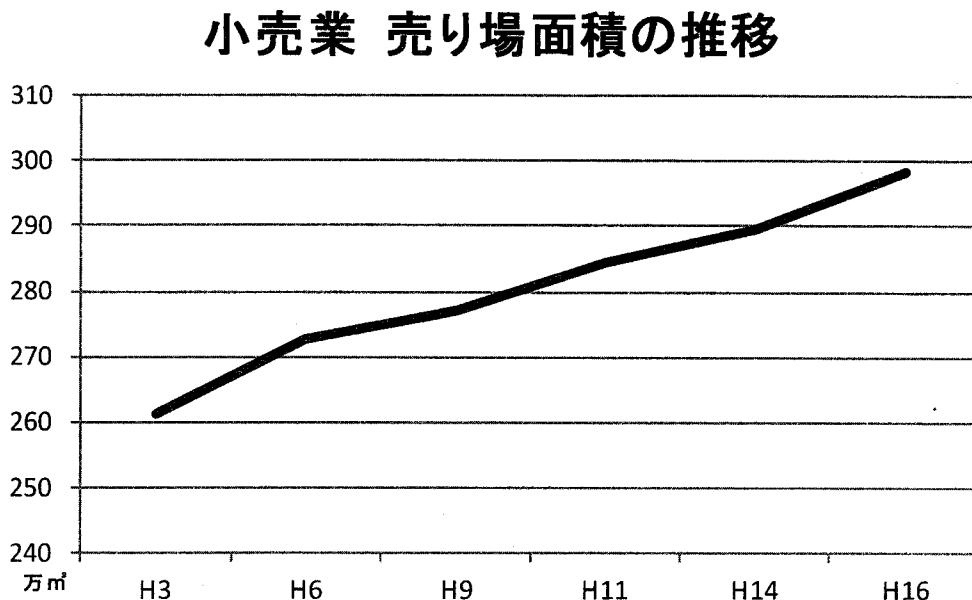


図4「大阪流通業界の近未来予想研究のとりまとめについて」により作成

平成3年以降増加し続けた売場面積は、平成16年には298万5971平方メートルとなった。売場面積が増加している理由は、先ほども述べたが大型店舗の進出と大規模店舗立地法の施行によって大型店の単位店舗の巨大化が促進されたためである。大阪市小売業の年間販売額は先ほどの図3で示したように、減少傾向であるのに対し、大阪市小売業の売り場面積は一貫して増加していることから大阪市のオーバーストア状態がいかに激化しているかということがわかるだろう。近年、再開発による新たな商業施設の誕生や百貨店の新設・増設による売場の拡大を考えると、このオーバーストア状態は緩和されていないことがいえる。

2・5 1人当たり小売販売高の指標 大阪市内24区

図5は、全国市町村の小売販売高の1人当たりの平均を100とし、大阪市内24区の各区に1人当たりの小売販売高の指標をだしたものである。この図から北区が1056.5、中央区が1422.3と指標が他の区と比べて圧倒的に高いことがわかる。また、平成19年商業統計

より作成したため、阿倍野区はまだ再開発が進んでいないので、今後、阿倍野区の指数は上がると予測できる。

図 5

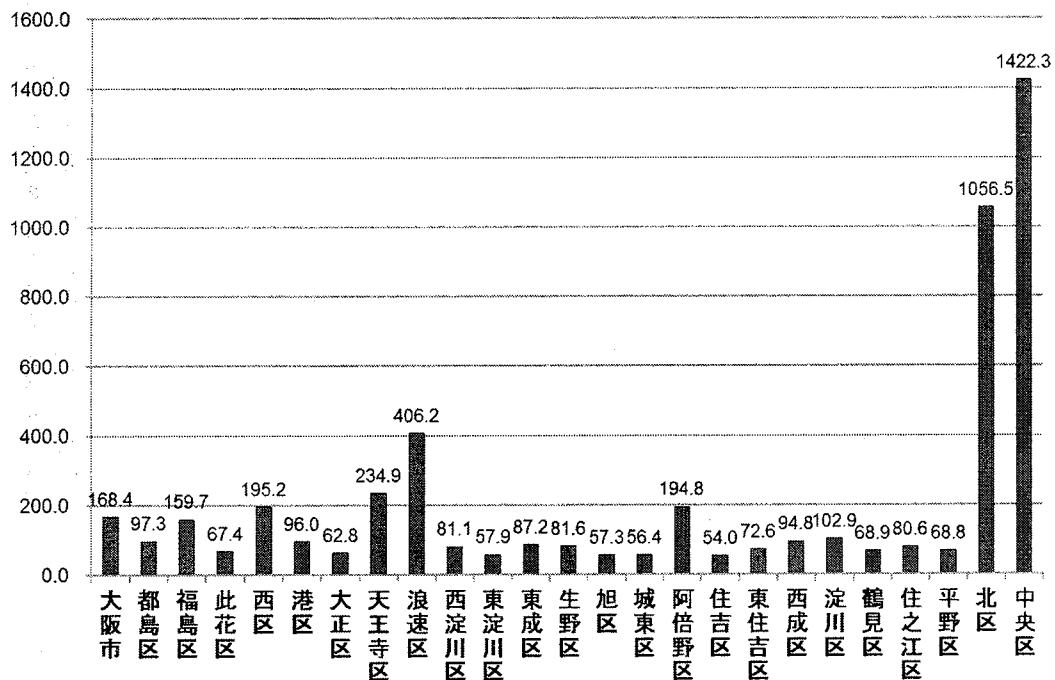


図 5-1 人当たり小売販売高の指標 大阪市内 24 区
(平成 19 年商業統計より作成、全国市町村平均 : 100)

2-6 小売業流出入係数 大阪市内 24 区

図 6 は大阪市 24 区の各区の小売業流出入係数をだしたものである。計算式は、〈大阪市 24 区の各区の販売高/大阪市の販売高〉に対する〈大阪市 24 区の各区の人口/大阪市の人口〉の割合でもとめる。この流出入係数が高ければ高いほど他の区から人を呼び込んでいることになり、逆に低ければ低いほど他の区から人を呼び込めていないことになる。この結果からも北区、中央区が他の区に比べて小売業流出入係数が高いことがわかる。

図 6

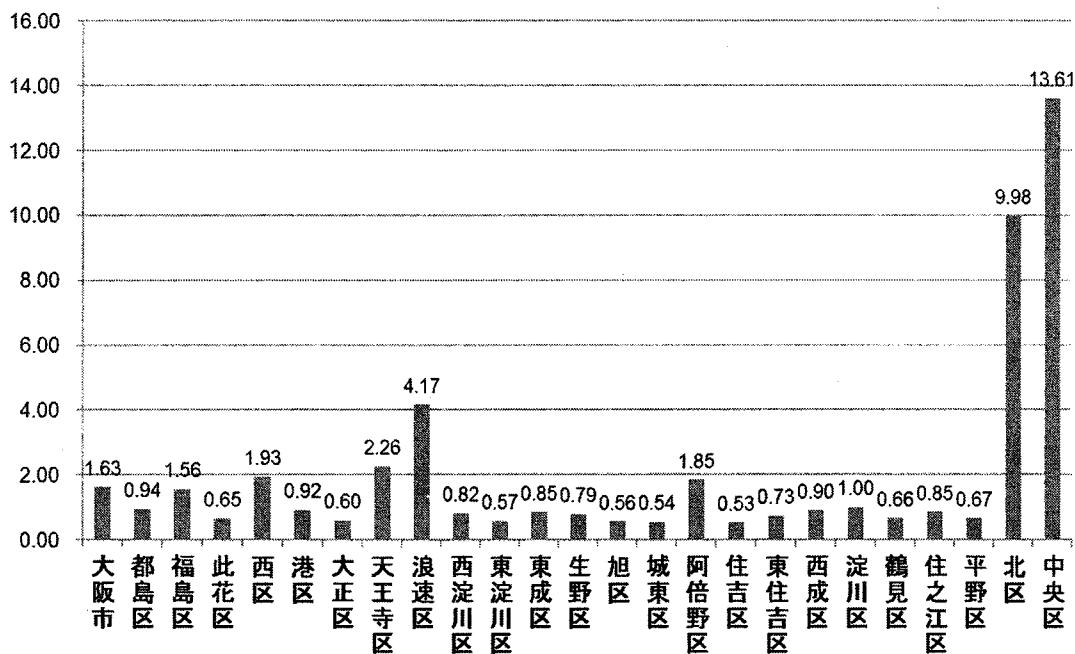


図 6-小売業流出入係数 大阪市内 24 区
(平成 19 年商業統計調査より作成)

3 大阪市・再開発事業

市街地再開発事業とは、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）³に基づき、低層の木造建築物が密集するなど生活環境や防災面で課題を抱える既成市街地において、土地の高度利用と都市機能の更新を図り公共の福祉に寄与することを目的とし、安全で快適な都市環境を創造する事業のことである。

事業の効果

〈事業前〉

- ・古い建物が密集して、防災的に不安な地域
- ・商店街等で、商業の活性化が望まれる地域

³ 都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り公共の福祉に寄与することを目的とした法律

- ・道路公園等の公共施設が不足している地域
- ・単独で建て替えるのが難しい地域



〈事業後〉

- ・安全で安心して住める地域につくりかえる
- ・立地を生かし、より一層の賑わいを図る
- ・いきいきとした活気のある環境の良いまちにする
- ・不燃化された共同建築物をつくる

より良い方向へ改善する。この事業の中において、大阪市では商業施設の拡充・拡大が大きくなされている。

4 大阪市3大ターミナル

4-1 3大ターミナル

大阪市内では、キタ・ミナミ・天王寺、阿倍野の大きな商業集積が見られる3つの主要ターミナルの事を3大ターミナルと呼び、百貨店、ショッピングモールなどの大型店舗の新規開店や建て替え、増築が進んでいる。特に近年では北区と天王寺・阿倍野区の再開発事業が大きくとり行われ、商業施設の拡充が著しい。

現在、市内ではキタ、天王寺・阿倍野区のほかに大阪市の都市再生緊急整備地域⁴として、難波・湊町地域を関西国際空港に直結するミナミの玄関口として、大阪コスモスクエア地域をITインフラの整った臨海部の特性を生かした研究開発拠点として整備の推進がなされている。補足として、事業後の延べの床面積は約5.1倍、店舗面積は約3.7倍となり、賑わいの創出に繋がっている。しかし、たくさんの高齢者の方々の意向への対応などが課題としてあげられる。

4-2 北区の事例

大阪市の再開発事業の代表的な例として、北区の大坂駅の周辺地域に誕生した商業施設に三越伊勢丹とLUCUAがある。開業の5月4日から10月31日までの約半年で来店客は合計で4230万人にも上り、予想来店客数を約400万人以上も上回っている。

⁴ 都市の再生拠点として、都市再開発事業などを通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域のこと

大阪駅周辺地域

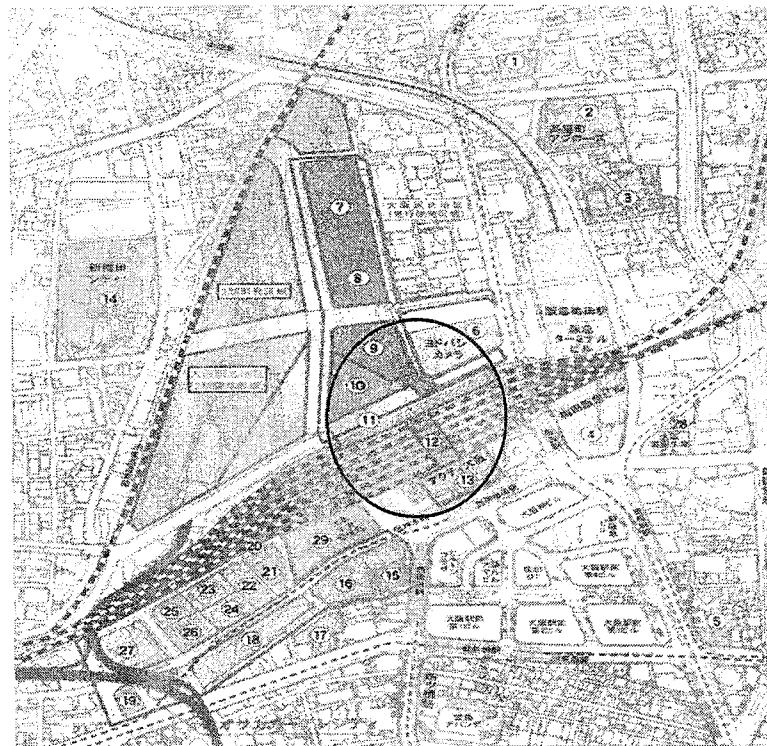


図7-大阪市都市工学情報センター『開発ガイド ここから、創造都市・大阪が、はじまる』より作成

「JR大阪駅新駅ビル(三越伊勢丹・LUCUA)」

開業の5月4日から10月31日までの

約半年で来店客4230万人

三越伊勢丹

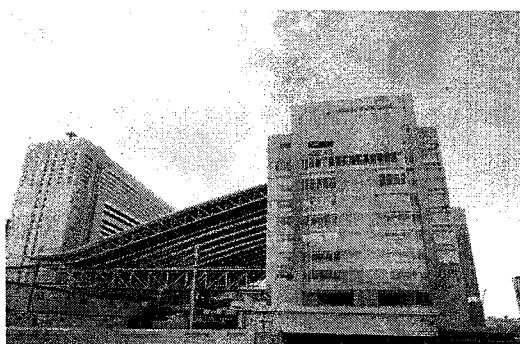
・来店客数 1830万人

・売上高 177億円

LUCUA

・来店客数 2400万人

・売上高 250億円



4 - 3 3大ターミナルの将来的にみたそれぞれの予測値について。

この表の指標は 2004 年を基準値としている。

まず、売り場面積を見ると、年々増床し 2020 年には 1.5 倍となると予測されている。

しかし、買い物客数は 2020 年には少しではあるが、下がると予測され、それと同時に販

売額も同じように下がると予測されている。つまり売り場面積は増加すると予測されるが、販売額は減少するという予測である。であるから、売り場効率は表のように下がると予測されている。また何より着目していただきたいのは65歳以上の高齢者買い物客数の部分である。年々増加し、2020年には約1.7倍にまで増加する予測である。ターゲットを高齢者に向けた戦略が必須ということがわかる。

表1

大阪市3大ターミナルの予測

3大ターミナルの合計
(衣服・身の回り品のみ)

		2004年	2012年 予測値	2020年 予測値
買物客数	人	8,697,889	9,707,570	9,507,090
	指數	100	112	109
高齢者	人	1,626,417	2,196,603	2,756,060
買物客数	指數	100	135	169
販売額	百万円	625,685	694,752	674,750
	指數	100	111	108
売場面積	m ²	455,648	659,925	701,345
	指數	100	145	154
売場効率	円/m ²	1,373,177	1,052,774	962,080
	指數	100	77	70

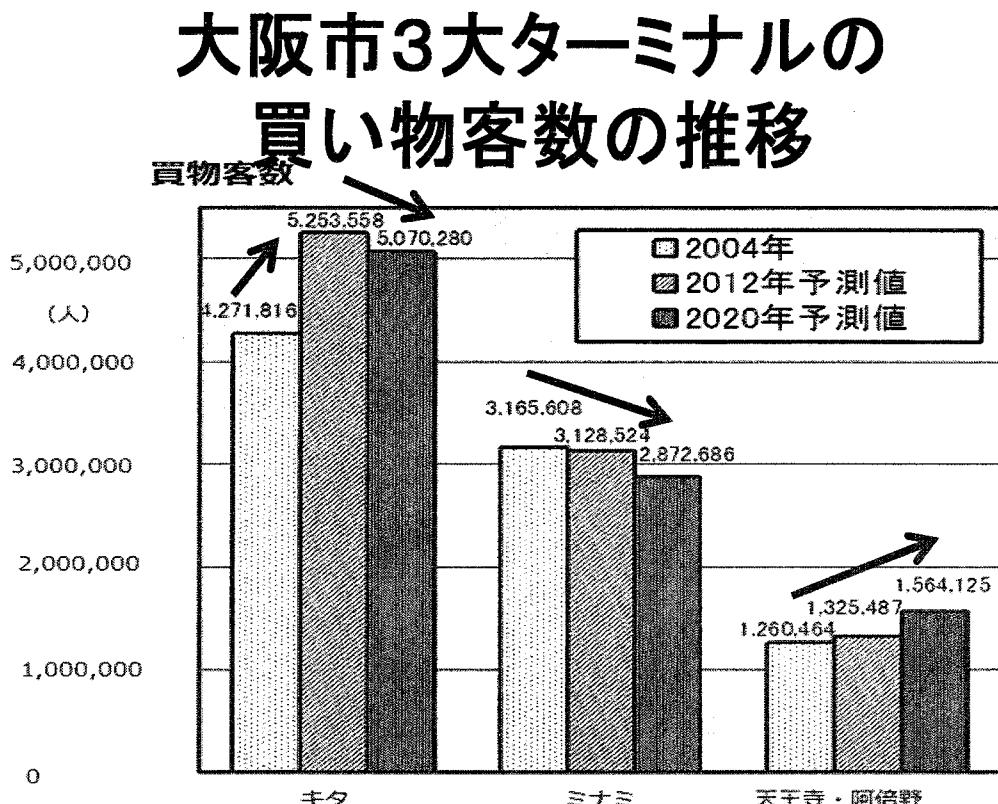
指數は、2004年を100としたもの

表1-「大阪流通業界の近未来予想研究のとりまとめについて」により作成

その中の将来的にみた3大ターミナルの買い物客数予測の詳細である。キタ、ミナミのエリアの2極集中は図から見てとれると思う。キタ区は2020年には少しではありますが下がるという予測に対して、天王寺・阿倍野は唯一2020年まで増加すると予測されている。これは、天王寺・阿倍野区がまだ再開発途中のエリアが多い事、ミナミの買い物客数の流出などが原因と考えられる。

また、キタ区の2020年の減少の予測は、人口の減少の予測、前述で述べさせてもらったように、売り場効率の悪化、また近年の景気の悪化などが要因であると考えられる。

図8



資料：修正ハフモデルによる推計
図8-「大阪流通業界の近未来予想研究のとりまとめについて」より作成

5 大阪商業圏の人口動態

今回の研究では、大阪市の経済を左右する要因の一つとして大阪商業圏の人口変化に注目した。ここでは大阪市およびその周辺地域の将来人口推計・65歳以上人口比率・人口構成比について、それぞれのデータをまとめている。

5-1 将来推計人口

図9は大阪市の将来人口推計を表している。大阪市では2005年には約262万人であった人口が2035年には約225万人とおよそ37万人の人口減少が予想されている。ここで注意していただきたいのは大阪市内でもすべての区において人口が減少傾向にあるわけではないということである。人口が増加傾向にある区もあり、3大ターミナルが存在する北区・中央区・天王寺区での人口の伸びが特に顕著である。

次に図10は大阪府の3地域及び阪神地域についての将来人口推計を表している。ここでの地域の区分は以下のとおりである。

北大阪…豊中市・池田市・吹田市・高槻市・茨木市・箕面市・摂津市・島本町・豊能町

能勢町

東大阪…守口市・枚方市・八尾市・寝屋川市・大東市・柏原市・門真市・東大阪市・四条畷市
交野市

南大阪…堺市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・泉佐野市・富田林市・河内長野市・松原市
和泉市・羽曳野市・高石市・藤井寺市・泉南市・大阪狭山市・阪南市・忠岡町
熊取町・田尻町・岬町太子町・河南町・千早赤阪村

阪神…神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町

これらの地域の総計で 2005 年には約 994 万人であった人口が、2035 年には約 810 万人となり約 184 万人もの人口減少が予想されている。

つまり大阪商業圏では 2005 年から 2035 年にかけておよそ 14.4% の人口が減少することとなる。

図 9

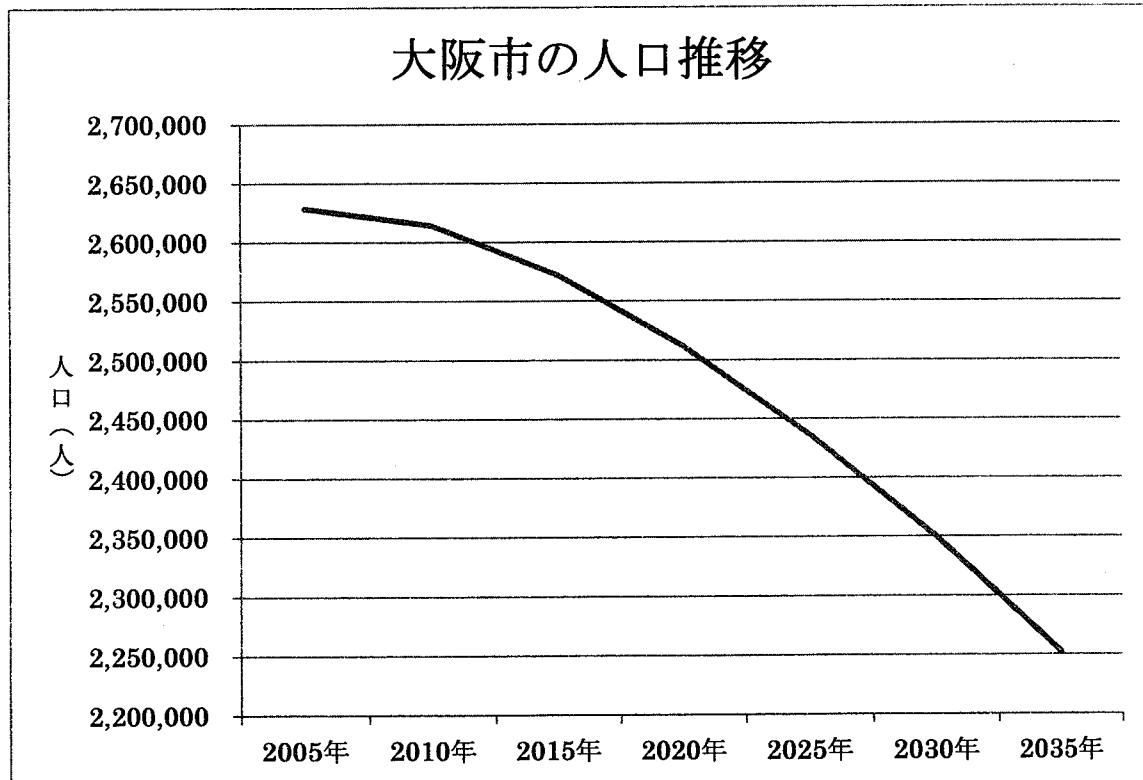


図 9-国立社会保障・人口問題研究所『市区町村別将来人口推計』より作成・以下図 13 まで
同出典

図 10

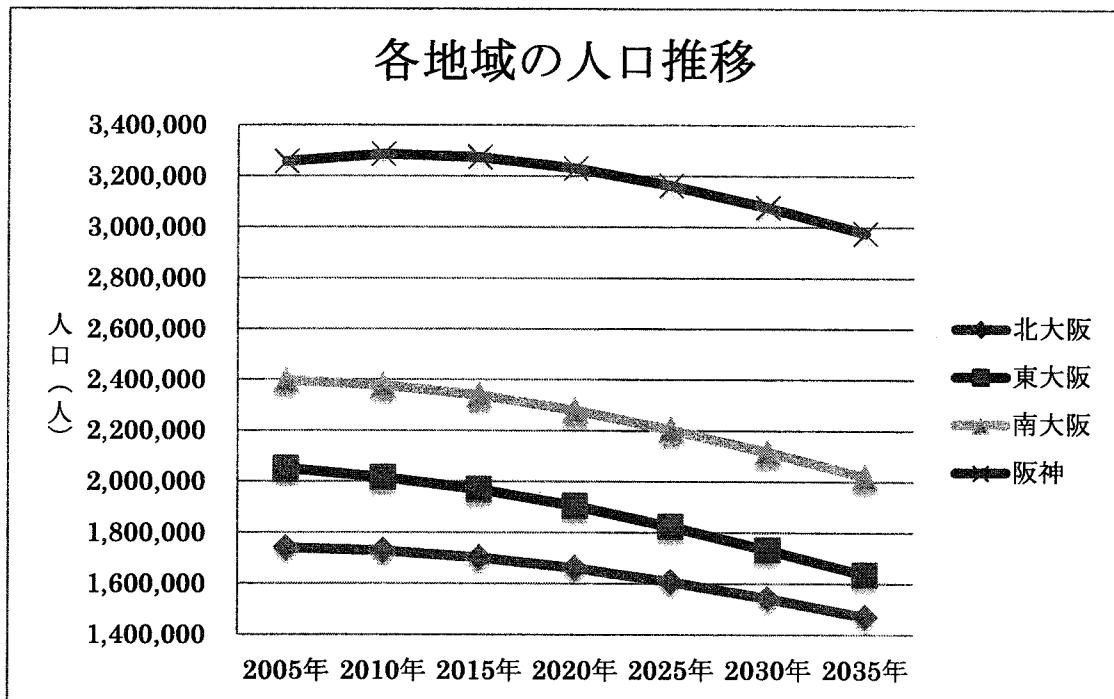
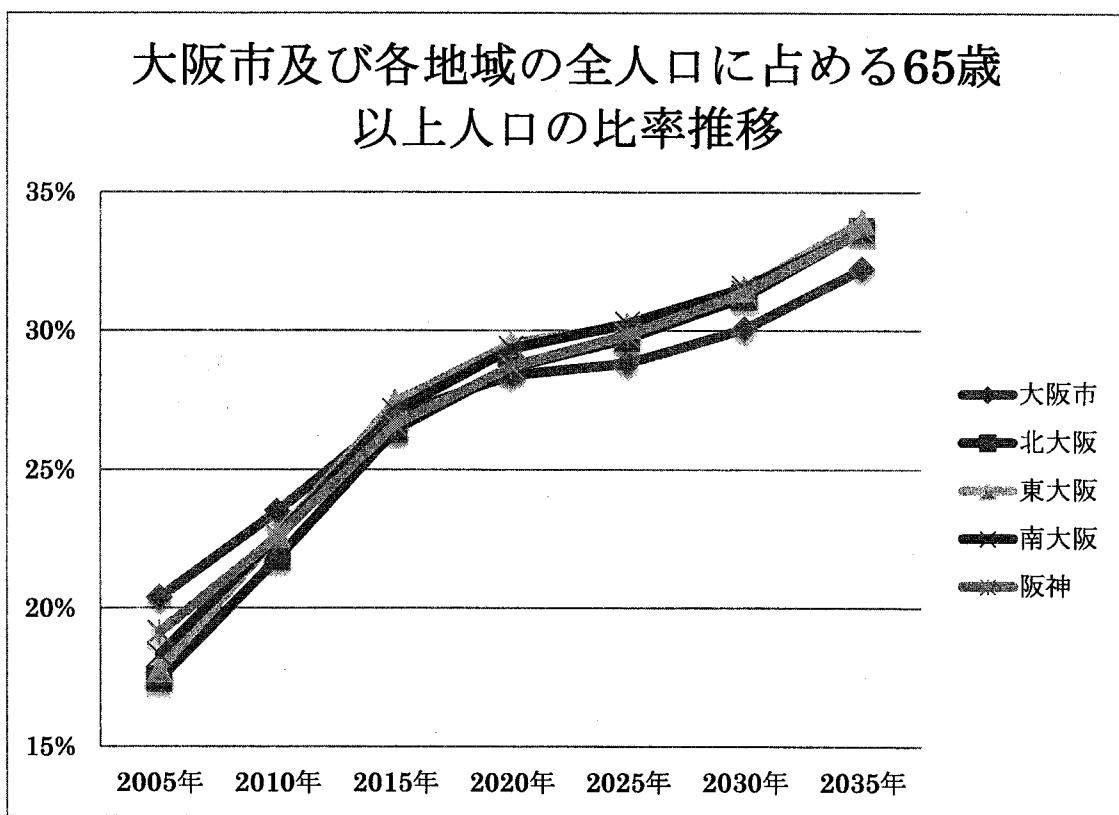


図 11



5-2 65歳以上人口比率

図11は各地域の総人口に占める65歳以上人口の割合を示している。これを見るとこれらの地域の65歳以上人口の割合は、2035年には各地域で30%以上になることが分かる。

つまり5-1及び5-2より、大阪商業圏の人口動態の特徴としては、全体的に人口減少・高齢化ということが言える。

5-3 人口構成比

そこで今回の研究では、人口変化という観点から見て、将来的に大阪市の経済発展に重要なになってゆく地域はどこか、人口構成比を用いて調査した。人口構成比とは全体的に人口減少が予想される中で、今後どの地域の人口ウェイトが大きくなるかを測る指標となる。

ここでは人口構成比を以下の式によって導きだした。

$$\text{人口構成比} = \frac{\text{各地域の総人口}}{\text{大阪商業圏の総人口 (大阪市を除く)}}$$

図12

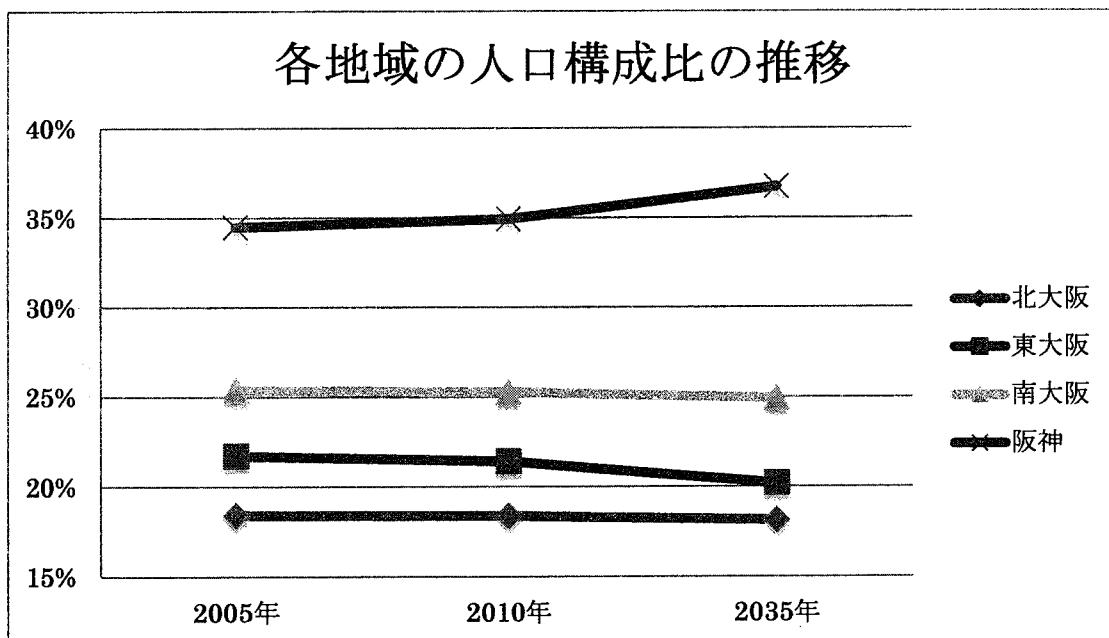


図12は各地域の人口構成比の推移を表している。これを見ると2005年時点では、阪神地域が全体の人口の34.5%を占め、続いて南大阪地域が25.4%、東大阪地域が21.7%、さらに北大阪地域が18.4%となっていることがわかる。2035年の時点ではこの順位こそ変わらないものの、阪神地域がさらにその比率を伸ばし36.7%となる一方、東大阪地域の構成比は20.2%と小さくなることがわかる。

5-4 大阪市の通勤圏から見るヒトの流れ

図13は大阪市の通勤圏を表している。この図においては色の濃い地域から大阪市への通勤者が多いことを表している。

この図を見ると阪神地域からのヒトの流れは比較的多いことが指摘できる。しかしながらこの地域において一番多くの人口を占める神戸市からのヒトの流れは他の地域と比べて比較的少ないことが分かる。

さらに南大阪地域の南部も色が薄くなってしまっており、大阪府でも最も大きな人口ウェイトを占めるこの地域からのヒトの流れが比較的少ないことが分かる。

図 13

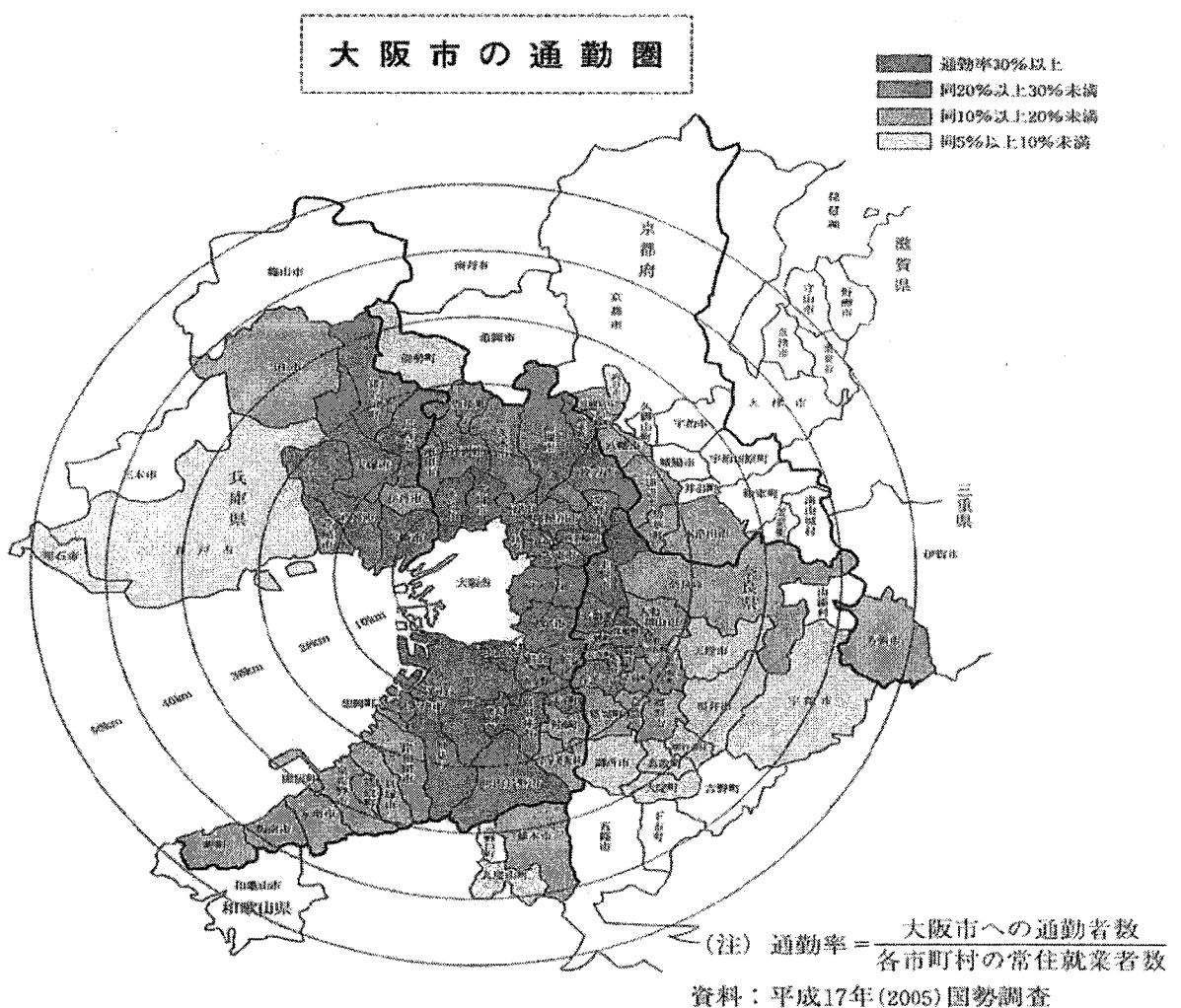


図 13-出典：大阪市財政局『大阪市財政の現状』

6 大阪商業圏の所得推移

図14は北大阪、東大阪、南大阪、阪神地区の四つの地区に分けて、1994年から2010年までで2年ごとに所得の推移をだしたものである。その結果、阪神地区が他の三つの地区に比べて所得が高いことがわかる。よって、阪神地区から大阪市に人を呼び込む必要が考えられる。しかし、神戸、大阪間に西宮市の阪急百貨店や西宮ガーデンズ、ららぽーと甲子園、尼崎市の阪神百貨店、伊丹市のダイヤモンドシティなどがあるため、人々の大阪市への流入をブロックしている可能性があると考えられる。

図14

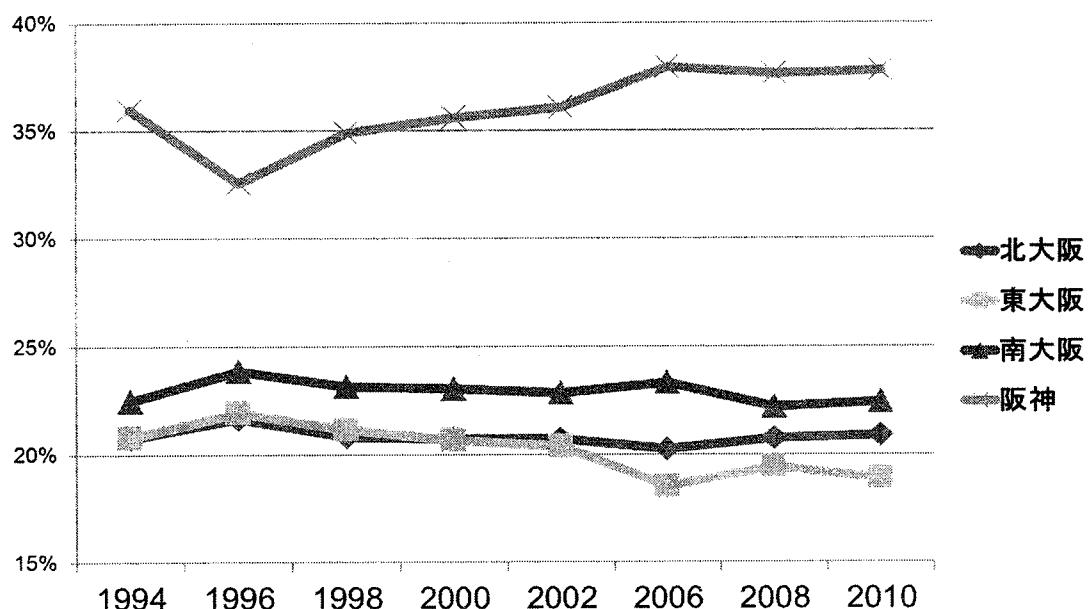


図14・総務省・『統計でみる市区町村のすがた』より作成

7 結論

今回は大阪都市圏の将来人口の動向、所得の推移を考慮しながら、大阪市における商業（小売業）の可能性について考察した結果、3大ターミナルへの高齢者の買い物客は増えると予想される。そこで、高齢者が何にお金を使うのかを知るための消費性向をだした。

25～64歳平均(A)とし、65歳以上平均(B)とした。B/Aの値をだし、B/Aが1以上であれば、高齢者がお金を使っていることになる。

表2の結果より、高齢者は食料品にお金を使っていることがわかる。3大ターミナルの商業施設は高齢者の支出が期待される食料品販売に力を入れるべきである。

表2 高齢者の消費性向

	25~64歳平均(A)	65歳以上平均(B)	B/A
食糧	66882	67655	1.011558
穀類	6976	7013	1.005304
魚介類	5205	8038	1.544284
肉類	7375	6407	0.868746
野菜・海藻	7447	9643	1.294884
果物	1927	3554	1.844318
調理食品	7537	7836	1.039671
外食	13035	9162	0.702877
被服及び履物	12256	8965	0.731478
洋服	5790	3496	0.6038
教養娯楽	29632	28996	0.978537
教養娯楽用耐久財	3295	3134	0.951138
教養娯楽サー	16798	16648	0.99107

表2-総務省『全国消費実態調査』より作成

8 今後の課題

8-1 研究対象地域の個別研究

今回は研究のターゲットとして、大阪市の再開発事業の全体を一般論的に考えてきた。しかし3大ターミナルにおいてもそれぞれに特徴や課題があることが考えられ、さらに深く個々の再開発事業について研究していく必要があるだろう。そのため、この研究をさらにきめ細かいものとしていくためにも、個々の再開発事業について現在の事業戦略、ターゲットとする年齢層、商圈、はたまたその土地柄など、これら地域の商業の実態を探る追加研究が必要であると考えられる。

8・2 高齢者を対象としたマーケティングの深化

今回、結論としては今後、大阪市の経済にとって重要なのは高齢者の消費であり、高齢者を各事業にいかに取り込むかとして食料品販売に力を入れることが重要だとした。

これにプラスとして今後はさらに多様化が進むであろう高齢者の価値観に対して、新たなマーケティング方法をより多く提言していくことが必要であろう。そのためにも、例えば、現在高齢者の消費増加について積極的に行っている商業地域をモデルとしたケーススタディや、高齢者の消費志向としての再開発事業と商店街の住み分け等の高齢者の消費の実態を探る研究が必要であろう。

参考文献

- 大西隆(2011)『人口減少時代の都市計画』学芸出版社
坂本光司・南保勝・杉山友城(2003)『データでみる地域経済入門』ルミネヴァ書房
増田悦佐(2007)『大阪経済大復活』PHP
松沢明彦(2010)『人口減少時代の大都市経済』東洋経済新報社
佐々木保幸(2009)「大阪市商業の現状と課題—中心市街地商業、商店街を中心に—」『セミナーレポート』p 101-110

参考資料

- 国立社会保障・人口問題研究所 平成17年『市区町村別将来推計人口』
大阪市経済局『大阪市の経済2011』
大阪市経済局『小売商業実態調査』
大阪商工会議所『大阪流通業界の近未来予想研究のとりまとめについて』
経済産業省『商業統計調査』
総務省『全国消費実態調査』
大阪市都市工学情報センター『開発ガイド　ここから、創造都市・大阪がはじまる』
総務省『統計でみる市区町村のすがた』
大阪市 HP
神戸新聞 HP

III 女性のライフスタイルと税～配偶者控除はいらない？～

税制改革プロジェクトチーム

重久優也 市川真実 岩本悠里 島本綾香

鷹尾実和 堀越早由希 西岡正之

構 成

- 1 研究概要
- 2 女性のライフスタイルの現状についての分析
 - 2・1 女性が職業を持つことについての考え方
 - 2・2 雇用形態別雇用者数の推移
 - 2・3 専業主婦世帯数・共働き世帯数と割合
- 3 配偶者控除とは
 - 3・1 配偶者控除の基本的説明
 - 3・2 配偶者控除の意義
- 4 課税の中立性から見た配偶者控除
- 5 課税の公平性
 - 5・1 配偶者控除の負担軽減率
 - 5・2 課税単位論から見た配偶者控除
 - 5・3 生存権から見た配偶者控除
 - 5・4 帰属所得の問題
- 6 配偶者控除廃止による影響～配偶者特別控除上乗せ部分廃止による影響～
 - 6・1 配偶者特別控除の上乗せ部分とは？
 - 6・2 なぜ上乗せ部分廃止の影響を調べるのか？
 - 6・3 上乗せ部分廃止前後における、パートタイマーの労働時間の変化
 - 6・4 結果の考察
 - 6・5 パートタイマーは上乗せ部分の廃止を考慮したのか
 - 6・6 景気変動で仕事量は変化したのか
- 7 配偶者控除廃止による影響～労働市場の現状～
- 8 配偶者控除廃止による影響～配偶者控除廃止時の增收額～
- 9 現行制度のメリット・デメリット及び廃止後のメリット・デメリット
- 10 結論
- 参考文献

1 研究概要

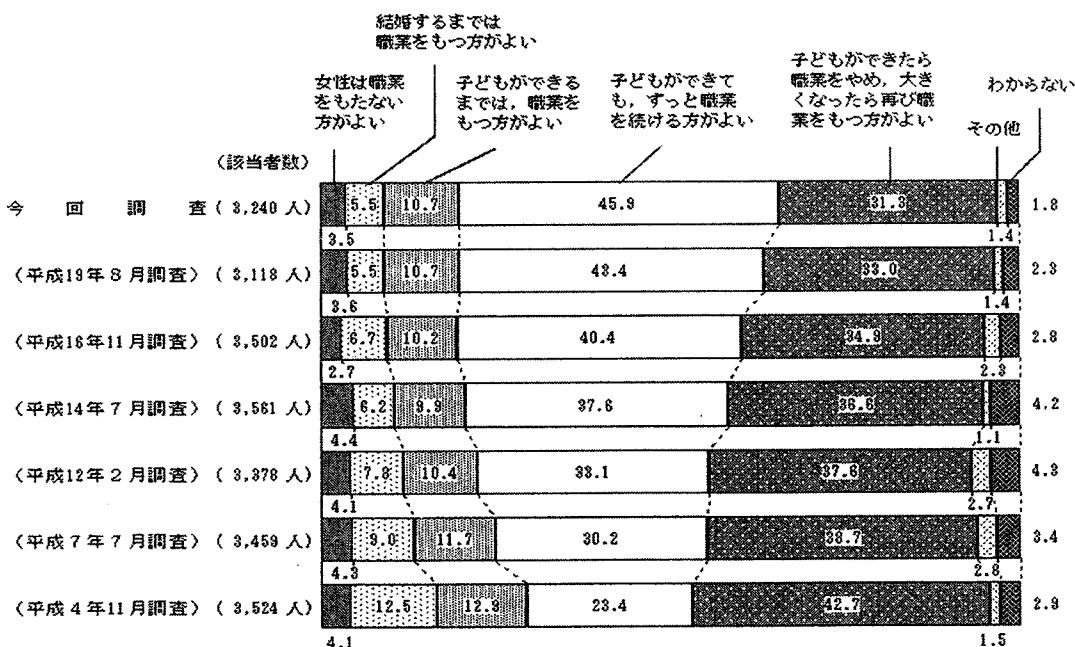
「税と社会保障の一体改革」が謳われている中、税制に対する関心が高まっている。また近年女性のライフスタイルは大きく変化してきており、女性の働き方に対する考え方も変わってきてている。そこで私たちは、女性に関わる税である配偶者控除に注目し、その女性のライフスタイルの変化に所得控除としての配偶者控除はどのような影響を与えていくのか、また、現行の配偶者控除は女性の社会進出に適しているのかについて、課税の中立性、公平性（軽減率・課税単位論・生存権・帰属所得）の視点からデータなども用いて、考察していきたいと思う。

2 女性のライフスタイルの現状についての分析

2-1 女性が職業を持つことについての考え方

まず、女性のライフスタイルの現状について述べていく。図2-1は平成4年11月～平成21年10月（今回調査）の間で、女性が職業を持つことについての考え方がどのように変わってきたかを表している。このグラフから、子どもが哪怕でもずっと職業を続ける方がよいという意見が増えていることがわかる。子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよいという意見が減っているのは、子ども先ほどの意見に流れたためだと考えられる。

図2-1

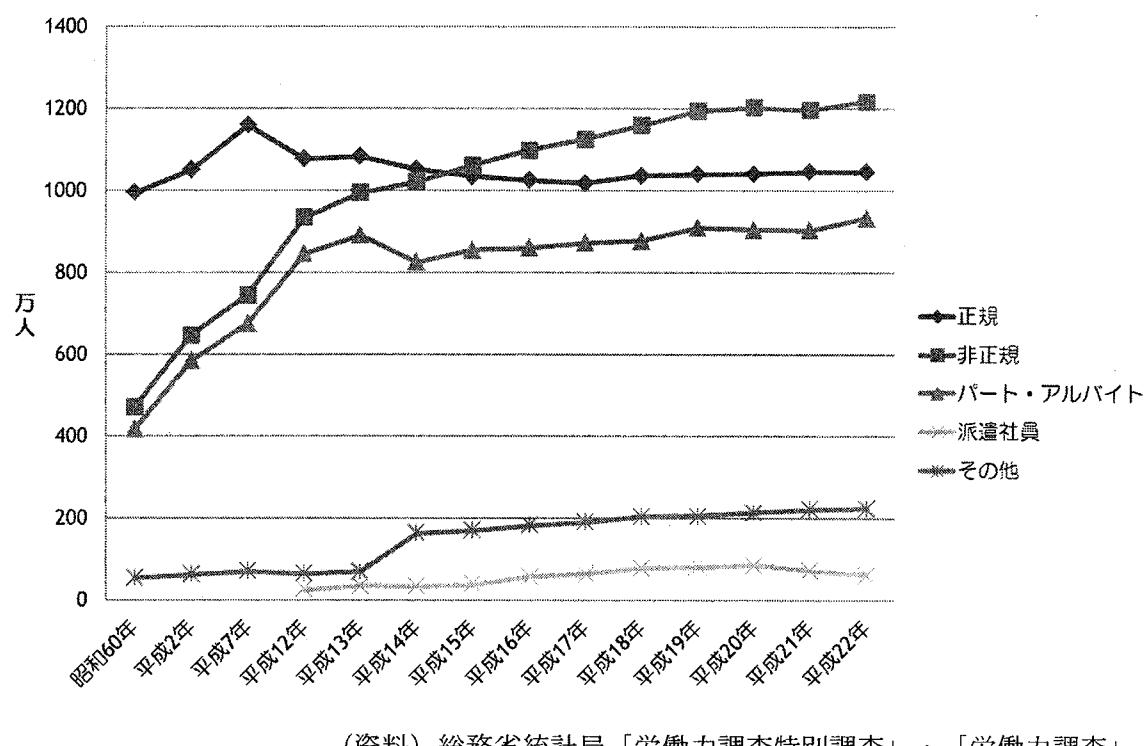


（引用）内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

2-2 雇用形態別雇用者数の推移

図2-1は意識の変化であったが、以降は実際の行動の変化についてみていく。図2-2は雇用形態別雇用者の推移のグラフである。ここでいう非正規とはパート・アルバイト、派遣社員、その他契約社員嘱託の合計である。正規雇用者は平成7年までは増加しているが、それ以降減少し、平成18年からはほぼ横ばい状態ということがわかる。これに対して非正規雇用者は一貫して増加している。非正規雇用者が増加している要因として、①企業にとってそちらの方が都合いい、②結婚・出産などで一度辞めてしまうと復職することが難しいという現状があることが挙げられる。雇用形態にこだわらなければ女性の雇用者数は全体的に増加しているということになる。

図2-2

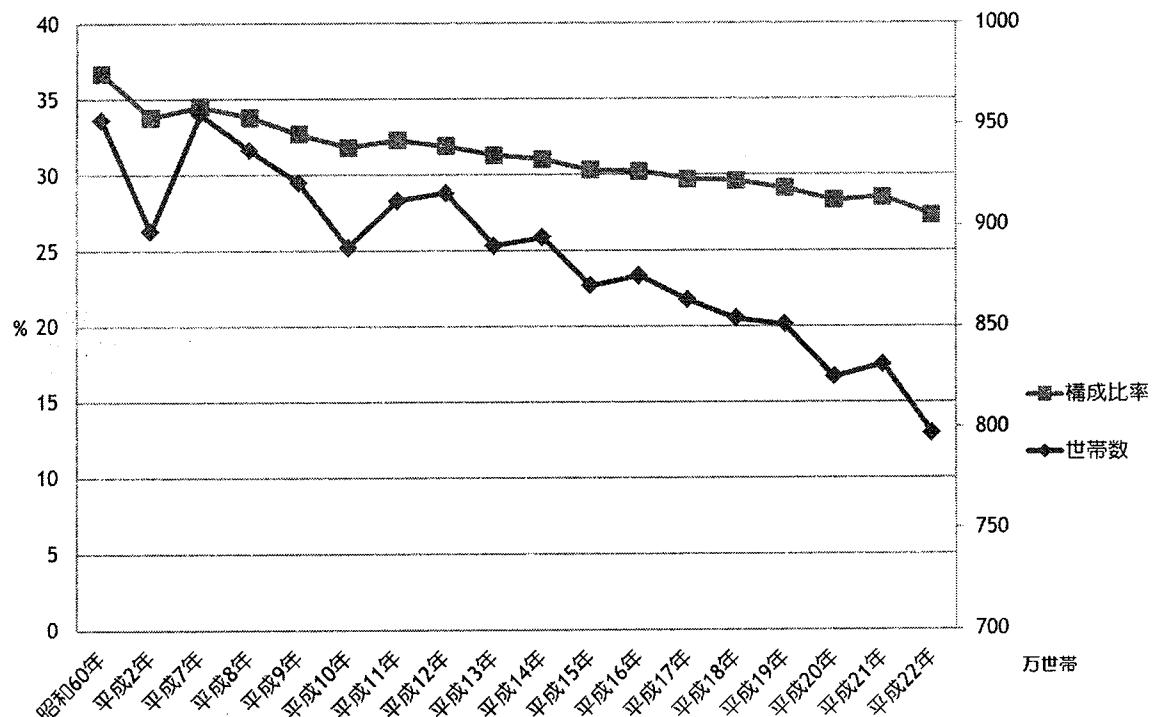


(資料) 総務省統計局「労働力調査特別調査」・「労働力調査」

2-3 専業主婦世帯数・共働き世帯数と割合

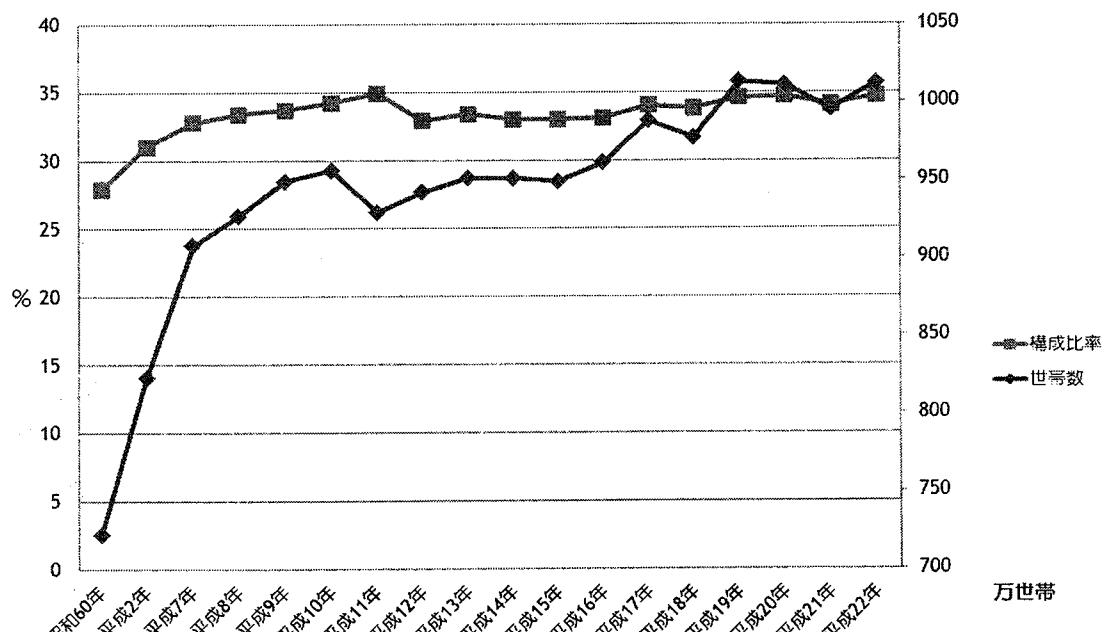
図2-3は専業主婦世帯数と割合を表したもので、専業主婦世帯は年々減ってきていることがわかる。図2-4は共働き世帯数とその割合で、このグラフからは共働き世帯は年々増えてきていることがわかる。そして、専業主婦世帯と共働き世帯の割合を同じグラフ上に表したもののが図2-5である。平成8年ごろから専業主婦世帯を共働き世帯が上回っていることがわかる。

図 2・3 専業主婦世帯数と割合



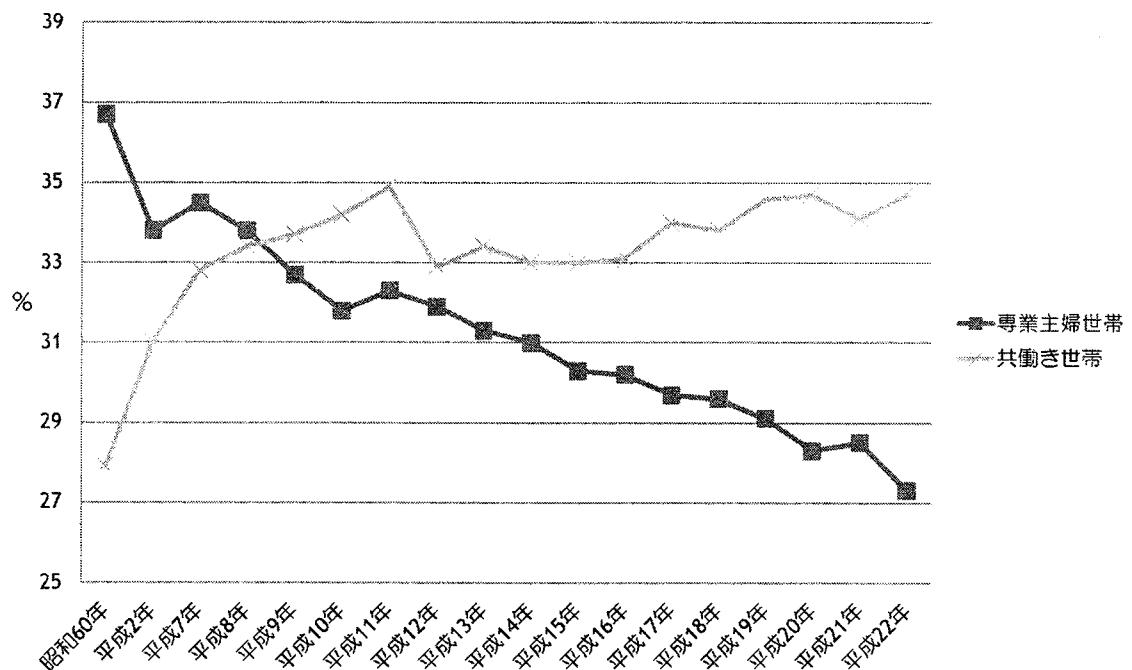
(資料) 2・2 と同じ

図 2・4 共働き世帯数とその割合



(資料) 2・2 と同じ

図 2-5 専業主婦世帯と共働き世帯の割合



(資料) 2-2 と同じ

このように女性のライフスタイルは大きく変わってきてている。この変化する女性のライフスタイルに現行の配偶者控除に適応しているのか、課税の中立性と課税の公平性の観点から考えていく。

3 配偶者控除とは

3-1 配偶者控除の基本的説明

配偶者控除とは、収入の少ない配偶者がいると、納税者本人の税負担能力が低くなるので、それを調整する目的で昭和 36 年(1961 年)につくられた制度である。納税者の負担を軽くするために、配偶者の給与収入が 103 万円以下の場合、その納税者は 38 万円の控除が受けられるようになっている。

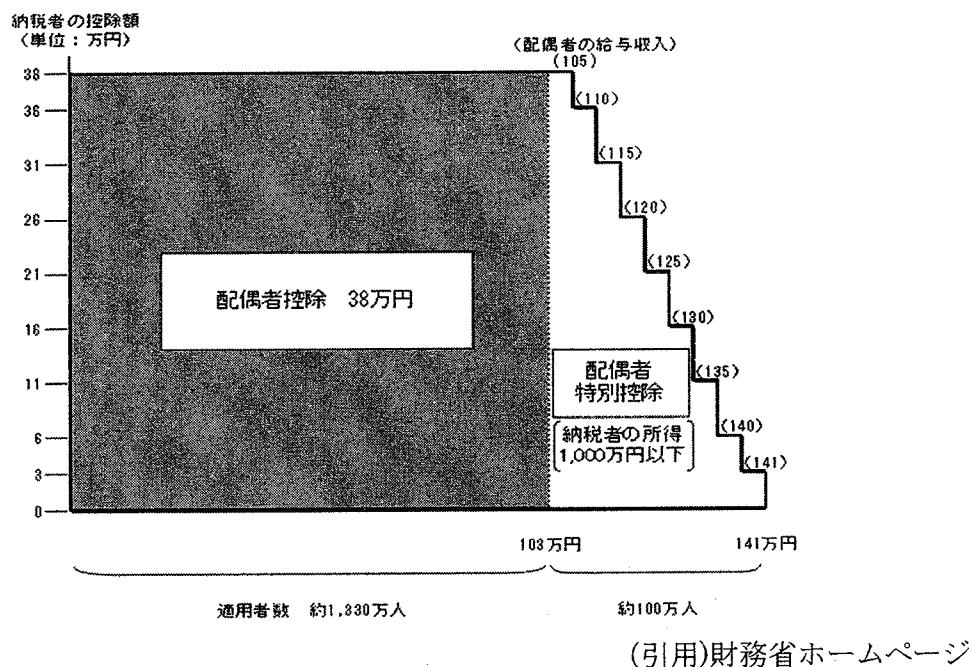
図 3-1 は、配偶者控除の適用範囲を表したものである。縦軸は納税者の控除額、横軸は配偶者の給与収入である。横軸の 103 万円(配偶者の給与収入が 103 万円)までならば、納税者の控除額は 38 万円となる。103 万円を超えると、段階的に控除額が減っていく配偶者特別控除を受けることになる。

配偶者特別控除とは、納税者の給与所得が 1000 万円以下、配偶者の給与収入が 103 万円超 141 万円未満の場合に受けられる制度である。

これは配偶者の年収が 103 万円を超えると配偶者控除が受けられず、かえって世帯全体の税引き後の手取り額が減少するという逆転現象を解消するため、昭和 63 年(1988 年)に設け

られた。

図 3-1 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み



3-2 配偶者控除の意義

配偶者控除が創設された意義を確認していきたいと思う。配偶者控除の意義は、大きく分けて 2 つ挙げられる。

第一に、個人の税負担能力を示す、担税力への配慮である。日本では、個人ごとにその所得に対して課税する、個人単位課税が採用されている。税制の基本的枠組みの中で、“所得がない、あるいは所得の少ない配偶者がいるものに対して、所得税上相応の配慮を払うのが適当である”、という考え方に基づいて創設されたのが配偶者控除であり、担税力がない、あるいは低い配偶者に対する基礎控除、とも考えることができる。

第二に、専業主婦の「内助の功」に対する評価である。すなわち、専業主婦が家事・育児を行い、家庭を守ることを通じて夫の外での働きを支えている、ということが世間一般的の通念として評価に値する、との考え方から、配偶者控除を通じて世帯の税負担を“税金控除”という形で評価したものである。ちなみに、1960 年以前は配偶者にかかる人的控除は基礎控除、とも考えることができる。

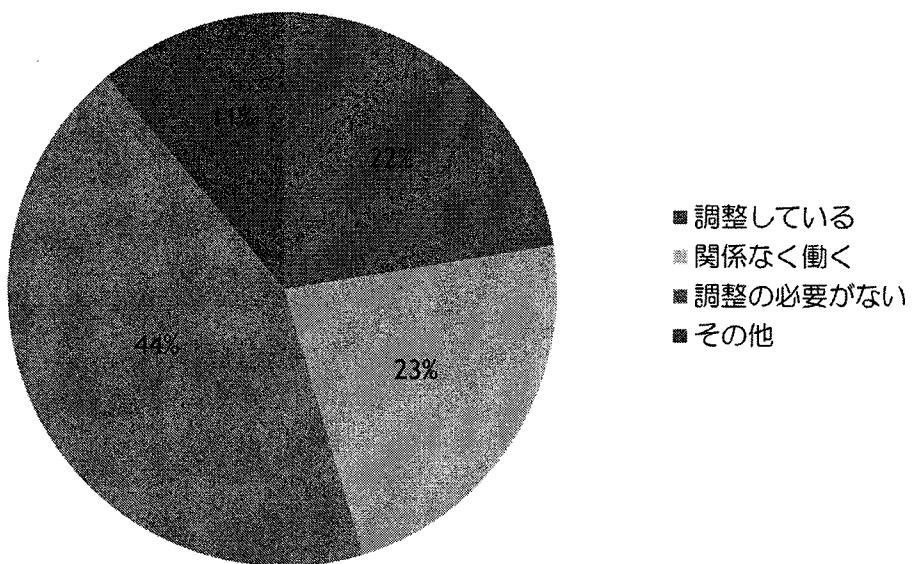
4 課税の中立性からみた配偶者控除

課税の中立性から配偶者控除を述べていく。課税の三原則とは、「公平・中立・簡素」であることが税制を構築する上での基本原則である。その中で、税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにするのが中立の原則である。

先ほど、述べたように働く女性は増えてきている。このように女性のライフスタイルが変化していく中で、配偶者控除は女性の就業選択に影響を与えていくのかをみていく。

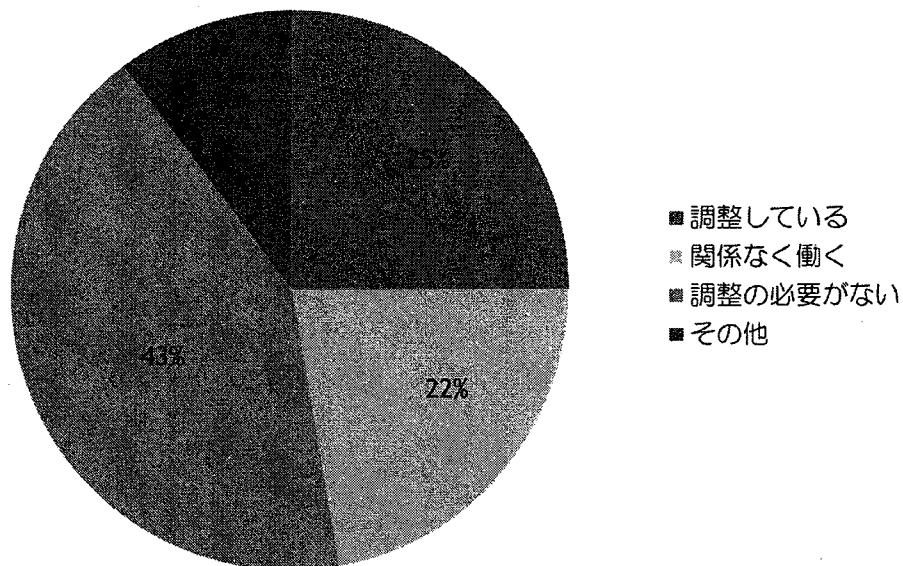
図4-1、図4-2のパート労働者の就業調整の有無の割合より、女性、有配偶者、どちらもパート労働者の約4分の1の人が就業調整をしていることがわかる。

図4-1 パート労働者（女性）の就業調整の有無の割合



(資料) 厚生労働省 平成18年パートタイム労働者総合実態調査

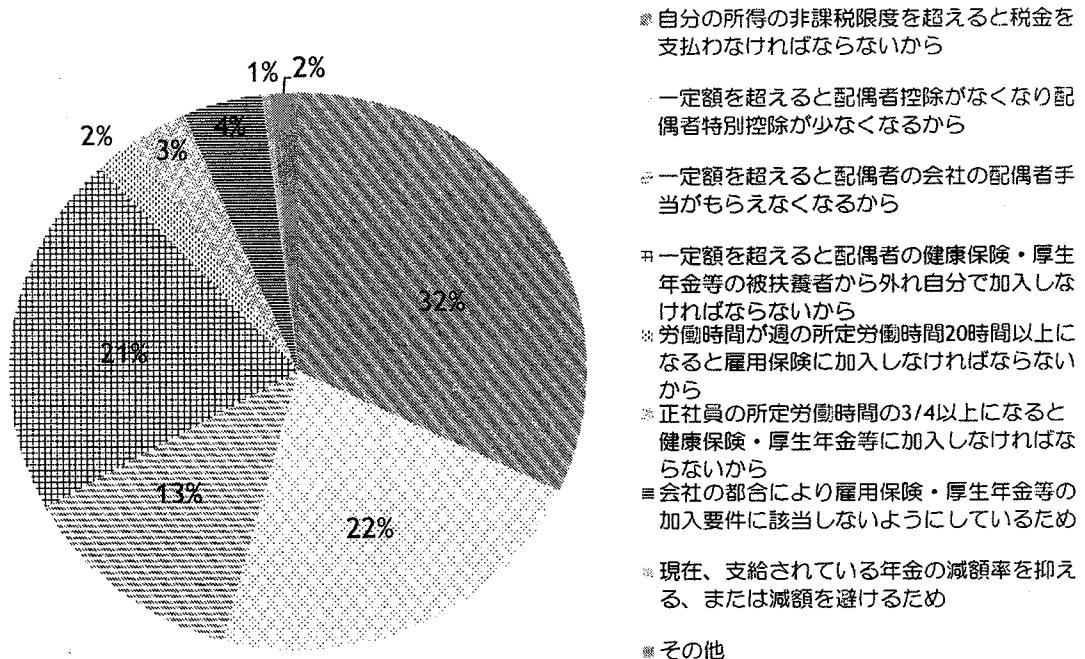
図 4・2 パート労働者（有配偶者）の就業調整の有無の割合



(資料) 図 4・1 と同じ

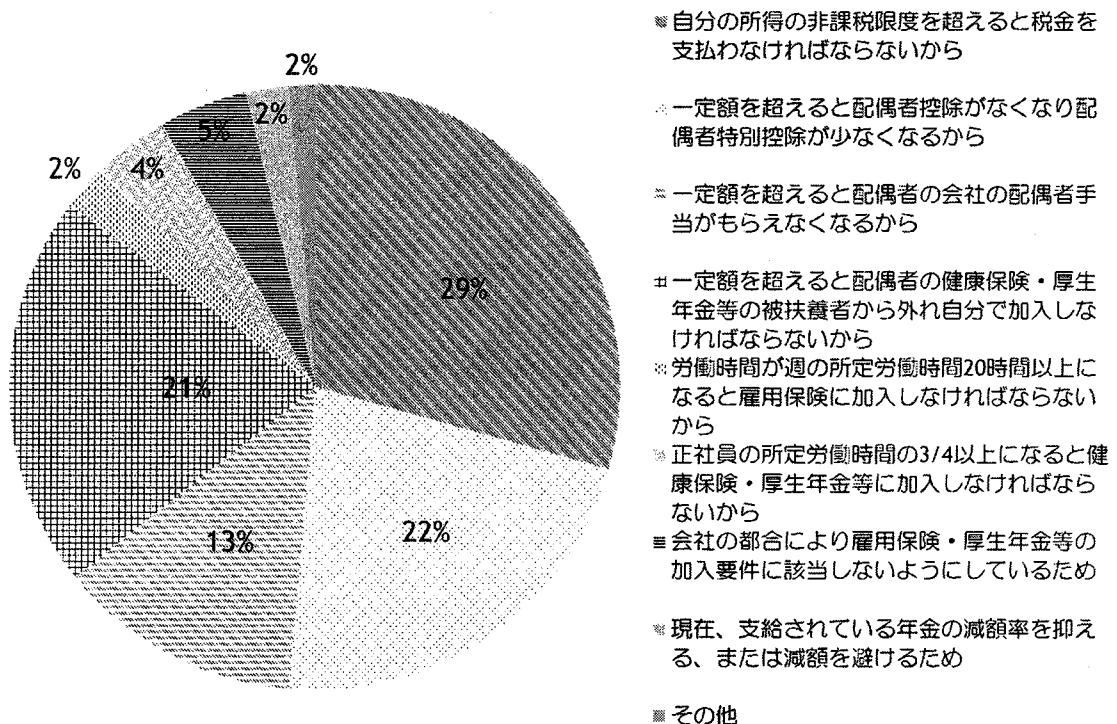
次の図 4・3、図 4・4 は就業調整の理由別パート労働者の割合を表したもので、配偶者控除を考慮して就業調整を行っている人が約 4 分の 1 もいることがわかる。

図 4・3 就業調整の理由別パート労働者割合（女性）



(資料) 図 4・1 と同じ

図 4-4 就業調整の理由別パート労働者割合（有配偶者）



(資料) 図 4-1 と同じ

つまり配偶者控除が廃止された場合、調整せずに働く人が増える。言い換えると配偶者控除があるせいで働きたくても働けないということである。これらの結果より、配偶者控除は女性の就業行動に影響を与えていていると言え、これは課税の中立性を満たしていない。

5 課税の公平

5・1 配偶者控除の負担軽減率

次に自分たちで試算した配偶者控除の負担軽減率について述べていく。

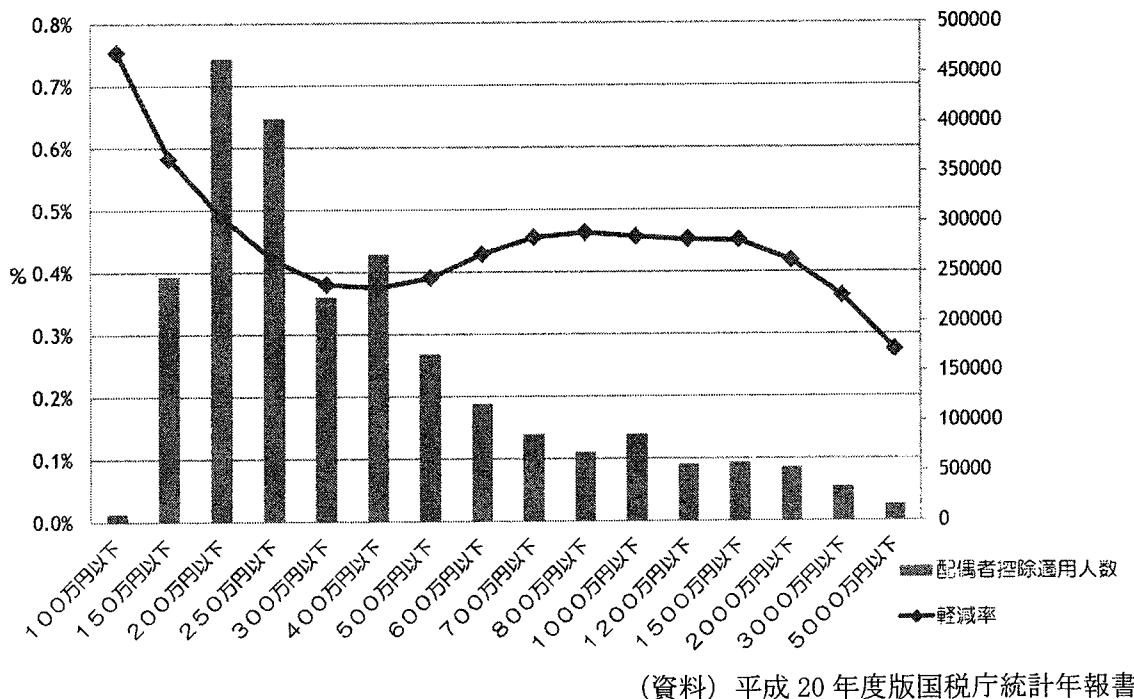
計算方法は以下の通りである。

- 合計所得金額 ÷ 合計人員 = 一人当たり所得金額 Y
- 算出税額 ÷ 合計所得額 = 実効税率
- 実効税率 × 38 万 = 配偶者控除による税負担軽減額 X
- $X \div Y = \text{税負担軽減率}$

※申告所得のみで計算したため、源泉徴収所得は含まず

ただし、実効税率ではなく限界税率で見るのが一般的なので、あくまで試算として見ていただきたい。計算し、グラフで示したのが以下の図 5-1 である。

図 5-1 所得階級別配偶者控除負担軽減率及び配偶者控除適用人数



(資料) 平成 20 年度版国税庁統計年報書

横軸は 100 万以下から、500 万以下の 16 の世帯所得別の階級をとっている。左の軸に単位は % で、折れ線グラフで示した軽減率に対応したものになっており、右の軸の単位は人で、棒グラフで示した配偶者控除適用人数に対応したものになっている。まず、注目していただきたいのは、300 万以下の世帯と 400 万以下の世帯である。この二つの所得階級は、軽減率が比較的小さいのにもかかわらず、適用人数は比較的に多いのがわかる。次に見ていただきたいのは 600 万以下の世帯から右の世帯である。これらの世帯は軽減率が比較的に大きくなっているのに、適用人数は少ない。これらから、あまり実感することのできない不公平感が生じているのではないかと考えられる。

5-2 課税単位論から見た配偶者控除

課税単位とは所得税の税額を算定する際に用いる、人的控除のことを言う。所得税の課税対象となる所得は特定の所得に帰属している。しかし、各個人は自己に帰属する所得だけで生活しているわけではなく、子どもや専業主婦の暮らしは、親や夫の所得によって支えられている。そこで所得税の適用にあたって、個人を課税単位とすべきか、それとも生活共同体としての世帯、あるいは家族を課税単位とすべきかという問題が生じる。これを課税単位論といふ。

課税単位論の類型は大きく分けて、個人単位課税と世帯課税単位論の 2 種類に分けられる。

1 つ目の個人単位課税とは所得を稼得する個人をそれぞれ独立の納税単位とみなし、その個人に帰属する所得に対して課税する方式を示す。日本では戦後、個人単位主義が採用さ

れており、その例外として配偶者控除、扶養控除といった人的控除が用いられている。

2つ目の世帯単位課税は消費生活をともにする世帯を1つの課税単位とみなしつつ世帯構成員に帰属する所得を合算して納税する方式を示す。ちなみに現在の日本の所得税は個人単位課税であるが、人的控除に関しては世帯単位課税となっている。

それでは、課税方式を表にし、公平性・中立性の観点からみていこうと思う。

表 5-2 課税方式の比較

		個人単位	合算非分割	二分二乗	n 分n乗
公平	世帯間の公平性	×	○	○	×
	個人間の公平性	○	×	×	×
中立	結婚への中立性	○	×	×	×
	就労への中立性	○	×	×	×

(資料) 大田弘子「女性と税制」『税研』(1997年11月号)

表 5-2 にある世帯間の公平性とは、同じ所得を持つ世帯では税負担も等しいこと、個人間の公平性とは、個人の同じ所得ならば税負担も等しいことを意味する。結婚・就労への中立性は、課税単位のせいで結婚や就労に影響が出ないかどうかを表している。なお、こちらは課税単位による違いを見るものなので、担税力や配偶者控除などは考慮せず、同じ所得の場合にどうなるか、を単純に考えるものとする。

では、表をご覧頂きたい。左から、個人単位課税、合算非分割、2分2乗、n分n乗となっている。今回は、日本が採用している個人単位課税のみ取り上げさせて頂く。個人単位課税の欄には3つ丸があり、公平で中立な基準を一番多く満たしている。しかし、唯一世帯間の公平性は満たされていない。その理由は、累進税率表のもとでは、夫婦の合算所得が同じでも、片稼ぎか共稼ぎか、どちらがどれだけ稼いでいるのかなどすべて異なるからである。

日本においては、配偶者控除を導入することで、担税力への考慮だけでなく、負担の重い片稼ぎ世帯の税額を減らし、世帯間の公平性をなくす狙いもあると考えられる。

そうなると、配偶者控除は課税単位の視点から見ても役割を担っていることになるが、共稼ぎ世帯の格差は解消できない上に、個人間の公平性が保てなくなるという欠点もある。

5-3 生存権から見た配偶者控除

次に配偶者控除を生存権から見てみる。まず配偶者控除は人的控除と呼ばれるもの一つである。人的控除とは、納税者本人ならびに納税者と生計を一にする配偶者および扶養

親族の最低限度の生活を維持するために認められる概算控除であり、担税力に配慮したものである。ほかの人的控除としては、基礎控除、扶養控除等がある。なぜ、この様な制度を設けたかというと、憲法で生存権が保障されているからである。憲法 25 条 I 項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と示されており、人的控除は憲法 25 条 I 項の規定に伴う制度として理解できる。

5・4 帰属所得の問題

配偶者控除について考えていくうえで留保する点として、帰属所得についての問題がある。一般に帰属所得は、「自己もしくは家族のためにする役務提供(自家労働)によって生まれる利益」と定義されており、「妻の家事労働によって生まれる利益」と考えることができる。日本の所得税制において、この帰属所得に対する課税は行われていない。「所得」としての現金所得のみを考慮し、妻の家事労働から生まれる利益である、本来課税されるべき「帰属所得」の存在を無視しているといえる。配偶者控除は、収入のない、あるいは少ない妻は家計にとって追加的な生活費がかかり、担税力が落ちるためその分においては控除が必要であるという考え方に基づいているが、果たして専業主婦世帯は本当に担税力が落ちているといえるのか。帰属所得の価値を金額であらわして考えたいと思う。また、今回この帰属所得の問題を取り上げる目的としては、配偶者控除が課税の公平性に配慮しているかどうか、ということを検証するという点にあるため、包括的所得概念のその他の問題には触れていない。

①まず「無償労働の貨幣評価の方法」だが、こちらは『内閣府経済社会総合研究所による報告書』の計算方法をもとに、1人当たり無償労働の貨幣評価額=1人当たり無償労働時間×時間当たりの賃金で求めることとする。

②「1人当たり無償労働時間」については、2010年5月31日に人口問題研究所が発表した、有配偶の妻6,870人を分析対象とした『第4回全国家庭調査動向調査』、妻の従業上の地位別にみた家事時間より、常勤の場合の妻の平日の家事時間を3.14時間、パートの場合を4.17時間、専業主婦の場合を5.33時間とする。

③また「時間当たりの賃金」については、内閣府推計において用いられていた、家計が行う無償労働を家事使用人の賃金で評価する方法、代替費用法ジェネラリスト・アプローチ法をもとに、「社団法人日本看護家政紹介事業協会」が2010年度に実施した『就労実態アンケート調査』より、1時間当たり1,526円とする。計算するに当たって比較を簡便化するため、対象を常勤、パート、専業主婦の3つとした。

④これらを用いて計算を行った結果、常勤の場合、1日の家事労働に要する時間(3.14時間)×先ほど求めました家事労働の単価(1,526円)=4,791.64円。これを配偶者控除の適用期間に合わせ1年単位にするために365をかけると、1,748,948.6円。これが、妻が常勤の場合に生まれる帰属所得であるといえる。同様に、パートの場合は2,322,648.3円、専業主婦の場合は、2,968,756.7円が年間帰属所得となる。

この計算は、毎日家事代行サービスを利用するという、あくまで仮定の話ではあるが、これをもとに、専業主婦と常勤の場合の差、専業主婦とパートの場合の差を求めるとき、専業主婦は、常勤の場合と比べると1,219,808.1円、パートの場合と比べると646,108.4円多い帰属所得が認められることが分かる。

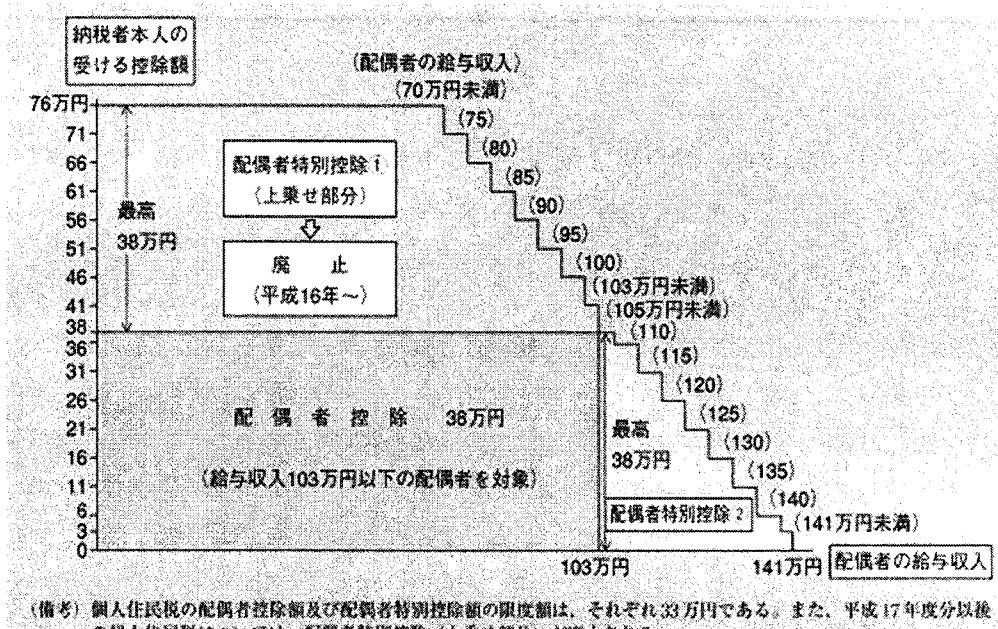
この結果からすると、専業主婦がいることによって生まれる帰属所得によって家計として多くの収入を得ており、一概に家族全体の担税力が低くなっているとは言えず、年間38万円の配偶者控除は必要ないのでは、と考えることもできるだろう。

6 配偶者控除廃止による影響～配偶者特別控除上乗せ部分廃止による影響～

6・1 配偶者特別控除の上乗せ部分とは？

配偶者特別控除には、現在も残っている、配偶者の給与収入が103万円から141万円までの段階的な部分に加え、配偶者控除の上の部分にも控除があった。この配偶者控除の上の部分にあったものを、配偶者特別控除の上乗せ部分といい、これは、配偶者の給与収入が103万円、納税者本人の受ける控除額が38万円から76万円までの部分を表す。(図6-1参照)

図6-1 配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み



(引用)男女共同参画白書 H16年版

しかし、この上乗せ部分は、収入の少ない配偶者世帯に対する過度な優遇措置であるということから、H16年度に廃止となった。

6-2 なぜ上乗せ部分廃止の影響を調べるのか？

上乗せ部分の廃止は、控除額が減額されることを表している。つまり、納税者から見れば、上乗せ部分の廃止により増税されたということである。

この増税額は、次のように求めることが出来る。

$$(廃止された控除額) \times (\text{所得税率}^5) \times (1 - \text{一定額減税率}^6) = (\text{増税額})$$

例えば、年間収入が 70 万円未満の配偶者を持つ納税者の式は次のようになり、31,400 円分増税されたことになる。

$$\text{式}) 380,000 \times 0.1 \times (1 - 0.2) = 31,400(\text{円})$$

のことから、上乗せ部分の廃止によって減少した所得を、元の上乗せ部分廃止前の金額まで戻すために、パートタイマー⁷が更に労働時間を増やしたのではないかと考え、上乗せ部分廃止の影響について調べることにした。

6-3 上乗せ部分廃止前後における、パートタイマーの労働時間の変化

前述の仮定より、総務省の行っている就業構造基本調査を元に、上乗せ部分廃止前後ににおける週間労働時間別のパートタイマーの人数を、廃止前の H14 年と廃止後の H19 年で比較を行った。⁸

表 6-2 は年収 50 万円未満、表 6-3 は年収 50 万円～100 万円未満のパートタイマーの人数を、上乗せ部分の廃止前後における労働時間別にまとめたものである。

また、表 6-4 と表 6-5 は、表 6-2 と表 6-3 の各労働時間別人口が全体に占める割合を示したものである。

ここでは、上乗せ部分の適応範囲から、パートタイマーの収入階級を 100 万円未満のパートタイマーの人々に限定している。

これらを比較した結果、パートの総数は増加しているが、労働時間別に見た割合は一部増減があるものの全体ではありません大きな変化が見られないことが分かった。

以上のことから、上乗せ部分がなくなったにも関わらず、パートタイマーは労働時間を

⁵ H16 年度に適応されていたものを使用。

⁶ 所得税では税額の 20%相当(25 万円が限度)、個人住民税では税額の 15%相当(4 万円が現度)を控除する制度。1999 年に景気対策のために恒久的減税として導入されたが、H19 年度からは廃止されている。

⁷ 上乗せ部分の適応範囲が年収 100 万円未満、つまり、月収 8 万 3 千～4 千円の人々であり、正社員の初任給は、月収 12 万円程度はあるので、非正規労働者、特にパートタイマーへの影響が大きいと考えられるため。

⁸ 就業構造基本調査が 5 年に 1 度行われる調査であるため。

増やさなかつた、ということが分かつた。

表 6-2 年収 50 万円未満

(単位:人)	H14年	H19年
15 時間未満	25,200	326,400
15~19 時間	78,600	93,400
20~21 時間	31,800	30,600
22~29 時間	37,100	30,400
30~34 時間	15,800	15,000
35~42 時間	11,700	13,900
43~45 時間	3,100	2,000
46~48 時間	2,900	1,900
49~59 時間	1,800	2,400
60 時間以上	2,000	4,500

(資料) 就業構造基本調査

表 6-3 年収 50 万~100 万円未満

(単位:人)	H14年	H19年
15 時間未満	262,700	297,600
15~19 時間	562,100	670,400
20~21 時間	624,800	661,900
22~29 時間	1,086,200	1,043,300
30~34 時間	388,100	285,400
35~42 時間	194,400	150,800
43~45 時間	23,000	18,300
46~48 時間	22,200	16,600
49~59 時間	20,500	17,600
60 時間以上	12,300	22,800

表 6・4 年収 50 万円未満

(単位: %)	H14 年	H19 年
15 時間未満	8.22	9.34
15~19 時間	17.59	21.05
20~21 時間	19.55	20.78
22~29 時間	33.98	32.76
30~34 時間	12.14	8.96
35~42 時間	6.08	4.74
43~45 時間	0.72	0.57
46~48 時間	0.69	0.52
49~59 時間	0.64	0.55
60 時間以上	0.38	0.72

表 6・5 年収 50 万~100 万円未満

(単位: %)	H14 年	H19 年
15 時間未満	57.69	62.71
15~19 時間	17.99	17.94
20~21 時間	7.28	5.88
22~29 時間	8.49	5.84
30~34 時間	3.62	2.88
35~42 時間	2.68	2.67
43~45 時間	0.71	0.38
46~48 時間	0.66	0.37
49~59 時間	0.41	0.46
60 時間以上	0.46	0.86

6-4 結果の考察

上記の結果から私達の次の二点を考察した。

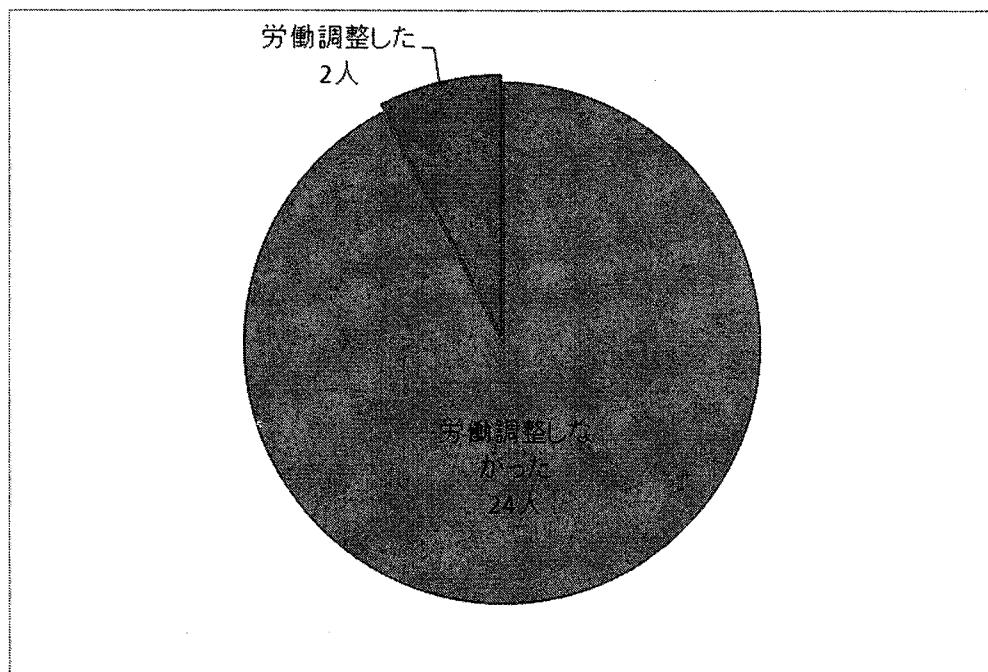
一つ目は、逆転現象を防ぐ控除は残っているので、上乗せ部分廃止をあまり重大なことと考えず、それほど影響がなかったのではないか。

二つ目は、そもそも上乗せ部分廃止が原因ではなく、景気変動によりパートタイマーの仕事量が変化したからではないか、というものである。

6-5 パートタイマーは上乗せ部分の廃止を考慮したのか

まず、一つ目の上乗せ部分の廃止を考慮しなかったのではないかについて、私たちが独自に実施したアンケート結果を使って見てみる。主婦でパートタイマーとして働いている方に、配偶者控除上乗せ部分廃止後に就労時間や収入調整したかを質問してみた。

図 6-1 配偶者控除上乗せ部分が廃止された時に、就労時間や収入を調整したか？



(資料)独自に行ったアンケートより作成(対象人数 46 人)

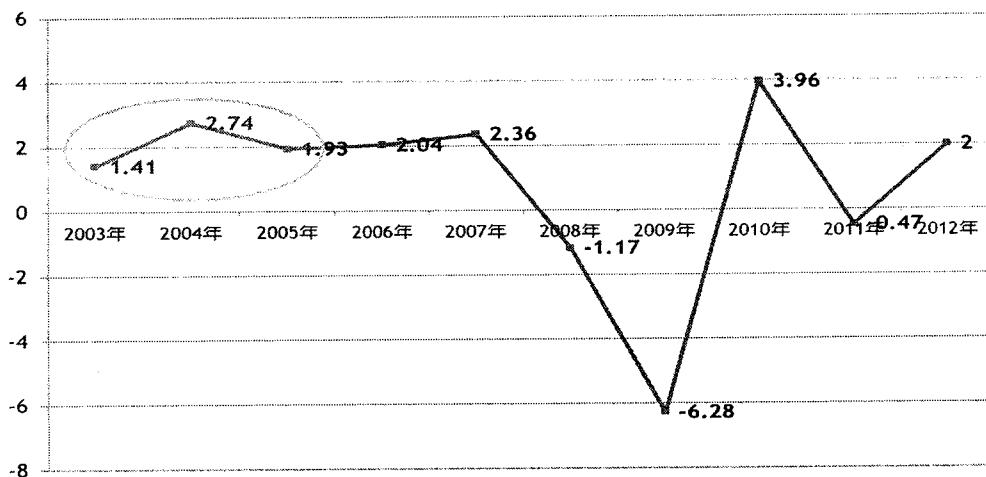
そのうち、主婦のパートタイマーは 26 人

アンケート結果を見てみると、調整を行った人は 26 人中 2 人、割合でみるとわずか 7.69% しかなかった。この結果より、多くの人は上乗せ部分が廃止されても行動を変えなかったことがわかる。

6-6 景気変動で仕事量は変化したのか

次に、二つ目の景気の影響を受けているのかを調べるために、経済成長率を見ていく。経済成長率とは、実質 GDP の対前年度増減率のことである。今から 2011 年に OECD が発表した実質経済成長率を見てみる。

図 6-2 実質経済成長率



(資料) 経済協力開発機構 (OECD) 実質経済成長率

図 6-2 を見ると、上乗せ部分廃止後の 2003 年(平成 15 年)から 2007 年(平成 19 年)の間、成長率は 1~2% と景気は上向きであり、景気の影響でパートの仕事量が増えたと考えられる。以上のことから、配偶者特別控除の上乗せ部分を廃止しても、パートタイマーの意識はそれほど変わらず、パートの総数のみが増えていたのは、景気変動での仕事量の変化によるためであり、上乗せ部分の廃止が理由で、「パートタイマーが働き出した」、「労働時間をふやした」とは言えず、廃止の影響を大きく受けていないことがわかった。

7 配偶者控除廃止による影響～労働市場の現状～

女性の社会進出について考えていく上で、「そもそも女性が働くと考えた時に、働く場所はあるのか?」という疑問を持ち、雇用市場には現在どれだけの空きがあるのか、ということを調べた。

まず表 7-1 を見てほしい。これは厚生労働省が平成 23 年 8 月に実施した「労働経済動向調査」の『正社員労働者の過不足状況判断 D. I.』をもとに作成したものである。D. I. (ディフュージョン・インデックス) とは、景気局面を把握する景気動向指数の一つで、労働者過不足判断 D. I. とは、その応用であり、労働者が不足と回答した事業所の割合 - 過剰と回答した事業所の割合であらわされ、D. I. がプラスであった場合、労働者が不足していることを表

している。表7-1を見ると、平成23年度においては労働者が不足している事業所が多いことが分かる。表7-2の『パートタイム労働者の過不足状況D.I.』を見ても、同じく労働者が不足している事業所が多いことが伺える。

表7-1 正社員労働者の過不足状況D.I.（平成23年8月）

	不足	過剰	D.I.
調査産業計	16	9	7
建設業	21	12	9
製造業	15	12	3
情報通信業	15	10	5
運輸業・郵便業	28	8	20
卸売業・小売業	10	8	2
金融業・保険業	11	3	8
不動産業・物品販貸業	13	11	2
学術研究、専門、技術サービス業	20	12	8
宿泊業、飲食サービス業	24	8	16
生活関連サービス業、娯楽業	13	5	8
医療、福祉	24	4	20
サービス業	12	8	4

(資料) 厚生労働省「労働経済動向調査」

表7-2 パートタイム労働者の過不足状況D.I.（同年同月）

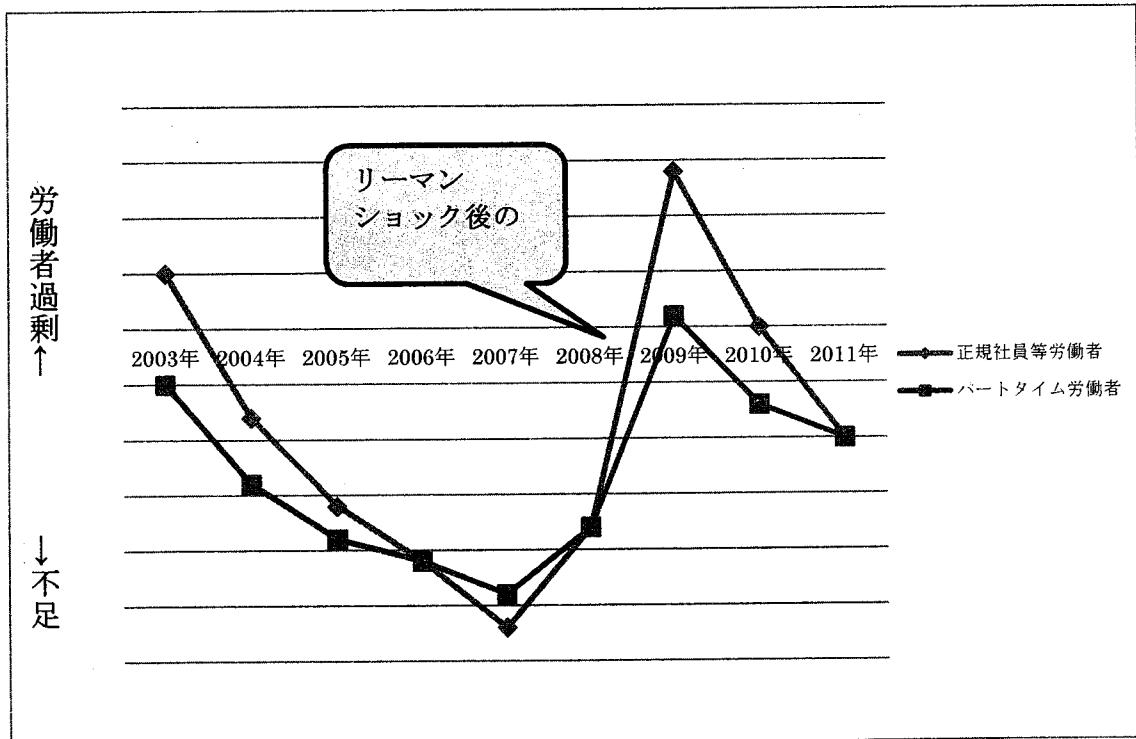
	不足	過剰	D.I.
調査産業計	15	5	10
建設業	1	5	△4
製造業	9	6	3
情報通信業	3	3	0
運輸業・郵便業	19	7	12
卸売業・小売業	21	5	16
金融業・保険業	4	3	1
不動産業・物品販貸業	11	5	6
学術研究、専門、技術サービス業	3	6	△3
宿泊業、飲食サービス業	32	5	27

生活関連サービス業、娯楽業	23	4	19
医療、福祉	41	1	40
サービス業	15	2	13

(資料) 表7-1に同じ

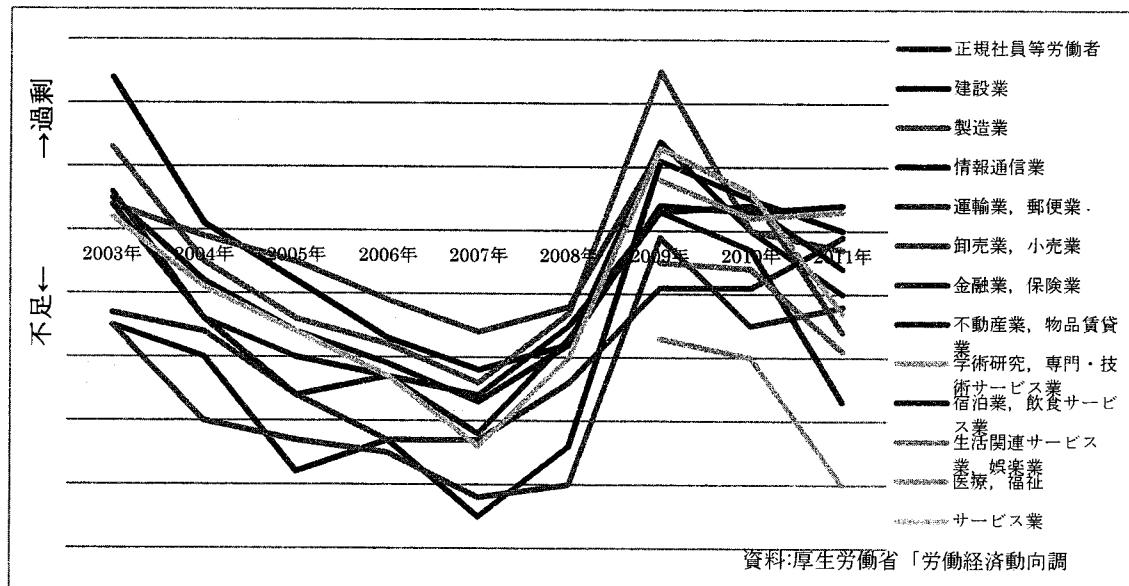
各労働者の過不足判断D.I.の動向を時系列であらわしたのが図7-3である。こちらを見ると、2008年から2009年にかけて大きく労働者過剰の傾向に動いているのが分かる。これは、リーマンショック後の景気悪化に伴い、労働需要が減少したことが原因と考えられる。また、図7-4、図7-5の業種別労働者の過不足判断D.I.と図7-6の正社員・パートタイムの産業別従業員数を比較すると、図7-4、図7-5において労働者が大きく不足という結果の出ている宿泊・飲食業は図7-6で見ると従業員数が少なく、労働者不足ではあるが、雇用市場の規模が小さく、全体としての雇用の吸収力は小さいということが分かる。同様にそれぞれを見ていくと、卸売・小売業は労働者不足であり、かつ雇用市場の規模も大きく、女性が働く市場が残っているのではないかと考えることができる。

図7-3 労働者の過不足状況判断D.I.



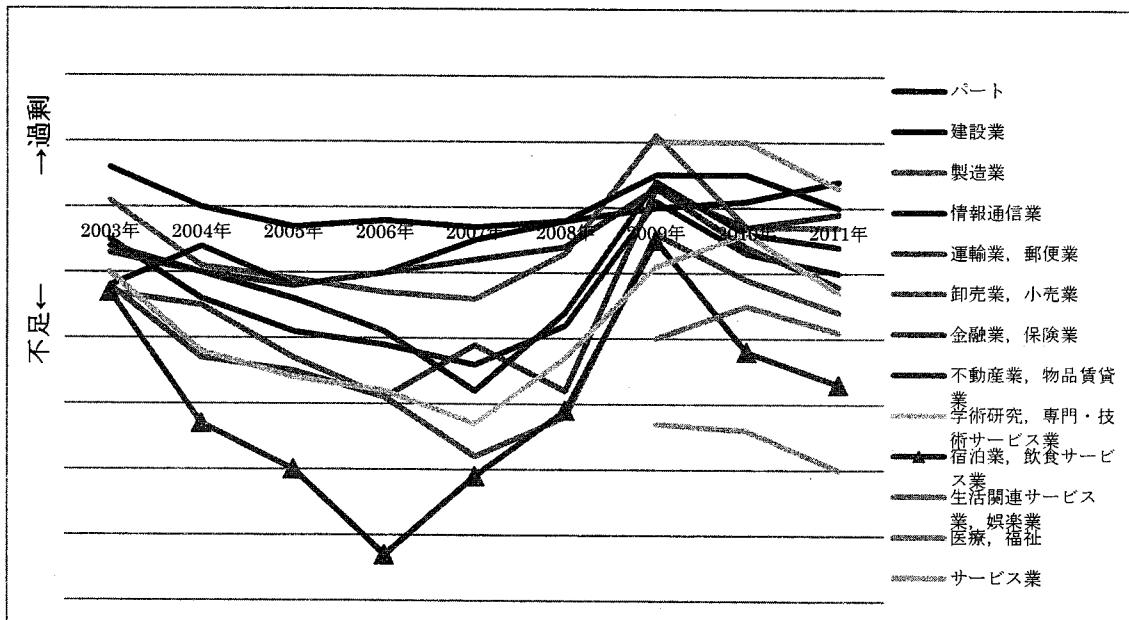
(資料) 表7-1に同じ

図7-4 正社員労働者の過不足状況判断D.I.



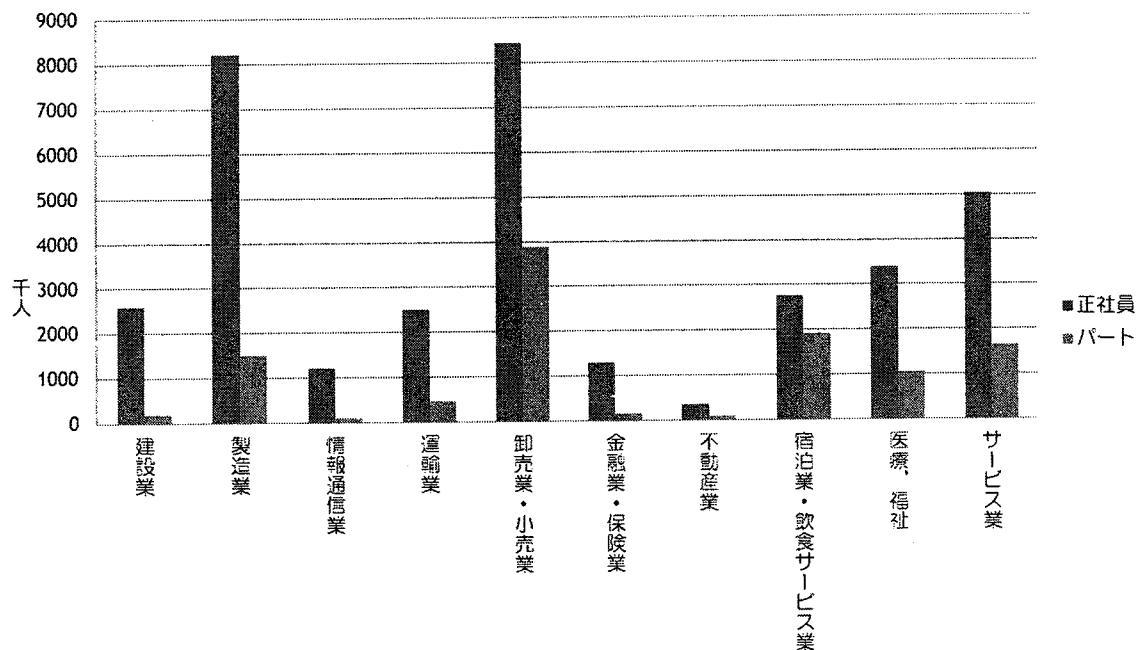
(資料) 表7-1に同じ

図7-5 パートタイム労働者の過不足状況判断D.I.



(資料) 表7-1に同じ

図7-6 正社員・パートの産業別従業員数



(資料) 厚生労働省雇用構造調査(パートタイム労働者総合実態調査) (平成18年)

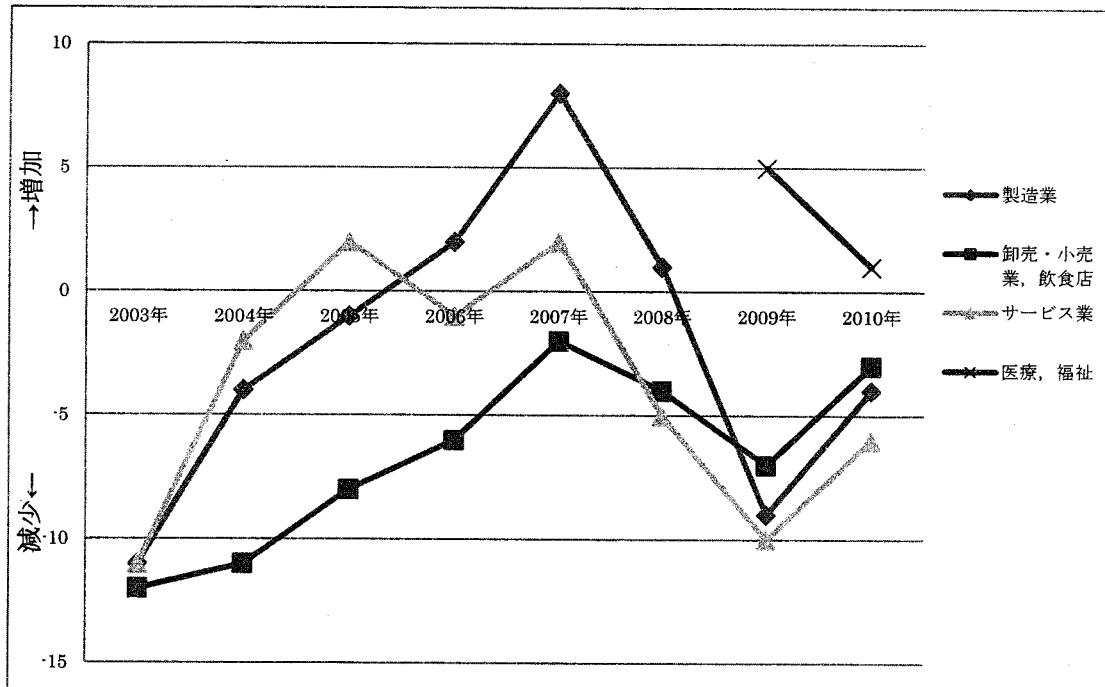
次に、雇用判断D.I.を見てみたい。雇用判断D.I.は、前期と比べて雇用人数が「増加と回答した事業所割合」－「減少と回答した事業所割合」であらわされており、プラスであれば雇用人数が増加しているということをあらわす。表7-7を見てほしい。これは、同じく厚生労働省が平成23年8月に実施した「労働経済動向調査」をもとに作成したものであるが、これを見ると、前年度と比べて「減少」と回答した事業所が多いことが分かる。つまり、先ほどの労働者過不足判断D.I.を見ると労働者不足が明らかとなるが、現実には企業は雇用者数を増やせずにいる、ということが分かる。雇用判断D.I.を時系列で表したもののが図7-8、図7-9となる。ここでもやはり、リーマンショックの影響を受けて雇用人数を減少させていくことが分かる。

表7-7 正社員雇用・パートタイム雇用判断D.I.

調査産業計	産業、時期			正社員等雇用		パートタイム雇用	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
22年	1～3	月	△ 1	△ 5	△ 3	△ 1	
	4～6	△ 6	△ 10	△ 3	△ 4		
	7～9	0	△ 5	△ 4	△ 5		
	10～12	△ 1	△ 4	△ 5	△ 5		
	23年	1～3	△ 1	△ 3	△ 1	△ 4	
	4～6	△ 1	△ 10	0	0		
		7～9	1		△ 2		
		10～12	1		△ 2		

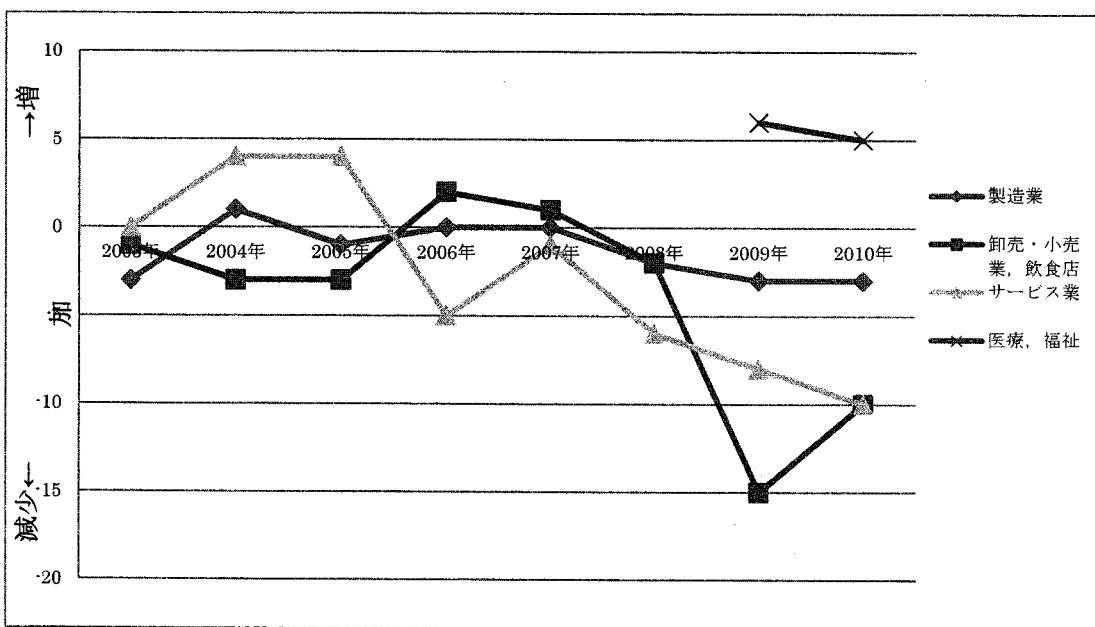
(資料) 表7-1に同じ

図7-8 正社員等雇用判断D.I.



(資料) 表7-1に同じ

図7-9 パートタイム雇用判断D.I.

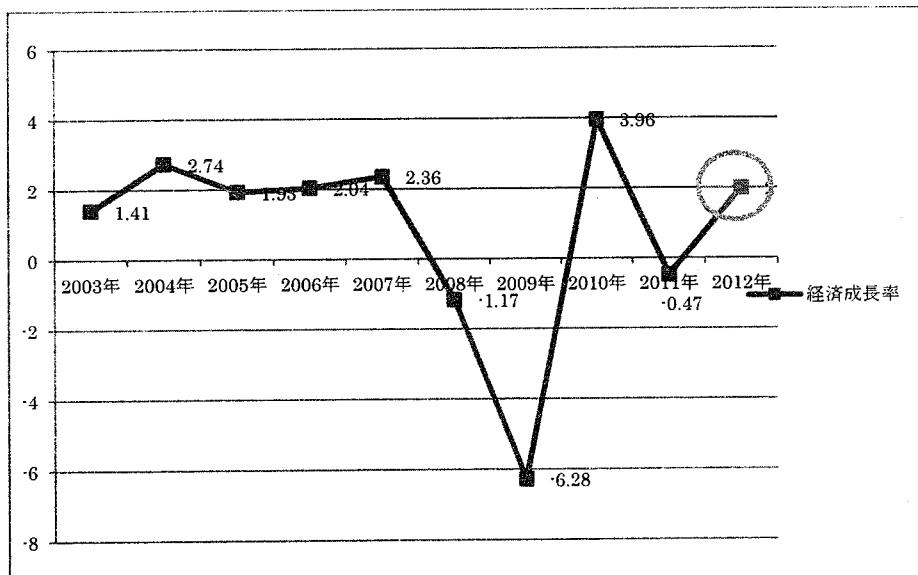


(資料) 表7-1に同じ

ここで注目してほしいのが、図7-10の経済成長率のグラフである。2009年から2010年にかけて大幅にプラスに転じており、その動きは先ほど見た雇用判断D.I.の動

きと重なって見える。このことからみると、2011年度の日本の経済成長率はプラス2となっており、今後の景気回復に伴い雇用市場においても雇用者数の増加が見込まれ、女性が活躍する場は確保できるのではないかと考えられる。

図7-10 経済成長率



(資料) 経済協力開発機構（OECD）実質経済成長率

8 配偶者控除廃止による影響～配偶者控除廃止時の增收額～

配偶者控除を廃止した場合、どのくらい增收が見込めるのか試算を行った。計算式は、所得層別実効税率×配偶者控除適用人数×38万円である。試算の結果、403億3565万円の增收が見込めることがわかった。この金額は、申告所得税の1.5%ほどの金額である。しかし、この試算は申告所得税のみを用いており、源泉徴収は含まれていない。また、現在の配偶者控除適用人数を用いて計算している。

9 現行制度のメリット・デメリット及び廃止後のメリット・デメリット

現行制度のメリット・デメリット及び廃止後のメリット・デメリットをまとめた。現行制度は働いていないことを前提としているため、そこから生まれたメリット・デメリットである。

【メリット】

- 個人単位の世帯間の公平性が改善される
- 内助の功への配慮

【デメリット】

- 女性の社会進出を妨げる
- 軽減率の問題

- 働いている女性も内助の功はあるという問題
- 今、働く女性が増えているという時代に合ってない

次に配偶者控除を廃止した場合のメリット・デメリットは以下のように考えた。

【メリット】

- 現行制度でのデメリットがなくなる
- 配偶者控除、配偶者特別控除、社会保険料、消費税（家計収入増）、所得税（女性にかかる税）による増収
- 企業が労働力を得る

【デメリット】

- 女性が働くことによって新規採用が減る可能性がある
- 社会保険料の半分を企業が負担することによって、経営悪化、景気悪化の可能性がある

9 結論及び今後の課題

以上の研究より、現行の配偶者控除は課税の中立性の観点からみると、女性の就業選択に影響を与えているため中立性を満たしていないといえる。また、公平性の観点からみると、生存権や世帯間の公平性の改善というメリットはあるが、配偶者控除の負担軽減率や帰属所得、個人間の公平性を考慮すると、公平性を満たせていない。

よって、現在の人々のライフスタイルに合った、配偶者控除の制度自体の見直しが必要であると考える。

今後の課題として、私たちはワークライフバランスを考慮せずに研究を進めたので、これを考慮したうえで、研究を進めていかなければならない。また配偶者控除の軽減率は限界税率で試算するのが正しいため、また違った計算結果になることが考えられる。

参考文献

- 森信茂樹 『日本が生まれ変わる税制改革』 中央公論新社 (2003.9)
- 金子宏 『所得税・法人税の理論と課題』 社団法人日本租税研究協力会 (2010.12)
- 金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究』 有斐閣 (1996.3)
- 堀江孝司 『現代政治と女性政策』 株勁草書房 (2005.2)
- 岩間暁子 『女性の就業と家族のゆくえ－格差社会のなかの変容－』 東京大学出版社 (2008.3)
- 別所俊一郎 『配偶者控除は女性の就労を阻害しているか？－女性労働力活用の視点からの税制改革－』 東京大学大学院経済学研究科 (1997.10)

昭和女子大学女性文化研究所 『女性と仕事』 株御茶の水書房 (2010.2)

日税研論集 『所得控除の研究』 財日本税務研究センター (2003.4)

財団法人日本税務研究センター 『税研』 2008年7月号、1997年11月号

藤田晴『所得税の基礎理論』 中央経済社 (1992.11)

財務省 財務総合政策研究所 『財政金融統計月報』 (2010)

碓井光明「女性の社会進出に対する税制の影響—配偶者控除等の廃止論をめぐって」『ジュリスト』1238号, 2003年2月, pp.70-81.

谷口彩子・森園まゆみ・鬼塚志津「配偶者控除の現状と課題」『熊本大学教育学部紀要, 人文科学』47号, 1998年, pp.69-78.

日本経済新聞社 産業地域研究所 『働く女性が拓く市場』 2010年3月

経済社会総合研究所国民経済計算部『無償労働の貨幣評価の調査研究』平成21年8月24日

国立社会保障人口問題研究所「第四回家庭調査動向調査(2010年)」

樋口美雄『日本の家計行動のダイナミズム』慶應義塾大学経商連携21世紀COE [編]

森 剛志・浦川邦夫「配偶者控除の廃止が労働供給に与えた影響のパネルデータ分析」『甲南経済学論集』第14巻第2・3・4号, 2009年3月

武石恵美子 『女性の働きかた』 株ミネルヴァ書房 (2009.6)

湯元健治 『税制改革のグランドデザイン—よくわかる〔税金〕の今と近未来』 生産性出版 (2003.3)

財団法人21世紀職業財団『女性労働の分析 2010年～女性労働者の就業率の推移～』(2011.6)

国税庁編 『平成20年度版国税庁統計年報書』

参考資料

総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/>

財務省HP <http://www.mof.go.jp/>

文部科学省HP <http://www.mext.go.jp/>

内閣府 世論調査報告書平成21年10月調査 男女共同参画社会に関する世論調査

厚生労働省賃金構造基本統計調査HP

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/index.html>

総務省就業構造基本調査HP

<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2007/index.htm>

IV 西宮市のごみ袋と家庭ごみの減量 地域の取組と学生視点の提言

環境政策プロジェクトチーム

甲山敬悟 湯浅美穂 中永椋友 河野桃子

構 成

- 1 研究概要
- 2 西宮市の地球温暖化対策
 - 2-1 西宮市の地球温暖化対策概要
 - 2-2 西宮市の二酸化炭素排出割合
 - 2-3 西宮市ごみ減量推進計画について
- 3 ごみ袋指定制について
 - 3-1 ごみ袋指定制有料化のメリット（効果）とデメリット（課題）
 - 3-2 リサイクルの是非
 - 3-3 兵庫県全域における1人1日当たり生活系ごみ排出量比較
 - 3-4 西宮市がごみ袋指定制を導入しない理由
 - 3-4-1 行政側
 - 3-4-2 業者側
 - 3-4-3 市民側
- 4 西宮市の取組
 - 4-1 エココミュニティ会議
 - 4-2 甲東エココミュニティ会議
- 5 私たちの提言
 - 5-1 甲東エココミュニティ会議の補助金増
 - 5-2 透明・半透明のごみ袋指定の早急化
- 6 研究総括
- 参考文献

1 研究概要

近年、人間活動の拡大に伴い、地球温暖化が深刻化している。私たちは環境グループとしてこの問題について考えるにあたり、私たちに身近な関西学院大学のある西宮市を対象とした。そして、西宮市の地球温暖化対策を調べていくうち、現代のごみ袋は透明が一般的だが、西宮市のごみ袋はいまだに黒など自由であることに疑問をもった。それを発端として、兵庫県全域のごみ袋の現状はどのようなものになっているのか、ごみ袋を透明にすればどうなるのか、西宮市はごみ袋を黒などから透明に変えるべきなのかなどを検討していく。

2 西宮市の地球温暖化対策

2-1 西宮市の地球温暖化対策概要

現在、人為的に多くの二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが大気中に排出されており、そのことによって地球温暖化の拡大が懸念されている。それを食い止めるため、1997年に京都議定書が採択された。これには世界各国から多くの関係者が参加し、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄の6種類の温室効果ガスについて、先進国の排出削減について法的拘束力のある数値目標などを定めたものである。京都議定書は2005年2月16日に発効しており、1990年の6種類の温室効果ガス総排出量を基準として、日本は、温室効果ガスを2008~12年の5年間に6%削減する目標を掲げた。

これを受けて、西宮市は2020年度までに、1990年度比で温室効果ガス排出量10%削減することを削減目標としている。対象となる温室効果ガスはハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボンを除く4種である。パーフルオロカーボンは西宮市の施設から排出がないこと、六フッ化硫黄は排出量の把握が困難であるため、対象から除外されている。

西宮市の取組としては、「再生可能エネルギーの利用促進」「市民・事業者の活動転換」「低炭素型都市の形成」「ごみ減量化の推進」が挙げられる。

2-2 西宮市の二酸化炭素排出割合

西宮市は、国や兵庫県と比較して二酸化炭素排出における産業部門の割合が少なく、民生家庭部門が多くを占める住宅都市としての特徴がある。また、民生家庭部門の排出量は2005年度までは国や兵庫県と同じく増加傾向にあり、また一人当たりや世帯当たりの排出量を見ても増加傾向にある。理由としてはライフスタイルの変化が考えられ、人口の増加がさらに排出量を増加させている要因になっている。2005年度以降は減少傾向がみられるが、依然として高い水準で推移している。

私たちは、国や兵庫県と比較して割合が大きく高い水準にある民生家庭部門に注目し、民生家庭部門の二酸化炭素排出量を減らすには、家庭と関連のあるごみの減量がよいのではないかと考えた。よって、私たちは西宮市の取組の中でも「ごみ減量化の推進」に注目

した。

図 1 西宮市の二酸化炭素削減目標

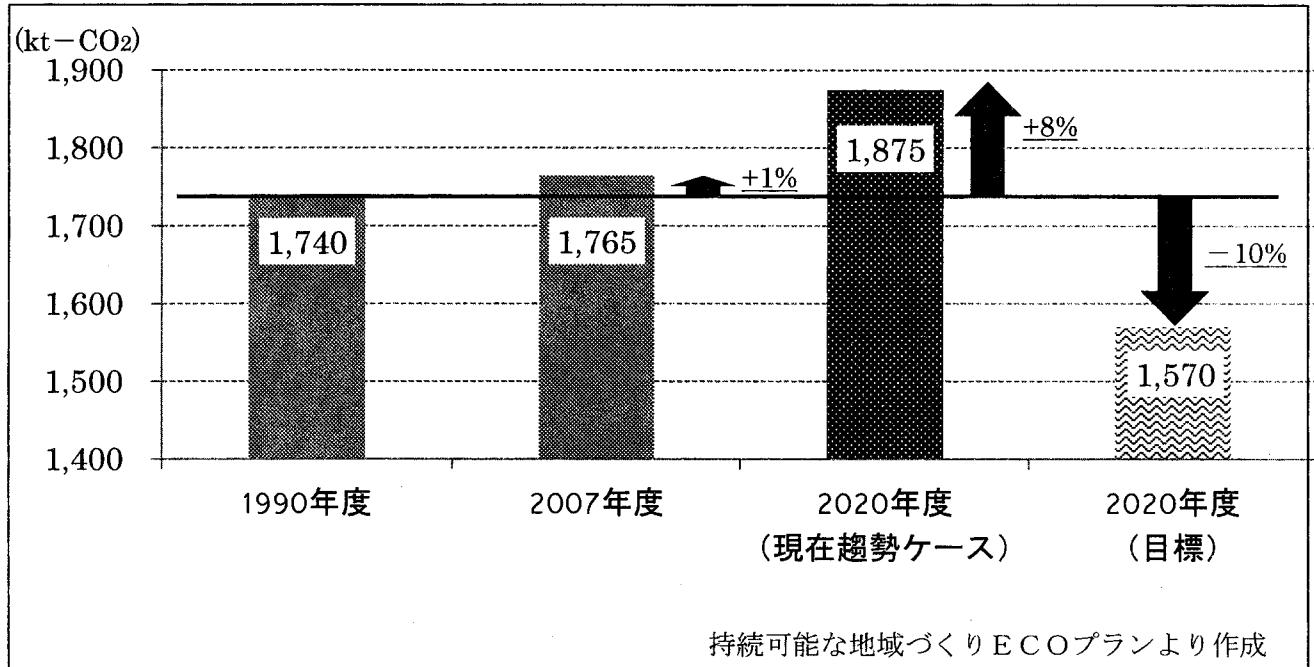
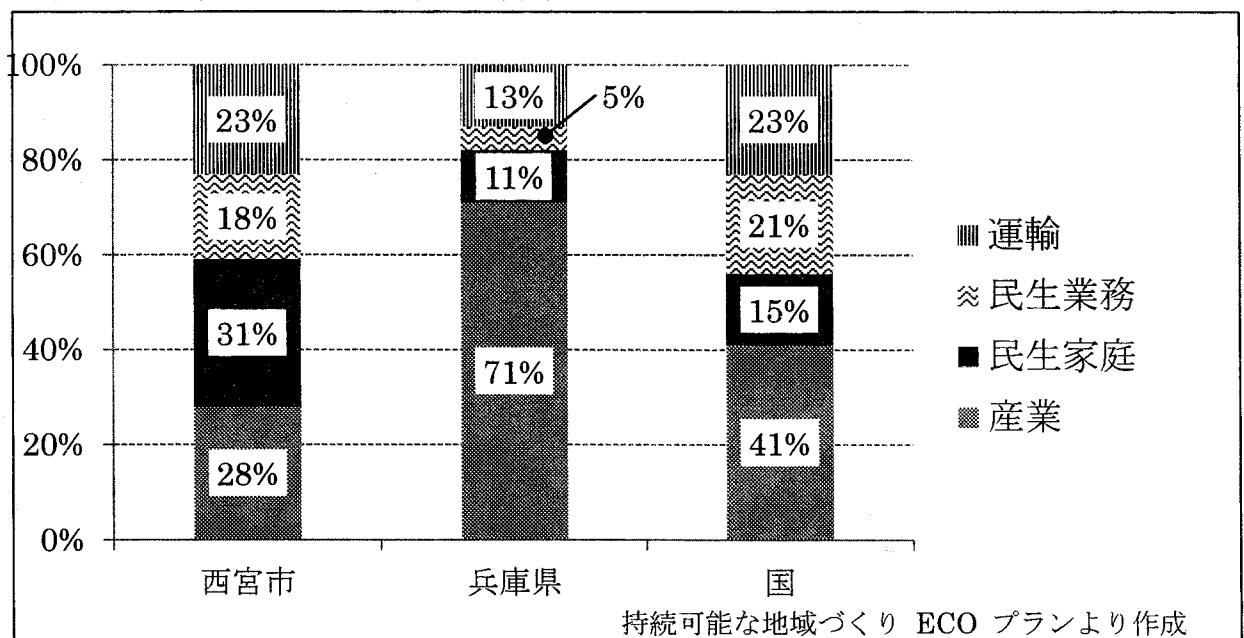


図 2 二酸化炭素排出割合 (2006 年度)



2-3 西宮市ごみ減量推進計画について

西宮市の取組で、「ごみ減量化の推進」について関連する計画が、「西宮市ごみ減量推進計画」である。

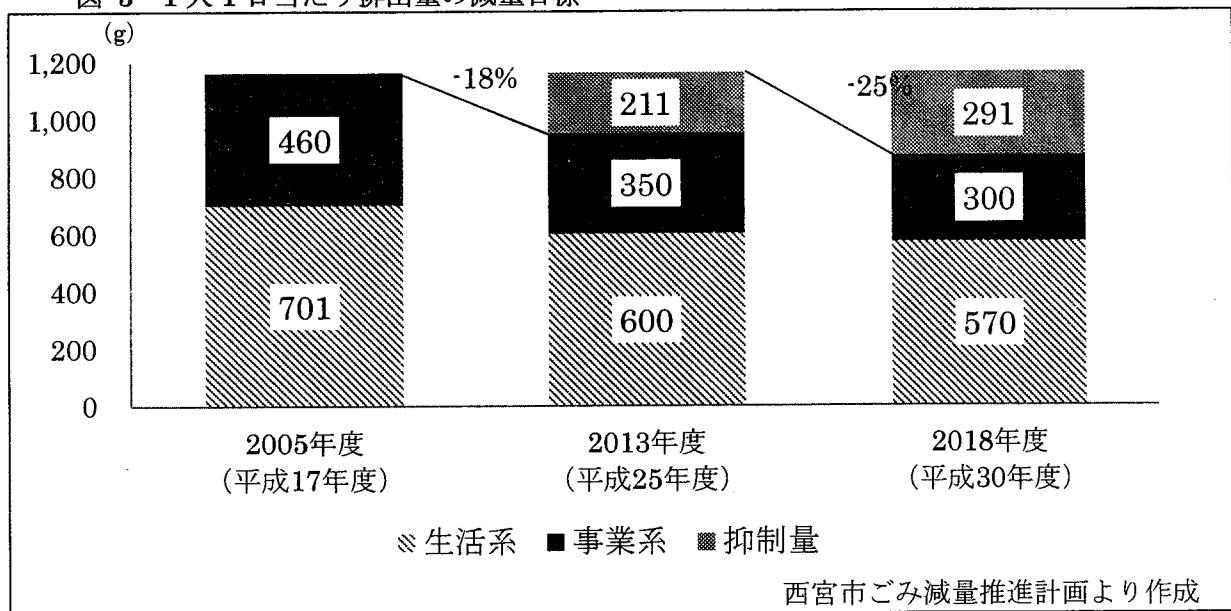
この計画は2008年に策定され、市民のごみに対する意識の転換、ごみの発生抑制の推進、適正な処理の推進などを推し進めることによって、1人1日当たりのごみ排出量を減量することを目標としている。

図3にある目標を実現するため、生活系ごみに関して、「資源集団回収の拡充」、「市民による3Rの取り組み（例えば、買い物袋持参運動）」、「市の施設での資源化の向上」などといった施策を実施している。

しかし西宮市は指定ごみ袋でなく、自由なごみ袋でごみが排出されているため、分別がきっちりと行われていないことが予想される。また、リサイクルできるものを燃やすごみに出してしまうと、焼却時に発生する温室効果ガスの排出量が増加するだけでなく、焼却時に出る灰がごみ処理施設の寿命を縮めてしまう。

私たちは、これらの現状を変えるための対策の一つとして「西宮市ごみ減量推進計画」の施策にも上げられている、生活系ごみの「有料化拡大等」に目を向け、さらに学生目線で物事をとらえるために、有料ではない生活系ごみの指定袋を導入することに着目した。

図3 1人1日当たり排出量の減量目標



3 ごみ袋指定性について

3-1 ごみ袋指定制有料化のメリット（効果）とデメリット（課題）

環境省発表の一般廃棄物処理有料化の手引きによると、5点のメリット、3点のデメリットが考えられる。

メリット①：ごみ排出量の減少

ごみ袋を指定・有料化によって、ごみ袋にかかる費用を抑えようとごみ発生自体を抑制しようとする。

メリット②：リサイクルの推進

ごみを減らすため、リサイクルを促進する

メリット③：ごみ排出量に応じた負担の公平化

排出量に応じて手数料を徴収するごみ袋指定化を導入することで、より費用負担を公平にできる。

メリット④：住民の意識改革

ごみ袋指定化の導入によって排出量に応じた費用負担が発生することになるため、住民が処理費用を意識し、ごみ排出に係る意識改革につながることが期待される。

メリット⑤：最終処分場の延命

排出量を抑制すると、整備が必要となる施設の規模は小さく抑えられ、最終処分場を延命できる。

デメリット①：不適正排出への対応

指定袋以外での排出など手数料が払われずにごみが出されることが考えられる。指定袋を採用している市の市民が、自分のごみを、指定袋を採用していない市に持つていって捨てることが考えられる。

デメリット②：不法投棄の増加

ごみ袋やシールなどの手数料を支払わずに、ごみが空き地や道端へ不法投棄されることが考えられる。

デメリット③：排出抑制効果の維持

有料化導入したあと数年が経過すると、有料化による料金負担に慣れ排出抑制意識が希薄になってしまうために、排出抑制効果が減少してしまうことが考えられる。

3-2 リサイクルの是非

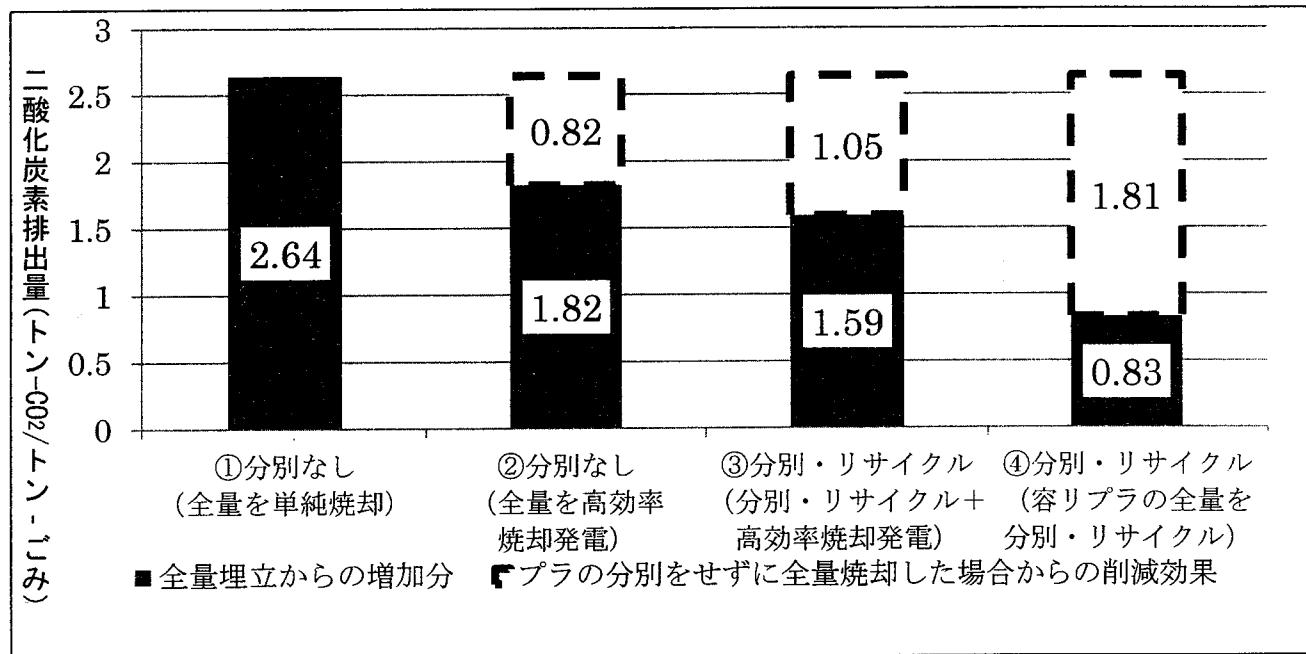
ごみ袋指定制のメリットのリサイクルの推進もあるが、本当にリサイクルを推進すべきなのか。

昨今、本当に分別収集・リサイクルすることにより、環境負荷が削減されるのか、リサイクルするよりも焼却してエネルギー回収した方が二酸化炭素排出は少ないのではないか

といった疑問がある。これらの疑問を解消するのが、図4である。

この図から分別収集・リサイクルをすることによって、二酸化炭素の排出が減ったことがわかるため、焼却してエネルギー回収をするよりも、リサイクルする方が望ましい。

図4 リサイクルした場合とエネルギー回収した場合の環境負荷とその削減効果



環境省：プラスチック製容器包装の再商品化に伴う環境負荷の削減効果についてより作

3-3 兵庫県全域におけるごみ袋の指定状況

次に、兵庫県全域の市役所にヒアリングを行った結果、ごみ袋を指定している市や町が多いことがわかった。

図5における白部分が、ごみ袋指定制を採用している部分で、指定されているごみ袋の色は、市によって異なる。やはり透明が主だが、黄、赤、緑、深緑、薄黄緑、青、白など多種多様で、中身が見える程度の透過性があることはどこの市も同じだ。こちらの場合、ごみ袋の値段にごみ処理費などが含まれることがあり、有料化を実施することができる。

そして、灰色の部分が、ごみ袋の色のみを指定している部分である。伊丹市を例に挙げると、透明もしくは半透明のごみ袋なら、どのような袋でもごみを捨てることができる。こちらの場合、色のみを指定しているのみでごみ袋の値段に処理費などは含まれず、有料化とはならない。

残りの黒の部分が、ごみ袋について何の指定もないところである。ごみ袋指定制を採用している市町村は、採用していない市町村に比べて生活系ごみ排出量が減っているのかを調べるために、各市の生活系ごみ排出量を調査・グラフ化したものが、図6となっている。

図 5 兵庫県全域におけるごみ袋の指定状況

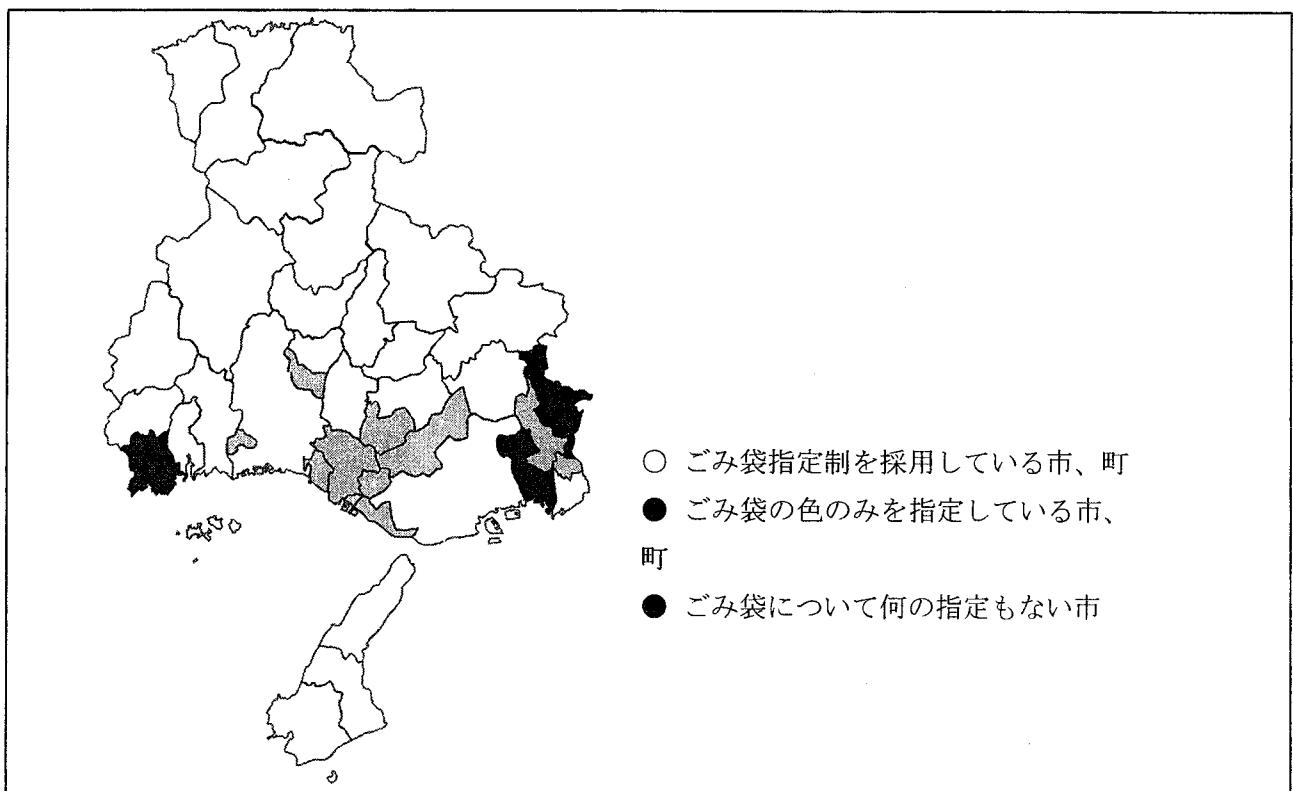
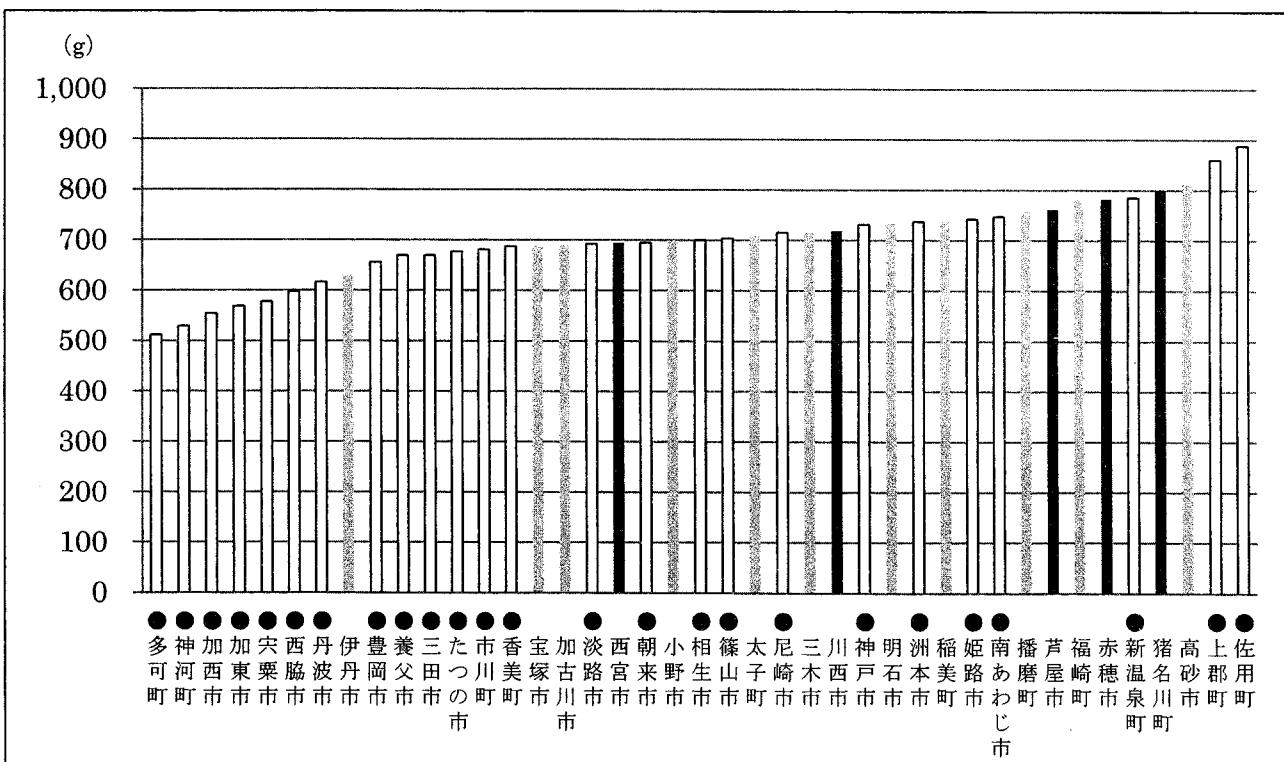


図 6 1人1日当たり生活系ごみ排出量



平成 21 年度兵庫県の一般廃棄物処理より作成

3-4 兵庫県全域における1人1日当たり生活系ごみ排出量比較

図6は、図5と同様の色分けをしており、市町村の上にある黒い丸はごみ袋指定制を採用しているところである。図6から分かるように、1人1日当たり生活系ごみ排出量が少ない市町村は、ごみ袋指定制を採用している市町村が多いという関係がうかがえる。

では、ごみ減量を推進している西宮市は、なぜごみ袋指定制を採用しないのだろうか。

3-5 西宮市がごみ袋指定制を導入しない理由

3-5-1 行政側

西宮市は、現在のところ生活系ごみの指定袋制度を導入することは考えていない。理由は3つある。

1つ目は、西宮市ごみ減量推進計画の施策を確実に実施するため。市民に負担をかけない形で、具体的な施策を展開し、今後のごみ排出量を見極めたうえ、最終の対策として、生活系ごみの「有料化拡大等」を検討するとしている。

2つ目は、ここ数年人口が増加しているにもかかわらず、ごみ排出量は減少していること。通常人口が増えると、ごみ排出量は増加することが予想される。そのため西宮市では、現行の施策が着実に効果を出しているのではないかと考えているからである。その他にも、不景気で消費が鈍り、ごみ排出量が減少すると考えられるため、今後、景気が良くなると、ごみ排出量が増加することも予想される。経済状況や景気問題に左右されないよう市民1人1人がごみに対する意識の転換、環境に配慮したライフスタイルを実践していくことを呼びかけていくことが重要であるという。

3つ目は、現在の燃やすごみの組成を見たところ、再資源化できる紙類がごみに多く含まれていること。この紙類を資源ごみに出せるとすれば、ごみの排出量は減少し、指定袋制度を導入しなくても対応していけるのではないかと考えているという。

以上3つの理由から、現在行政側は移行を考えていない。

3-5-2 業者側

業者に問合せたところ、消費者に黒のごみ袋を提供するために黒のごみ袋をストックしている。ごみ袋指定制を導入すると、黒のごみ袋の消費は落ち込み、売れ残ることが予想されるため、業者はごみ袋指定制採用に反対している。

3-5-3 市民側

市民は中身が見える透明の指定袋を採用することは、プライバシーの問題や費用の負担など、意見が寄せられている。

以上の理由から、西宮市はごみ袋指定制を導入していない。

4 西宮市の取組

4-1 エココミュニティ会議

次に西宮市で行っている活動であるエココミュニティ会議について紹介する。

次世代に住みよい地球環境を引き継いでいくためには、幅広い世代が協力しながら、より快適な環境づくりを目指す活動が欠かせない。その地域活動の核となるのがエココミュニティ会議である。2003年に「環境学習都市宣言」を行った西宮市では、「学びあい」・「参画・協働」・「循環」・「共生」・「ネットワーク」の5つの行動憲章を軸に、持続可能なまちづくりをめざしている。西宮市は環境学習都市宣言の理念を実現するため、新環境計画を策定し、その計画の中において、「学びあうまちのしくみ作り」「自律と協働を原則としたパートナーシップ社会の育成」「あらゆる主体が参画し進める、持続可能な社会の育成」という3つの目標を掲げている。エココミュニティ会議とは新環境計画をもとに、地域住民が自主的に地域の課題を見つけ、その課題の解決に向け検討を重ね活動を行う、地域に根ざした場として設置されている。

エココミュニティ会議では、環境まちづくりの推進を図るために、各種団体が協働して自主的に地域の課題を見つけ、解決に向けて取り組みを行っている。西宮市内には、このエココミュニティ会議が中学校区を目安として17地区設置されている。(平成23年12月末現在)

そのエココミュニティ会議の中でもわたしたちは甲東エココミュニティ会議に注目した。



2011年8月25日 甲東エココミュニティ会議（アブリ甲東）

4-2 甲東エココミュニティ会議

甲東エココミュニティ会議は西宮市の17地区の中で、ごみに重きを置いているエリアである。2007年2月に発足し、現在燃やごみの減量をテーマとして活動している。

甲東エココミュニティ会議のごみ減量に関する取り組みは、2008年度に環境省循環型社会地域支援事業として環境省のモデル事業の1つに採択された。この取り組みは地域住民やごみ収集業者など各種主体が協力をして、地域住民が日常的に生活ごみの減量に取り組めるシステムを実証的に開発することにより、行政におけるごみ減量推進計画を支援することを目的としていた。

事業の目標は、市民が排出した「ごみの量」や「収集時のごみの状態」をステーション毎にリアルタイムで市民に知らせることにより、具体的な数値目標をもって毎日のごみ減量に向けた取組みを継続的に行うこと、家庭から出るごみ量を季節に応じて正確な基礎数字として把握すること、IT技術（インターネット等）と計量器つきごみ収集車を組み合わせたごみ量把握の新システムを開発することにより、他地域でのごみ減量活動にも応用すること、ごみ減量活動を地域ぐるみで行うことでの住民間の交流と地域活性化を促進すること、西宮市が平成20年度よりスタートさせる「ごみ減量推進計画」への具体的な対応策

を提案することであった。

実施期間は平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 3 月 19 日で、強化期間は 11 月 14 日から 12 月 12 日であった。住民数は 3238 人、世帯数は 1260 世帯でゴミステーションの数は 110 箇所、モデル地域は、171 号線以北、新幹線以南、中津浜線以東、武庫川以西のエリアであった。この地域は小規模店舗が少ないことから生活系ごみの数値がよりわかりやすく、従来のごみ収集ルートに影響を与えないエリアであったことから事業対象地域に選定された。

事業内容は、まず各主体が参画し、IT 技術と計量器付きごみ収集車を活用した、ごみ減量活動システムを開発するために検討委員会を実施した。事業実施期間には、排出ごみ量やステーションの状況などの情報を継続して排出日の夜に各家庭で見ることができるよう収集データを編集しホームページでの紹介を行い、ホームページ開設の周知やごみ減量に関するアイデア情報、地域の声などを中心とする情報紙を作成し、モデル地域の各世帯や公的施設、学校などに配布した。最後には、ごみ減量の取り組みについてモデル地域の住民へのアンケートを行い、活動結果をまとめ、取り組みの成果発表を実施した。

図 7 甲東地区とごみ減量推進計画の比較

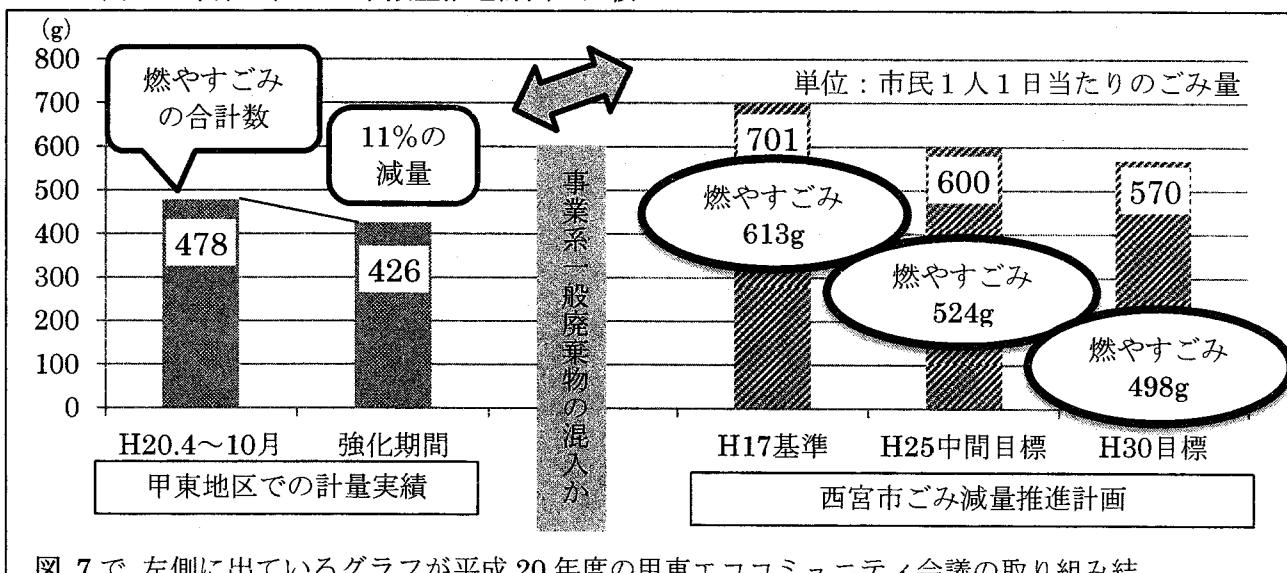


図 7 で、左側に出ているグラフが平成 20 年度の甲東エココミュニティ会議の取り組み結果である。

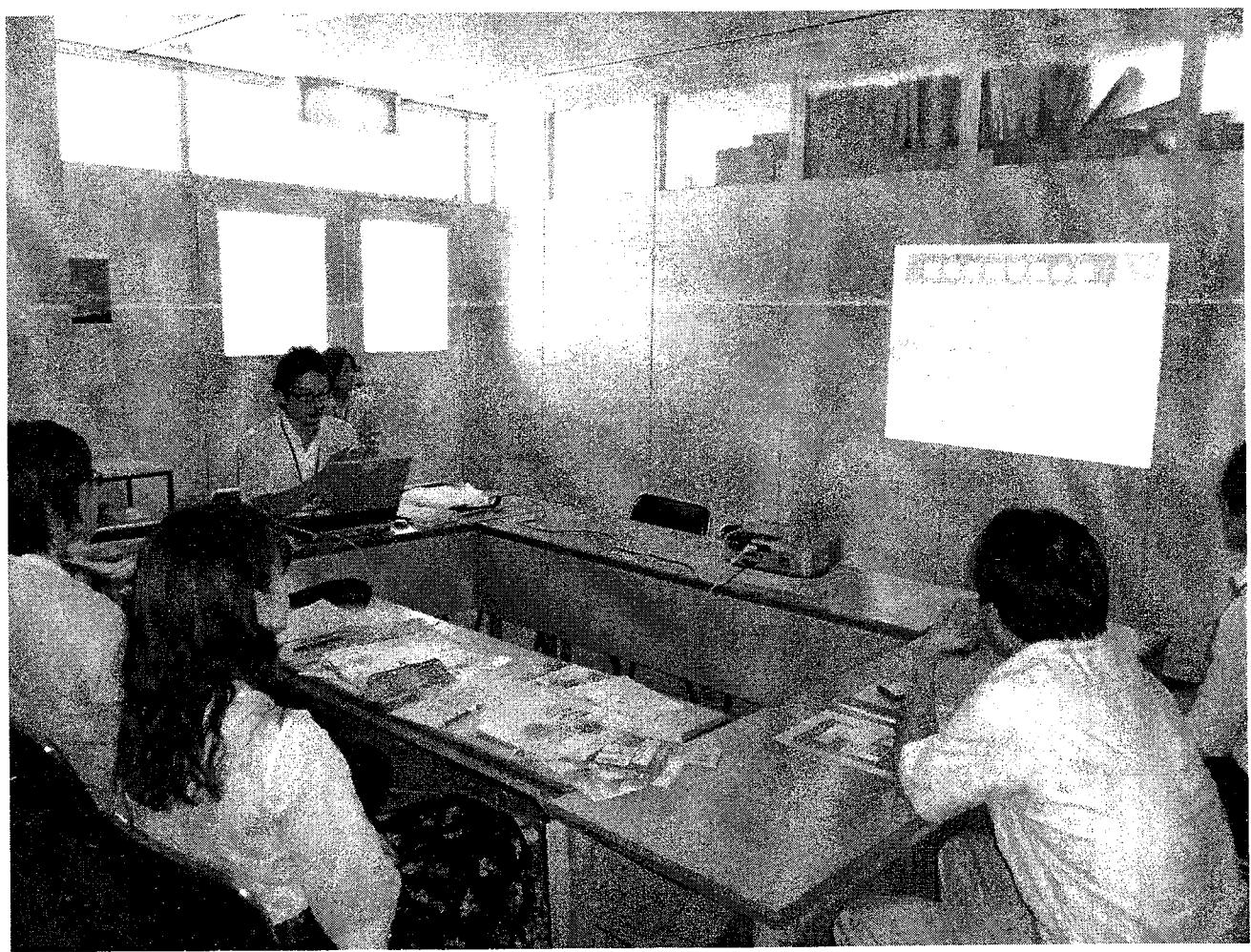
燃やごみは 4 ～ 10 月の燃やごみの平均量と強化期間を比べると 11% の削減となっている。

西宮市と甲東のモデル地域との燃やごみの量の差は、モデル地域の特徴である、事業系ごみの量が少ないと、西宮市のデータが生活系ごみという点で正確な数値ではなく、事業系一般廃棄物が混入している可能性があることが活動後指摘されている。

そして、活動後には目標であった甲東地区から西宮市への提言が行われた。こちらの提言

では、ごみの内訳に対するデータの見直し、市民全体の意識改革、半透明のごみ袋指定、数値の正確な現状把握、市民が削減しやすい情報の提供、情報提供の効率化、転入者への協力要請の徹底、事業者の協力要請、指導マニュアルの提案、小学校など教育委員会への働きかけが甲東地区によって提言されている。

このように、西宮市のエココミュニティ会議では行政が主体となるのではなく、地域住民や事業者、行政といった各種主体が協力しながら地域の課題について自主的に活動する仕組みになっている。甲東エココミュニティ会議ではそのような活動の中で、地域の課題とするごみ減量に取り組み、住民の意識向上に貢献している。



2011年6月23日 西宮市ヒアリング調査（西宮市役所）

5 私たちの提言

これらを踏まえ、西宮市に対しての私たちの提言を述べる。

一つ目は、甲東エココミュニティ会議の補助金増。二つ目は透明・半透明のごみ袋指定の早急化。この二つの提言に対して詳しく見ていく。

5.1 甲東エココミュニティ会議の補助金増

表 1 各エココミュニティ会議の活動テーマ（平成 22 年度）

エリア	活動テーマ
学文	マイバック持参運動とペットボトルキャップ等回収運動
浜脇・香櫞園	学校と地域が連携した地域学習
塩瀬	地域の環境活動を学ぶ
甲東	地域全体で取り組むごみ減量
春風	環境活動を通じて子どもたちとともに学ぶ
平木	学校、地域、事業所で取り組む省エネ活動
浜甲子園	NPOと協働して進める地域活動
甲陽園	大池周辺の自然環境を考える
高木	地域の歴史・文化を知る
甲子園口	商店街とともに実施するエコ活動
神原	懇談会の実施、花壇の整備活動
鳴尾東	平和、環境学習を通じた地域交流
山口	ホタルの保護事業や既存の地域活動のPR
上ヶ原南	子どもたちとともに自然に親しむ
用海	学校・地域全体で地域の環境課題を考える
大社	地域の環境活動・課題の検討、地域の歴史・文化を学ぶ
高須西	学校での自然活動の推進

この図は 17 地区あるエココミュニティ会議の平成 22 年度の活動テーマの一覧である。エココミュニティ会議に対しての補助金の交付は 1 年間に 1 地区 98,000 円を上限としており、上限まで使い切っていない場合、市に返還されるシステムとなっている。

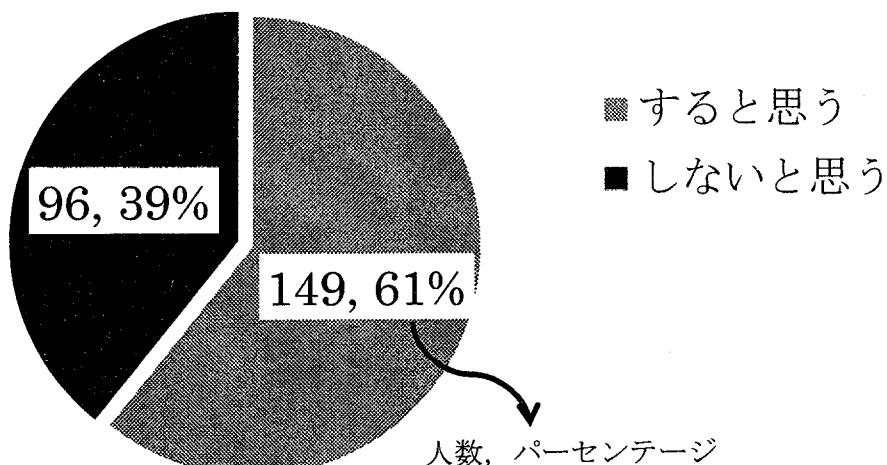
では、予算を上限まで使い切っていないエココミュニティ会議から、甲東のように上限まで使用しているエココミュニティ会議に重点的、傾斜的に配分する仕組みであれば、甲東の事業が拡大できるのではないだろうか。もし、甲東エココミュニティ会議に再交付が行われた場合、甲東エココミュニティ会議が重要視している啓発活動をさらに行うことができる。という声が挙がっている。

以上から、私たちは「甲東エココミュニティ会議の補助金増」を提言する。

5.2 透明・半透明のごみ袋指定の早急化

図 8 実家通いの学生に対するアンケート

自分が一人暮らしをするとすれば、西宮市のように自由でいいごみ袋であっても、
分別をきちんとすると思われますか



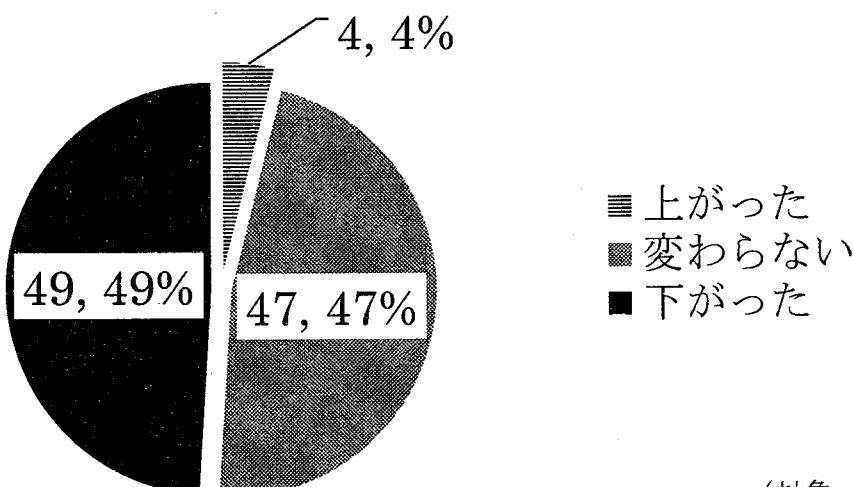
(対象：関学生 245 人)

図 8 の結果は、約 60% の人が分別をするというものとなった。

要するに、もともと有料指定ごみ袋制度や透明・半透明のごみ袋が指定されている地域
が多いいため、実家暮らしの分別に対する意識レベルの高さが見られる結果となった。

図 9 1人暮らしの学生に対するアンケート①

西宮市に住まれるようになって、分別に対しての意識は変わりましたか



(対象：関学生 100 人)

図9の結果は、上がったに対して、下がった人数が約10倍もの差があるというものになった。

要するに、西宮市は、指定ごみ袋制度などは実施せずに分別に対する意識向上のための活動を行っているが、その思惑に反して下宿生の意識は下がっている、ということが見られる。

図10 1人暮らしの学生に対するアンケート②

現在西宮市ではごみ袋は自由ですが、指定ごみ袋に変わる場合どう思われますか

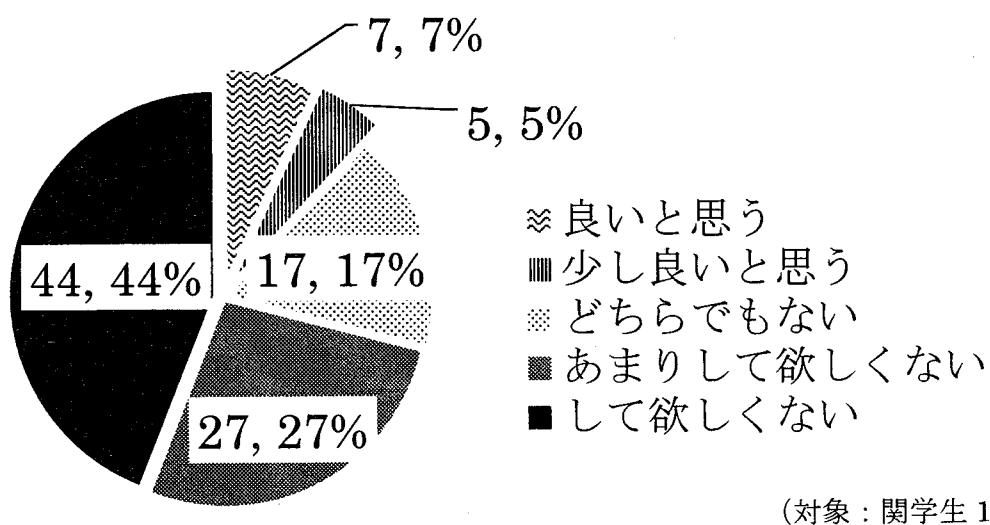


図10の結果は、こちらを見る限り、約70%の人々が有料の指定ごみ袋制の移行をしてほしくないというものになった。

図11の結果、約70%の人が、お金がかかるためというものになった。

要するに、この2つのグラフでは、お金がかかるため移行して欲しくないという学生の声が多いということが見られる。

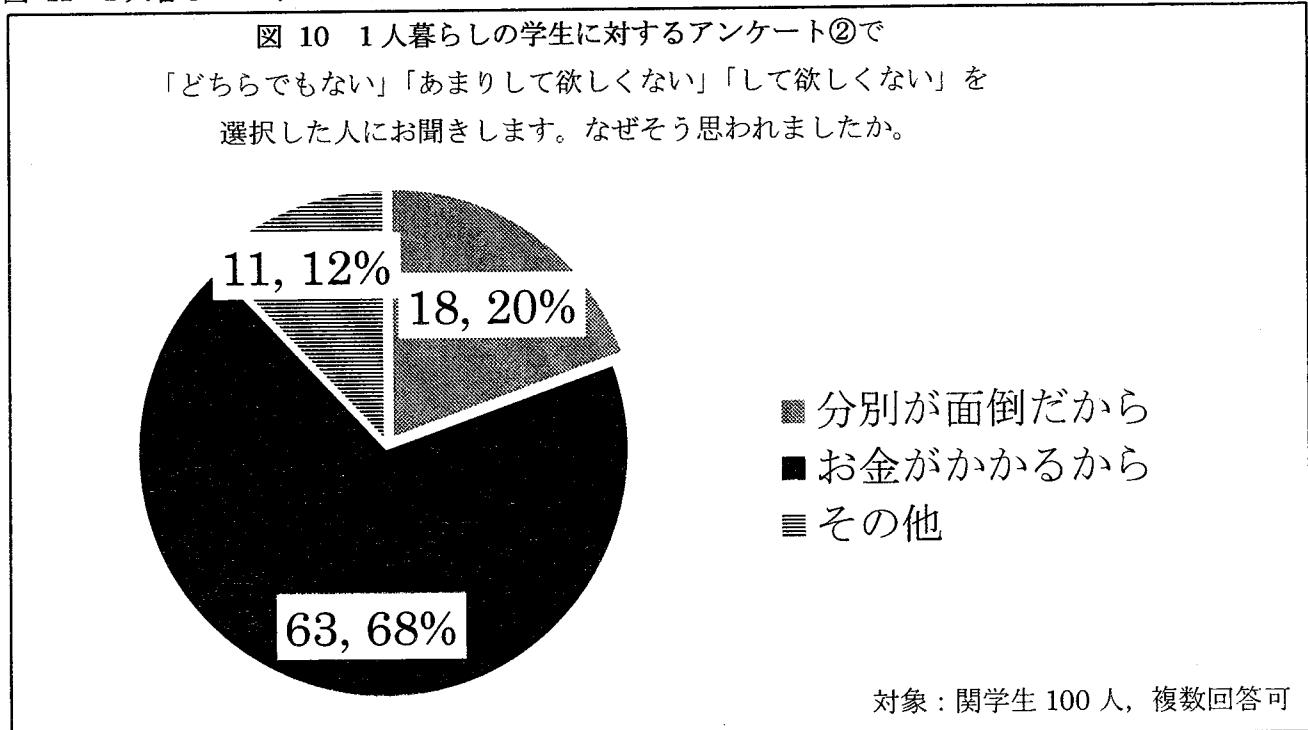
この4つのアンケート結果をもとに、二つ目の提言に移る。

図8のアンケートで実家暮らしの人々が、もし西宮で1人暮らしをすると仮定した場合、分別をすると答えた人が多いのに対し、図9～図11のアンケートより実際に西宮市で1人暮らし始めた人は、西宮市に来て分別の意識が下がったという結果が出た。つまり、あらかじめ、自由という、中身が見えないから何を出してもいいとなりがちな制度ではなく、有料指定ごみや、透明・半透明のごみ袋に移行することで、このような現象がおこらなくなるのではないかと考える。また、図10、図11 1人暮らしの学生に対するアンケート③のアンケートにおいて、お金がかかるために移行して欲しくないという結果で、奨学金を借りて、1人暮らしをしている学生も少なくないという学生目線の問題があるので有料

指定ごみは妥当ではないと考える。

ですので、私たちは透明・半透明のごみ袋指定の早急化を提言する。

図 11 1人暮らしの学生に対するアンケート③



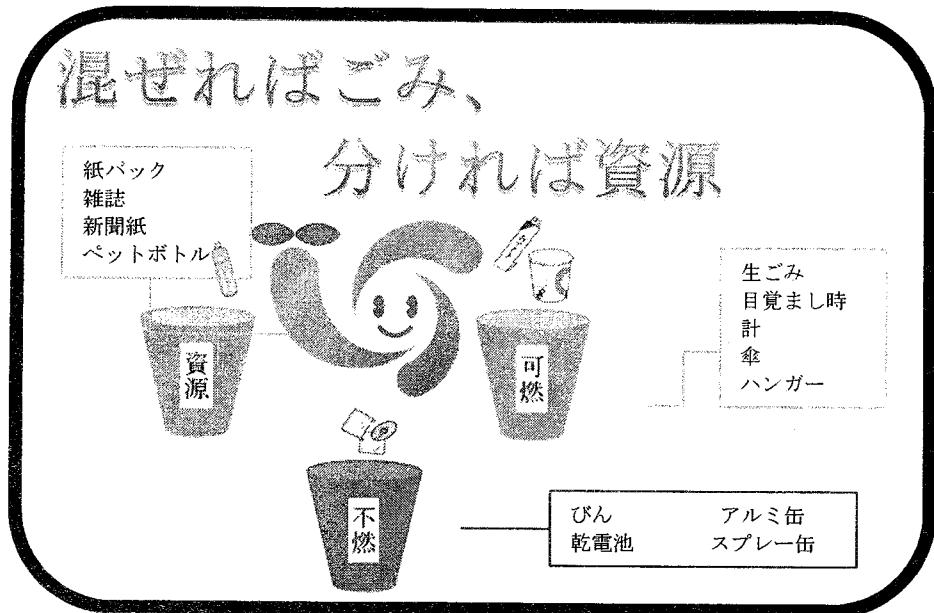
6 研究総括

行政側の意見としては、ごみ袋の指定への考えは西宮市ごみ減量推進計画の施策を着実に実施し、今後、社会経済状況の変化や新たな環境問題の発生、計画の進捗状況などに応じて、隨時見直しを行うというものだった。だが、大学での約四年間の1人暮らし、つまり地方から来られた方々が、本当に西宮市のために、ごみの分別をキチンと行ってくれるかと言われれば、疑問が残る。さらに、その層に向けて啓発活動を行うのにもしても、そもそも西宮市のごみ減量に興味を持つてもらわなければ、啓発活動は意味をなさないのでないか、ということが私たちの見解である。

西宮市のごみ袋を自由にしている理由も理解できるが、このままごみ袋が自由であっても、現状は変わらない。そのため、大学生にごみ分別への意識づけを行い、これを継続していただくためにどうすればいいのかを考えた。

結論として、学内のごみ箱の細分化、そして学校のごみ箱の上に分別のためのポスターを貼るなどの啓発活動を行うべきではないかと考えた。「知っている」と「知らない」では大きな差がある。学内のポスターを目につくことによって、無意識であっても学生への意識づけができることができればごみ減量に貢献できるのではないかと考える。図 12 は私たちが考えたポスターである。

図 12 ポスター案



私たちの意見を受けて、「西宮市の考えとしては、学生一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルへ転換しなければならないと考えており、身近なことでは、ごみの減量や再資源化をする行動、実践することが求められる。ごみの減量や再資源化を考えるきっかけとして、大学内でできることから取り組んでいき、持続できる基礎を作り上げることが大切だと考えているし、学生へ分別の意識づけをするため、市と大学とで協力して出前講座を開催できるよう取り組んでいきたいと考えている。」という意見を市から頂いた。

今後の課題としては、この研究に経済的数値におけるデータを導入することで、さらにこの研究を深めていきたいと考えている。

参考文献

環境省監修, 2010, 『環境白書』 日経印刷社

参考資料

「兵庫県：一般廃棄物処理」

<http://www.pref.hyogo.jp/JPN/apr/kankyodata/index.html#no4>

「西宮市」 <http://www.nishi.or.jp/>

「環境学習都市・にしのみや エココミュニティ情報掲示板」 <http://info.leaf.or.jp/>

「こども環境活動支援協会 LEAF」 <http://leaf.or.jp/>

「プラスチック製容器包装の再商品化に伴う環境負荷の削減効果について」

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11575>

「株式会社大栄」 <http://www.daiei.gr.jp/>

V 震災復興と自治体財政～阪神・淡路大震災の経験から～

地方財政プロジェクトチーム

秋月大和 伊藤健一 田部翠

長田彰紘 畑中智絵

構 成

1. 研究概要
2. 阪神・淡路大震災、東日本大震災の概要
3. 西宮市、宝塚市の財政状況
 - 3-1. 経常収支比率の推移
 - 3-2. 西宮市 経常収支比率に占める公債費・人件費の割合の推移
 - 3-3. 実質収支比率の推移
 - 3-4. 財政力指数の推移
 - 3-5. 起債制限比率の推移
 - 3-6. 公債費比率の推移
 - 3-7. 市税収入の推移
 - 3-8. 地方債発行額
 - 3-9. 公債費の推移
 - 3-10. 公債費負担比率の推移
 - 3-11. 公債費内訳の推移
4. 復旧・復興事業
 - 4-1. 西宮市の震災復興計画事業費
 - 4-2. 宝塚市の
 - 4-3. 国からの財政支援
 - 4-4. 自治体財政への影響
 - 4-5. 考察
5. PFIについて
 - 5-1. 概要
 - 5-2. 成功例
 - 5-2-1.観光 PFI 事業
 - 5-2-2.オテル・ド・摩耶とは
6. 指定管理者制度について
7. PFI と指定管理者制度の活用
8. 今後の展望
9. 研究総括



2011年12月18日 研究プロジェクト最終報告会（宝塚市男女共同参画センター）

1. 研究概要

2011年3月11日に東日本大震災が起り、自治体財政に与える影響に興味を持った。そこでまず1995年1月17日に兵庫県を中心に発生した阪神・淡路大震災の自治体への影響を調べる為に、私たちの身近である西宮市・宝塚市に焦点を当てその影響について財政指標を用い分析した結果、現在の両市の財政状況は震災後の復旧・復興事業を行ったが故に非常に厳しい状況にあることがわかった。そこで実際に行った復旧・復興事業が適正な水準で行われたかを検証しそれらを踏まえ、2011年3月11日に発生した東日本大震災後の復旧・復興事業において、自治体への将来負担を軽減させる為に公的資金への依存度を低くし民間資金・活力を利用する有効な手段を提案することとした。

2. 阪神・淡路大震災、東日本大震災の概要

阪神・淡路大震災においては、兵庫県の一部を中心に比較的狭い範囲でのみ被害

を受けたこともあり、被害総額は10兆円に留まっており、復旧・復興にかかった事業費は約16兆円である。一方、東日本大震災においては、日本海側の東北地方全域に渡って、大きな津波の被害に遭っており、被害総額は約17兆円、復旧・復興事業費は、23兆円以上とされている(9月6日現在)。これらに、福島第一原子力発電所事故は含まない。(下記表2-1、図2-1、2-2参照)

表2-1

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
日時	1995年1月17日	2011年3月11日
震源地	淡路島北部沖の明石海峡	宮城県牡鹿半島の海底130km
地震の規模	マグニチュード7.3	マグニチュード9.0
死者	6,434名	15,842名
行方不明者	3名	3,475名(12月21日現在)
避難者数	316,678名	69,668名(12月11日現在)
住宅被害	639,686棟	
被害総額	9兆9,268億円	16兆9,000億円
復旧・復興事業費	16兆3,000億円	23兆円以上

出典：内閣府HP 気象庁HP

図2-1 阪神・淡路大震災の被害状況

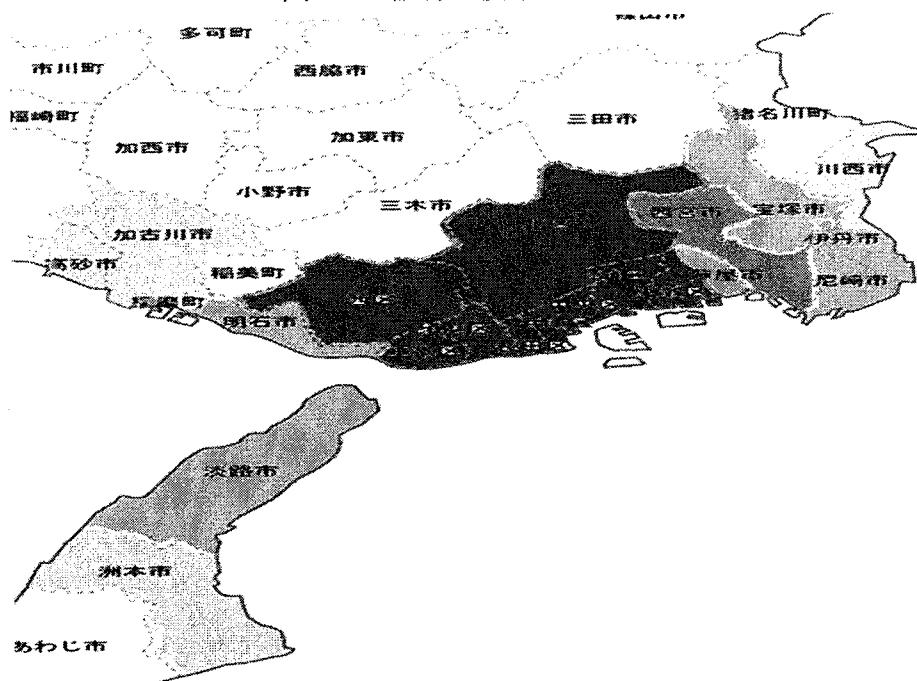
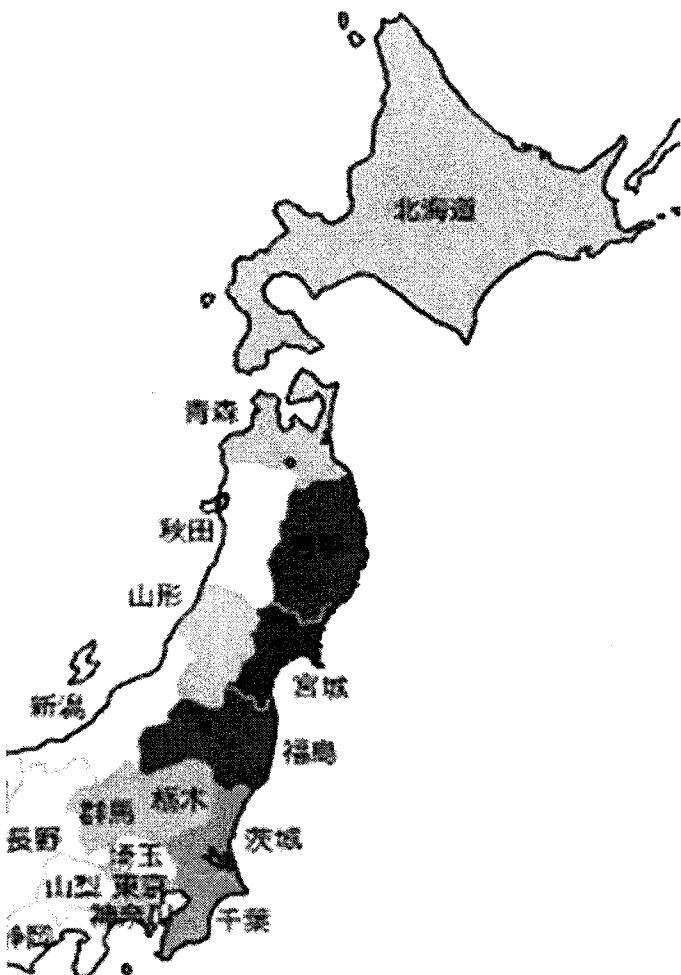


図 2-2 東日本大震災の被害状況



3. 西宮市、宝塚市の財政状況

次に一般的に財政の状態を見るときに必要な指標を使い、実際に西宮市・宝塚市がどのような震災の影響を被ったかを見していく。

・経常収支比率…次のような算式で求められる比率で、地方自治体の財政の弾力性を示す指標として利用されている。道府県で八〇%、市町村で七五%を上回らないことが望ましいとされている。

$$\text{経常経費充当一般財源} \div \text{経常一般財源総額} \times 100$$

・実質収支比率…実質収支の額の適否を判断する指標であり、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される。実質収支が黒字の場合は正の数、赤字の場合は負の数で表される。経験的には3%～5%程度が望ましいといえる。

実質収支額÷標準財政規模

・財政力指数…当該団体の財政力（体力）を示す指標であり、指標が高いほど財源に余裕があるものとされている。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値で示す指標である。

・起債制限比率…地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたものである。

15%～20%未満の団体 ……要注意団体

20%～30%未満の団体 ……一般単独事業・厚生福祉施設整備事業の制限

30%以上の団体 ……一般事業債の制限

当該年度元利償還金－（元利償還金充当特定財源+災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費+事業費補正に係る基準財政需要額算入公債費）÷標準財政規模－（災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費+事業費補正に係る基準財政需要額算入公債費）

・公債費比率…公債費比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合を表す比率である。この比率が10%を超さないことが望ましいとされる。

当該年度元利償還金－（元利償還金充当特定財源+災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費）÷標準財政規模－災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費

・公債費負担比率…公債費負担比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表す比率である。率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示す。公債費には、繰上償還や一時借入金利子に係るものも含まれる。

15%……警戒ライン

20%……危険ライン

公債費充当一般財源（一時借入金利子、転貸債及び繰上償還額を含む）÷一般財源総額

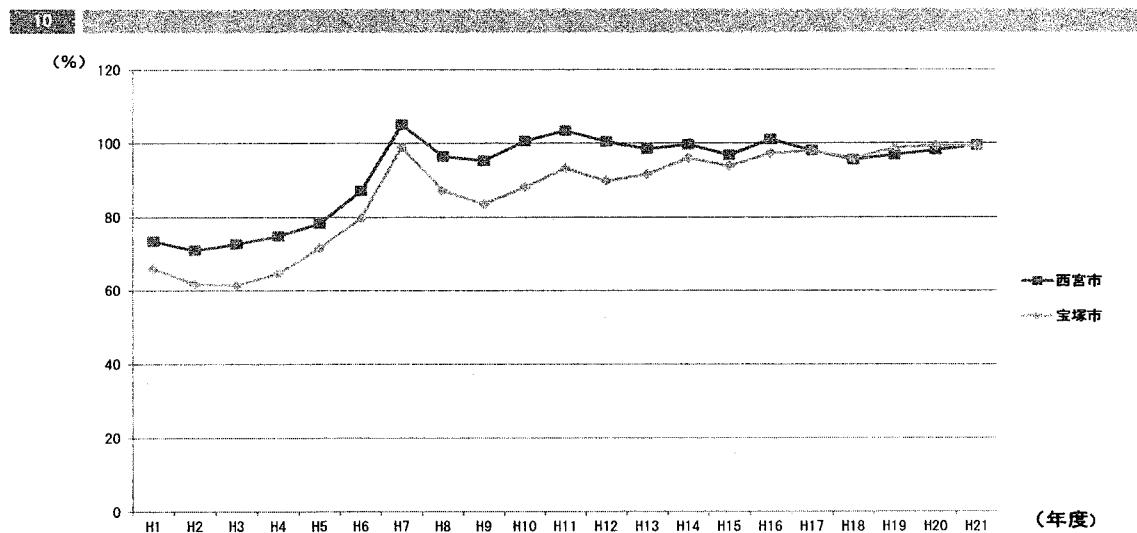
3-1. 経常収支比率の推移

経常収支比率とは人件費・扶助費・公債費などの経常的経費に地方税・普通交付税などの経常的一般財源がどの程度充当されているのかを表している指標である。経常収支比率は75%を水準としており、図3-1を見ると震災以前は両市ともに水準近くなのに対し、震災以降はとともに90%～100%付近を推移していることがわかる。

のことから阪神淡路大震災は比較的に財政に余裕のあった地域で起きたことが言える。

図 3-1 西宮市・宝塚市の経常収支比率の推移

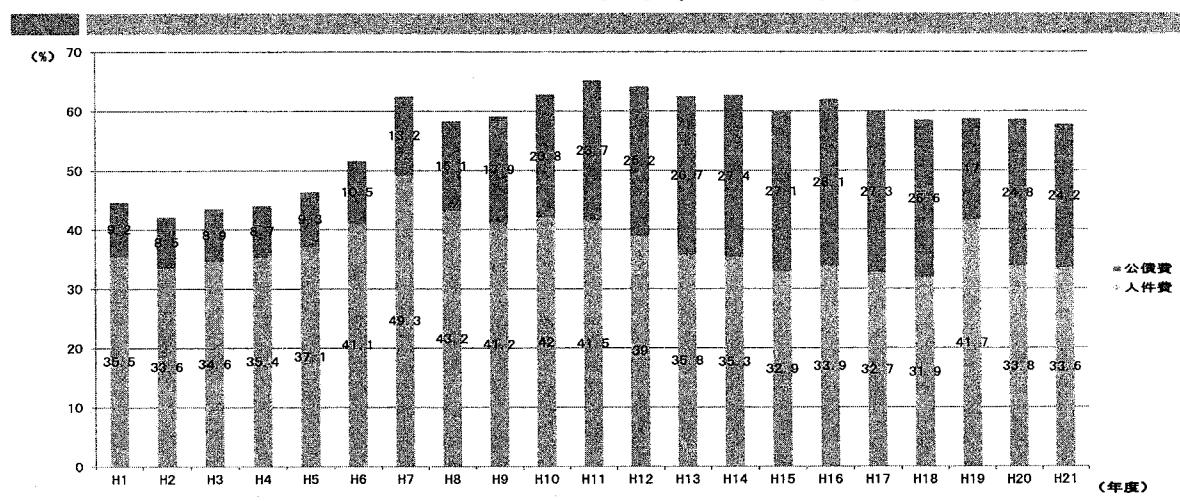
経常収支比率の推移



地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989~2009)より作成

図 3-2

西宮市 経常収支比率に占める 公債費、人件費の割合の推移



地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989~2009)より作成

3-2. 西宮市 経常収支比率に占める公債費人件費の割合の推移

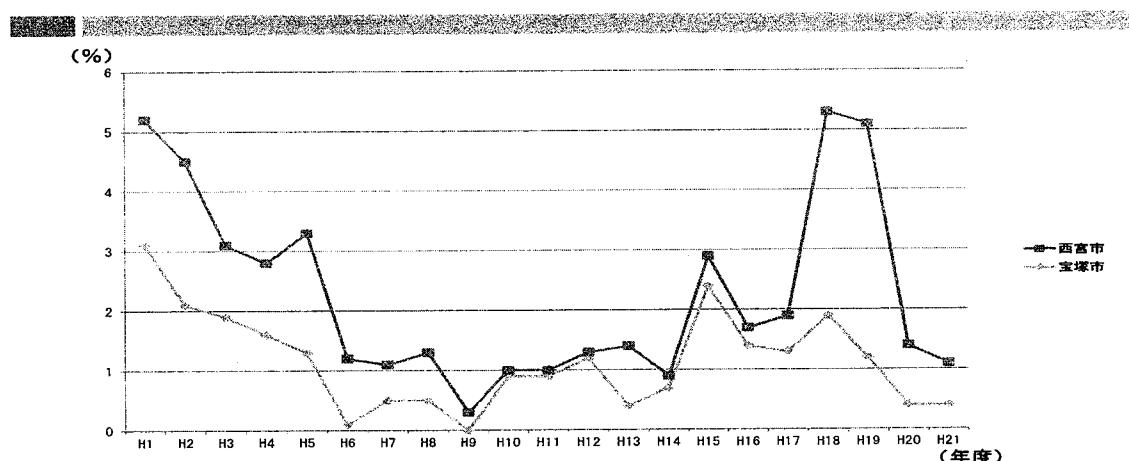
図3-2は西宮市の経常収支比率に占める公債費・人件費の割合の推移である。震災の前後を見比べると、人件費には大きな変化が見られないのに対し、公債費が明らかに大きくなっている。これは復旧・復興への負担を見たときに自治体が多くを負担していた為にこのような変化をしていると考えられる。

3-3. 実質収支比率の推移

図3-3は実質収支比率の推移を示す。実質収支比率とは地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量に対する実質収支額の割合になる。こちらも全体を見てみると、震災以降は以前に比べ低い水準を推移している。H18、19の大きな変化は市税収入の増加、下水道の処理場用地買収事業にかかる足掛け元金収入の増加などによる歳入の増額及び歳出の減額により実質収支、実質単年度収支がともに大きな黒字となったことが理由である。

図3-3

実質収支比率の推移



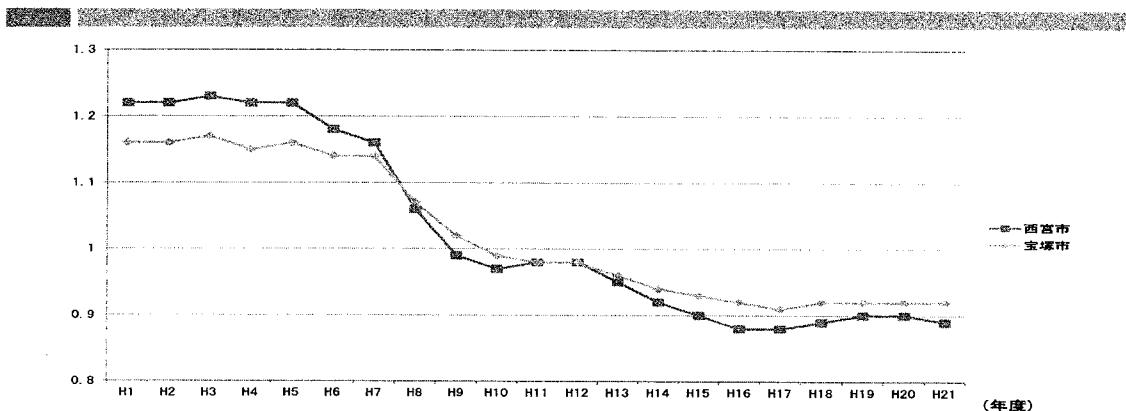
地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989～2009)より作成

3-4. 財政力指数の推移

財政力指数の推移を示したのが図3-4である。財政力指数とは標準的な行政活動に必要な財源をどの程度、自力で調達できるのかを表している。ここも先ほどまでと同じように震災を契機に明らかに落ちている。この指標は基準財政収入額÷基準財政需要額である。震災以降の明らかな低下は基準財政需要額が大きく増加している。

図 3-4

財政力指数の推移



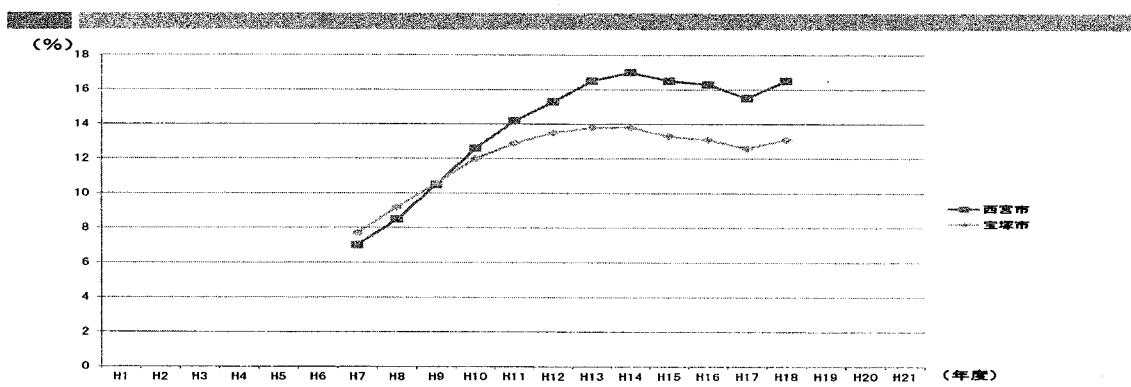
地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989～2009)より作成

3-5. 起債制限比率の推移

図 3-5 は起債制限比率の推移を示す。起債制限比率とは地方税収など経常的な一般財源のうち地方債の返済に充てる割合のことを表した指標である。この指標では 20 %を超えないことが望ましいとされている。一度は少し回復しているものの、傾向としては年々その 20 %に近づいている。

図 3-5

起債制限比率の推移



地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989～2009)より作成

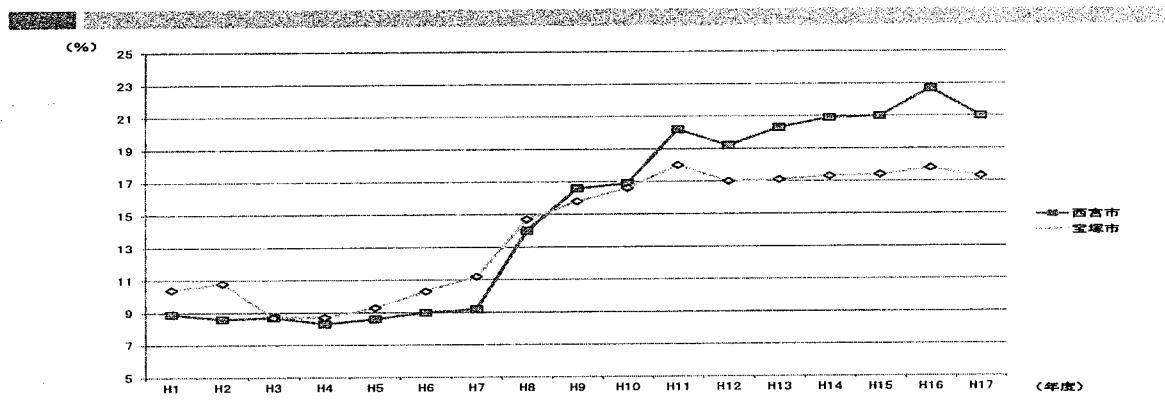
3-6. 公債費比率の推移

図 3-6 は公債費比率の推移を示している。これは公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合を表す指標である。こちらも今までの指標と同じで、言うまでもな

く震災以降で悪化していることがわかる。基準としては10%を超えないことが望ましいとされている。

図3-6

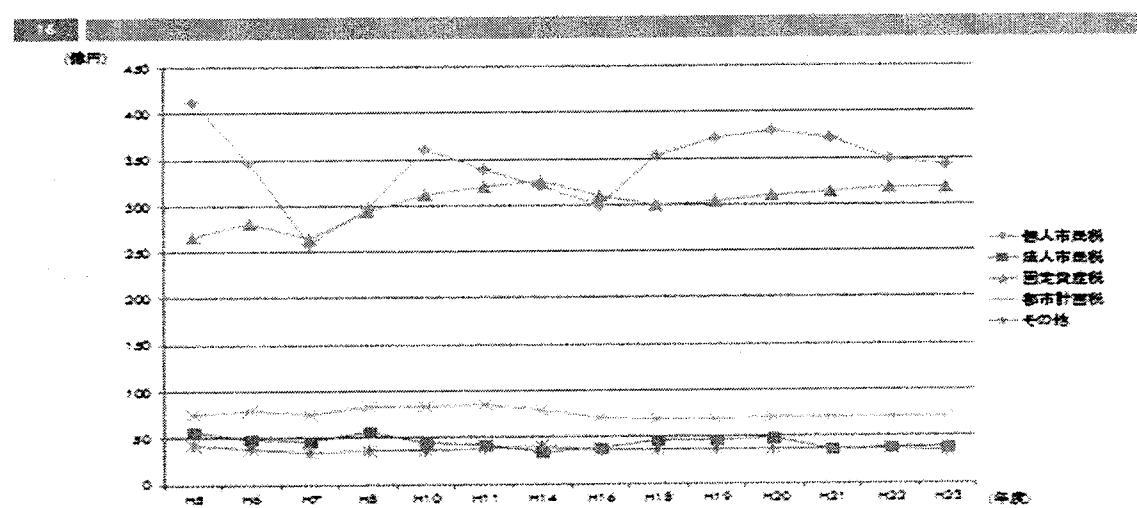
公債費比率の推移



地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989~2009)より作成

図3-7-1

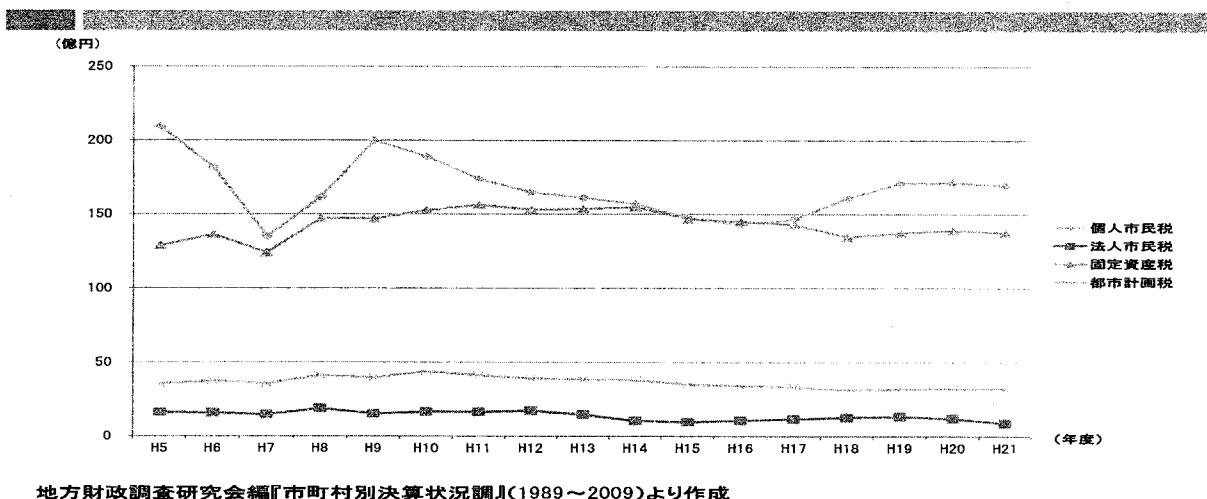
西宮市 市税収入の推移



地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989~2009)より作成

図 3-7-2

宝塚市 市税収入の推移



地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989～2009)より作成

3・7．市税収入の推移

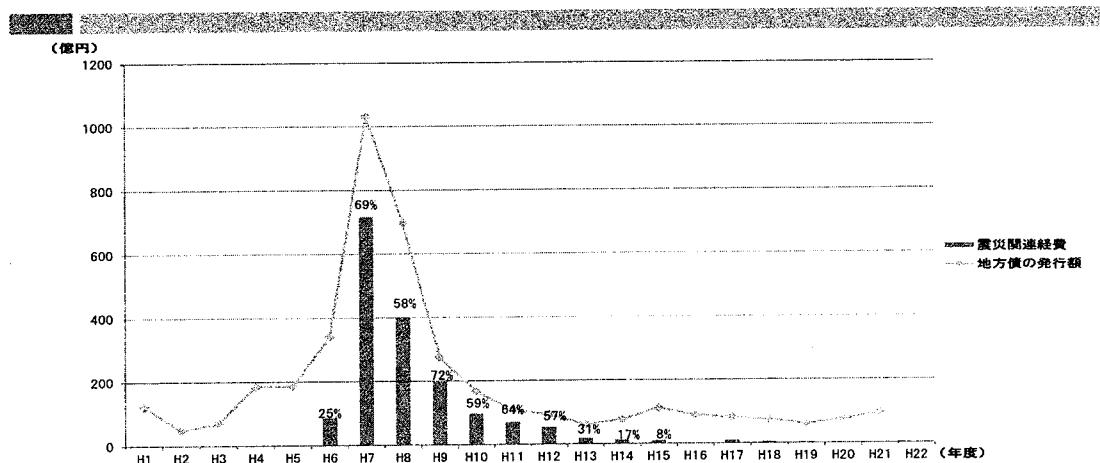
図 3-7-1 は西宮市の、図 3-7-2 は宝塚市の、それぞれ市税収入の推移を示したものである。これらを見ると H6・7 年度に急激に低下しているのは、特別措置による市税の減免が行われたことが要因として考えられる。他の要因としては、震災による人口減少も影響していると考えられる。H10 にかけて増加しているのは、震災時に減った人口が再び戻ってきたことが要因として挙げることができる。また宝塚市も同様に推移している。

3・8．地方債発行額の推移

西宮市の地方債の発行額は、震災が起きてから数年間震災関連経費が多くを占めていることが分かる。宝塚市のグラフを見ても同じことが言える。ただ両市ともに H10 年度ごろから今までを見ていくと、以前と比べ震災関連経費はへっているにも関わらず地方債の発行額自体はあまり減少していないことが目立つ。あと震災以前に関してはバブル崩壊による景気対策を行う必要があったために少し多くなっている。

図 3-8-1

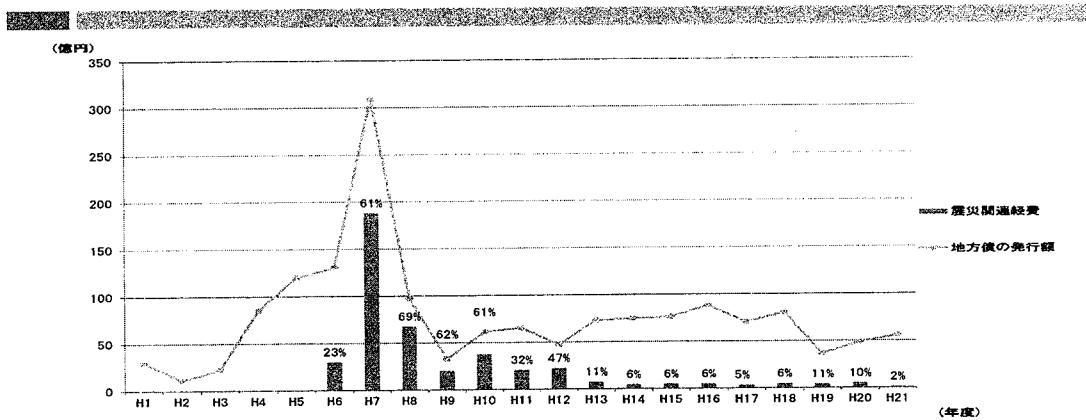
西宮市 地方債の発行額



『西宮市財政の現状～西宮市の財政を考える～』より作成

図 3-8-2

宝塚市 地方債の発行額



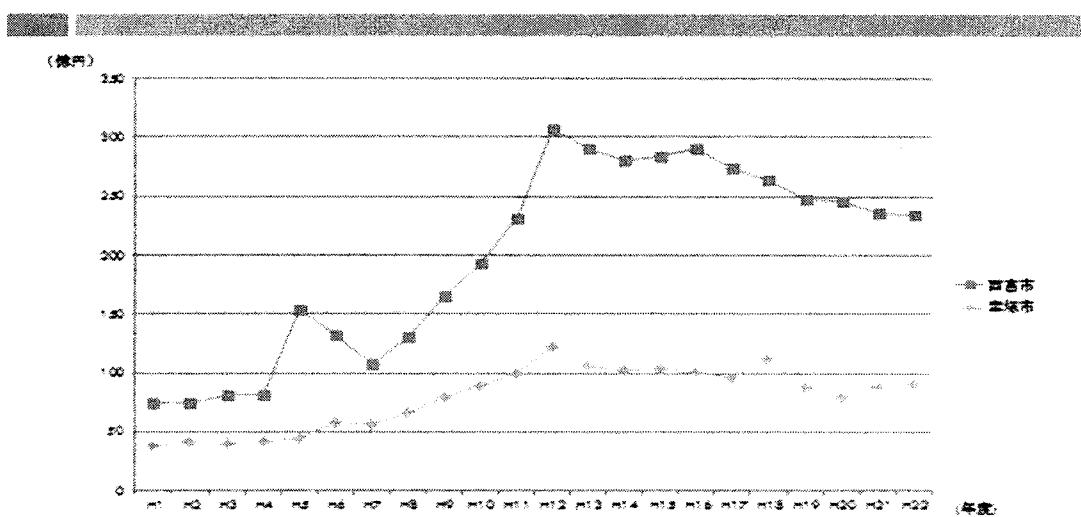
地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989～2009)より作成

3-9. 公債費の推移

図 3-9 は公債費の推移を示す。これは H7 年度から H12 年度にかけて増加し、それ以後減少している。これは 7 年度から最初の 5 年間は利子だけを返済し、それ以後から元本の返済を行ったためによる変化である。宝塚市は公債費を今なお返済している途中で、完済は一般的に事業完了後 20 年となっている。現段階も道路整備等の事業が続いているため完済はまだ先のことになるようだ。

図 3-9

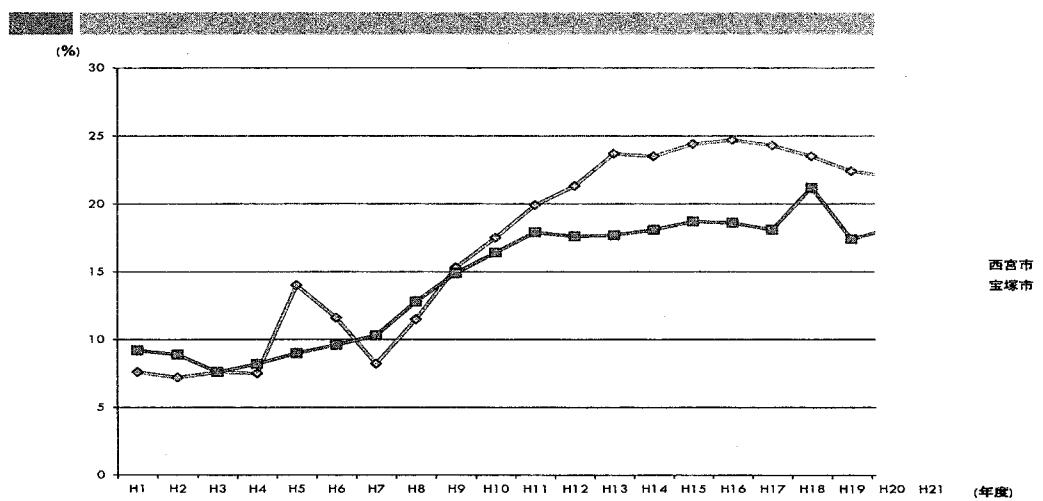
公債費の推移



『西宮市財政の現状～西宮市の財政を考える～』より作成

図 3-10

公債費負担比率の推移



『西宮市財政の現状～西宮市の財政を考える～』より作成

3-10. 公債費負担比率の推移

図 3-10 は公債費負担比率、すなわち公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合のことを表したものである。15 %が警戒ライン、20 %が危険ラインとなってい

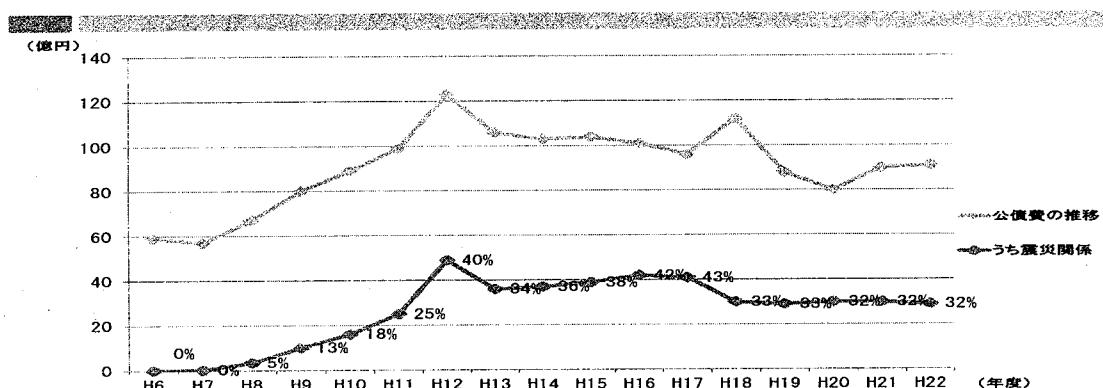
る。両市ともに危険ライン付近を推移していることから財政の弾力性に乏しいことがわかる。

3-11. 公債費内訳の推移

公債費の推移（図3-11）はH12年度から今まで傾向的に減少しているのに対し、震災関連経費は停滞気味である。このことから震災関連以外の部分を減らし、公債費を減らしていると考えられる。震災からこれだけの期間が経った今なお財政を圧迫する要因のひとつとして存在し続けている。比較的裕福であった自治体でこれだけの影響を受けたのだから、東北の財政力の弱い自治体は大きく影響を受けると想像できる。

図3-11

宝塚市 公債費の推移



地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調』(1989～2009)より作成

これらの指標から震災によって、様々な面から長期的に地方自治体の財政が圧迫されていることが分かる。

4. 復旧・復興事業

4-1. 西宮市の震災復興計画事業費

次から西宮市・宝塚市が震災復興に掛かった事業費を見ていく。

表4-1は西宮市震災復興計画事業費を示したものである。平成6～7年度においては国・県等が約57%、起債が約39%、一般財源が約4%を、平成8～10年度においては国・県等が約48%、起債が約32%を占めている。これにより、国・県等の負担が高いことがわかる。

表 4-1

西宮市震災復興計画事業費

	H6～7年度				H8～10年度			
	事業費	左の財源内訳			事業費	左の財源内訳		
		国・県等	起債	一般財源		国・県等	起債	一般財源
市民生活の安定・支援	12,101	7,676	3,664	761	81,065	38,122	31,641	11,302
安全で安心できるまちづくり	421	400		21	9,431	66	8,542	823
産業の振興	8,196	7,672		524	19,257	18,414		843
魅力ある地域社会の創出	7	4		3	19,578	7,279	8,355	3,944
環境と調和した、美しいまちづくり					801	584	155	62
市街地の面的復興整備	34,562	17,925	15,517	1,120	78,110	36,202	18,672	23,236
道路交通のネットワーク等	15,560	6,823	8,230	597	7,150	3,114	1,742	2,294
港湾の整備								
水と緑のまちづくり					2,358	721	487	1,150
ライフラインネットワークの整備					1,874	1,405		469
合計(構成比)	70,937	40500 (57.1%)	27411 (38.6%)	3026 (4.3%)	219,624	105907 (48.2%)	69594 (31.7%)	44123 (20.1%)

出典：企画局企画調整部企画調整課(平成7年9月)西宮市震災復興計画・実施計画

4-2. 宝塚市の震災復旧復興関連経費

表 4-2 は宝塚市の震災復旧・復興関連経費を示したものである。宝塚市においては平成6～7は国・県等が約26%、起債が52%、一般財源が約16%を、平成8～10は国・県等が約39%、起債が約26%、一般財源が約25%を占めている。これにより、平成6～7年度においては起債に頼っていたが、H8～10年度においては国・県等の負担が高くなっていることがわかる。

これらのことから、西宮市・宝塚市 両市ともに国からの援助が多かったことが見て取れる。

表 4-2

宝塚市

		H6～7年度				H8～10年度			
		事業費	左の財源内訳			事業費	左の財源内訳		
			国・県等	起債	一般財源		国・県等	起債	一般財源
震災復旧関連経費①		29,629				10,378			
震災復興関連経費②	復興計画	12				36			
	再開発	1,896				10,710			
	区画整理	698				6,109			
	災害住宅	4,432	10,657 (26%)	21,830 (52%)	6,590 (16%)	2,695 (6%)	6,780	19,207 (39%)	12,505 (26%)
	消防施設	5					364		12,392 (25%)
	道路・街路	4,577					12,510		4,756 (10%)
	下水道	272					0		
	公園	0					1,572		
	防災施設等	247					398		
小計 ②		12,143				38,483			
合計 ①+②=③		41,773		41,773		48,861		48,861	

4-3. 国からの財政支援

表 4-1 と 4-2 の西宮市、宝塚市の復興事業費の財源内訳からもわかるように、震災復興事業には国からの財政的な支援があった。

西宮市における再開発事業としては、アクタ西宮等を想像される方も多いが、このアクタ西宮がある西宮北口駅北東地区は国からの財政的支援が多かった地区だった。国からの財政的支援の例として、区画整理事業と再開発事業に対する支援を挙げていく。森具地区と西宮北口駅北東地区の区画整理事業や西宮北口北東地区の再開発事業においては、地方債の充当率をすべて 90% とし、交付税においては元利償還金の 80% を普通交付税の基準財政需要額に算入することができた。

※『普通交付税』についての説明

地方公共団体が標準的な行政を実施するために必要な一般財源額である基準財政需要額が、その団体が標準的に収入しうる税収額を合理的な基準に基づいて算出したものである基準財政収入額を上回る場合、上回る部分を財源不足額とし、普通交付税額として交付する。

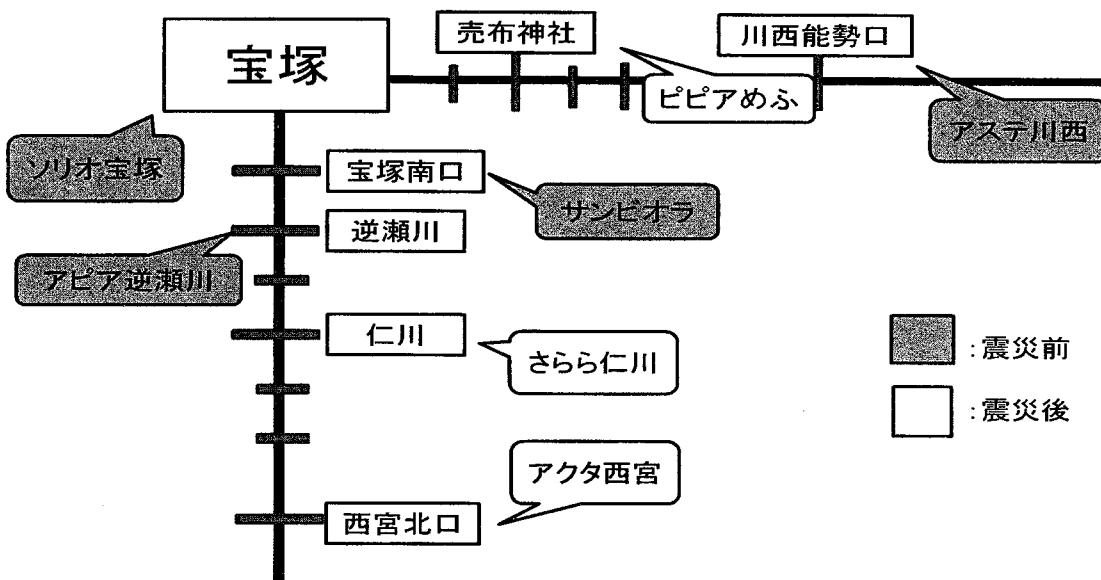
先ほどの普通交付税の基準財政需要額に元利償還金の本来よりも高い 80% を参入することで、この財源不足額が増加する。つまり、国からの援助が増加したことになる。国からの財政的支援は基本的には宝塚市も同じで、宝塚の場合は、さらなら仁川・ピピアめ

ふ・宝塚駅前の花のみちに財政的支援があった。

アクタ西宮・さらら仁川・ピピアめふ・宝塚駅前の花のみち等の震災復興の再開発事業には国からの手厚い財政支援があった。しかし、国からの支援があったとしても震災復興の再開発事業は西宮・宝塚の財政を圧迫してきた。これは国からの財政的支援を期待し派手にやりすぎたのではないだろうか。

図 4-3

路線図 宝塚線・今津線



4-4. 自治体財政への影響

先のことから、私たちは震災復興事業が自治体財政に4つの悪い影響をもたらしたと考えた。

まず1つ目は震災復旧・復興のための起債が財政を圧迫しているという影響だ。これまでの話からもわかるように、復興事業費の国や県等が占める割合は高かったが、起債の占める割合も非常に高いものだった。このことからも、震災復旧・復興のために起債した地方債の元利償還コストが自治体の財政を圧迫していると考えられる。

2つ目は、震災復興を名目に過剰に開発・再開発事業を行ったという影響だ。先ほども述べたように、再開発事業においては国からの財政的支援が多かったことから、国の支援を期待し、過剰に事業を行ったという可能性も否めないと考えた。

3つ目は震災復興の再開発事業として整備された施設の維持管理等のコストが嵩み、現在の財政にも影響を及ぼしているという点だ。震災復興を名目に過剰に再開発事業を行った

ため、再開発事業で整備した施設も多くなり、維持管理等のコストは嵩むこととなったのではないかと考えた。

4つ目はアクタ西宮やさらら仁川・ピピアめふ・宝塚駅前の花のみち等の再開発施設が衰退し、地域に影響を及ぼしているという点だ。図4-3のように、西宮市・宝塚市に走っている阪急今津線には狭い間隔にたくさんの施設がある。このように各駅に開発・再開発施設があるため、建設直後は震災の影響による人口の流出を免れたというメリットもあったが、震災後十数年を経て、これらの施設は衰退し、地域の活力を奪っているという影響をもたらしている。

以上、震災復興事業がもたらした4つの影響について述べてきた。これらの影響からもわかるように、西宮市・宝塚市は国の財政的援助を期待し、再開発事業を含む復興事業を派手にやりすぎてしまったのではないだろうか。

4-5. 考察

阪神淡路大震災では、比較的財政に余裕のある自治体が被災したため、財政を圧迫しながらも、復興事業を行うことができた。しかし、今回の東日本大震災の被災地である東北には財政力の弱い地域が多いことが見受けられる。もともと財政力の弱い地域の財政を、復興事業を行うことにより圧迫させないためにも、復興事業を行う際、公的資金に頼らない民間資金や民間活力を利用していくべきだと考えた。民間資金や民間活力を利用することにより、将来の財政負担を軽減することができる。復興事業を計画していく際には、財政的な負担を考慮した復興事業のあり方を考える必要がある。

私たちは公的資金に依存しない公的資金の活用とは、民間企業へ公共事業を委託することだと考えた。民間企業へ事業を委託するには、PFIや民営化、指定管理者制度、外部委託、第三セクターなどの方法がある。

5. PFIについて

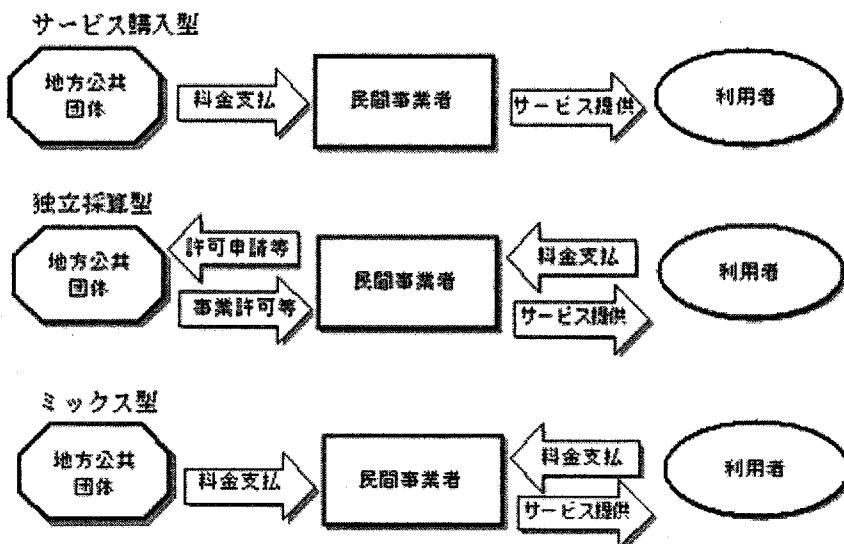
公的資金に頼らない民間資金や活力を利用する方法として PFI というものがある。PFI とは Private-Finance-Initiative の略称で、今まで地方公共団体が行っていた事業を民間に任せ、民間資金、経営能力、技術力を取り込み官民一体でその事業を行っていくという考え方である。公共施設などの設計・建築・改修構想や発注の段階から民間企業が入ってくるという点において今までの民間委託とはことなり、民間委託よりもより民間の意思を反映しやすいものとなっている。

5-1. 概要

PFI にはサービス購入型、独立採算型、ミックス型の3類型に分けることが出来る。まずサービス購入型について説明する。これは民間事業者が自ら調達した資金により施設を設計・建築し、維持管理及び運営を行うものである。そして地方公共団体はそのサービスの提供に対して対価を支払うという事業類型の事である。2つ目の独立採算型は、民間事業

者が自ら調達した資金により施設を設計・建築し、維持管理及び運営を行い施設利用者からの料金収入のみで資金を回収する事業類型の事である。3つ目のミックス型はサービス購入型と独立採算型を合わせたものである。

図 5-1



5.2. PFI 事業の成功例

5.2.1. 観光 PFI 事業とは

観光 PFI と呼ばれる施設は、全国で 29 件存在し(2007 年現在)、全体の PFI 事業 265 件の 10.9% にあたる。その内訳は、宿泊施設 34%、公園施設 27%、観光系施設 17%、スポーツ施設 10%、道の駅 10% となっている。観光という言葉も近年はツーリズムという言葉に置き換わり、国際会議施設や芸術ホール施設も観光 PFI と捉える事ができ、まだまだ拡大の余地はある。

5.2.2. 国民宿舎摩耶ロッヂ整備事業 オテル・ド・摩耶

オテル・ド・摩耶は、阪神・淡路大震災で被害を受け、運営を休止していた神戸市立国民宿舎摩耶ロッヂを再整備し、日本初の観光施設での PFI 事業である。

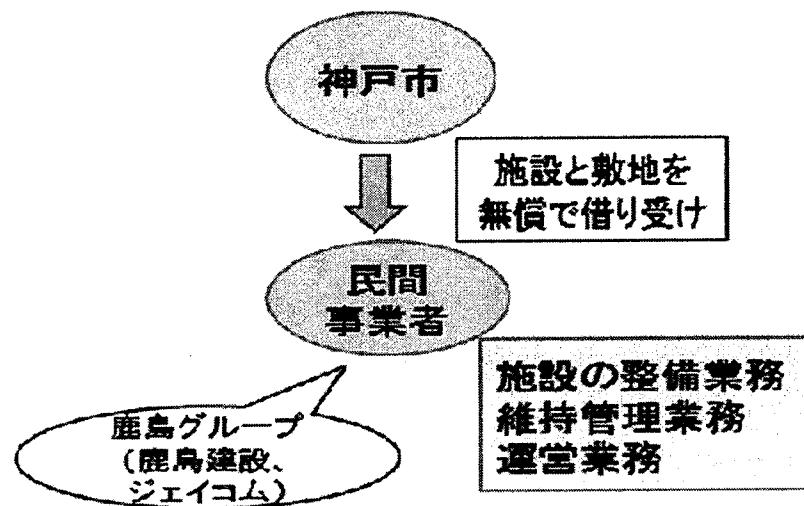
この施設は、神戸市の所有となる 20 年間の BTO 事業⁹であり、民間事業者である当時のジェイコム、現在の JTB グループは神戸市から施設と敷地を無償で借り受け、施設の整備業務、維持管理業務、運営業務を担当するほか、敷地の一部を利用して体験学

⁹ Build Transfer operation : 建設をして、所有権を行政に移転し、民間が運営する方式。

習や収益向上を図るための飲食、物販、入浴事業を実施している。2001年開業以来、地元神戸はもちろん、関西一円や全国から来る宿泊客に好評を得て、六甲山全体の活性化の起爆剤になっている。

PFI導入により、VFM(Value For Money)¹⁰は、市が算定したところによると6%となっている。以前はゼロで計算していたことを踏まえると、かなり高いVFMとなっている。施設整備費用は5億円で神戸市が負担し、20年に渡る延べ払いとなる。運営については、独立採算型である。

図5-2



成功のポイントとしては、都市近郊であり比較的集客しやすいことなどもあるが、行政と民間の明確な役割分担があったことが一番に挙げられる。PFI事業の課題として、どこまでが行政で、どこからが民間に任せるのか等が曖昧になり、責任の所在が明らかにならないことがあるが、オテル・ド・摩耶の場合は、それらを明確に分担し、重複をなくし、無駄をなくしたことに成功の一因で考える。他にも、南欧風をイメージするといった明確なコンセプトを持ち、ターゲットを中年女性に絞ったことなども挙げられる。

PFI事業整備によって、自治体側には、新しい魅力の創造や、地域資源の有効活用、豊かな市民活動の支援、財政面で安定した施設運営などが期待できる。

6. 指定管理者制度について

PFIの他に民間活力を使う方法として指定管理者制度を取り上げる。これは民間事業者に公共施設の管理を代行させ、経費の削減や市民サービスの向上を図り、様々な市民ニーズに対応するのを目的とした制度のことである。この指定管理者制度は、平成15年の地

¹⁰ ある一定の支出に対するサービス価値。いかに効率的に財政資金を活用しているかということを表す。

方自治法の改正により導入され、出資法人等に限られていた公共部門施設の管理・運営を地方公共団体が指定する法人等に任せることが出来る制度のことである。適応できる範囲はスポーツ施設、都市公園、文化施設、社会福祉施設など多岐にわたるもの、道路法、河川法、学校教育法などの法律において、施設の管理主体が限定されている範囲には、指定管理者制度を適用することは出来ない。

7. PFI と指定管理者制度の活用

東北では PFI と指定管理者制度をどのような範囲に用い、少しでも地方の財政負担を軽くすることができるのかについて考えていく。最初に観光、文化・教育・福祉の分野に限定し、その分野の中でもいくつか例を挙げた上で都会、田舎のどちらの地方で用いる事が出来るのかを考察していく。また今までの研究において指定管理者制度よりも PFI を用いる事によって、資金を節減できるのではないかと考えたために、PFI を用いることができれば PFI を用いて、出来なければ指定者管理者制度はどうであるのかという順で考える。

まず観光業については、都心部では民間がホテルなど既に行っているため、PFI や指定管理者制度を用いる必要はない。しかし田舎などの地方では観光資源がある場合には、公共部門が直接行うのではなく PFI を用いることが出来ると考えられる。

スポーツ施設や給食センターなどの文化・教育などの分野については、学校が存在していれば、給食に需要がある為に給食センターなどについては PFI を用いることができると言えることができます。また都心部から離れており比較的人口が少ない地域に関しても、そこで給食を作り、学校が多い地域へと運べばよいので、給食センターは都会、田舎関係なく PFI を用いることが出来ると考えられる。またスポーツ施設の場合においては都心部など人口がある程度存在しているのならば、PFI を用いることが出来るが人口があまり多くない田舎などにおいては、そこでの料金収入を用いることが出来ない為に指定管理者を用いることとなる。

老人ホームやデイサービスなどの福祉施設においては、都會においても、田舎においても現在では高齢化が進んでいるので、地方関係なく料金収入を期待するこができるので、PFI を用いることが出来ると考えられる。

8. 今後の展望

先ほど挙げた以外にも現在 PFI が導入されている事業として、観光施設・病院・ゴミ処理施設・上下水道・駐車場・公営住宅・道の駅などが挙げられる。そのためこれらの事業については、東北でも用いることが出来ると考えられる。しかし、現在では PFI の導入はあまり進んでいない。その理由の一つとして西宮市・宝塚市へのヒアリングを通して分かったことであるが契約形態が複雑であることが挙げられる。そこで内閣府は復興事業に PFI を幅広く活用するために、規模の小さい事業について手続きを緩和すると発表した。また今年の 5 月 21 日の PFI 改正により従来は行政主導で PFI 事業を進めてきたが、

今後は民間事業者も計画を行政に提案することが可能となった。加えてインフラ整備においても従来の対象施設に加えて、賃貸住宅、船舶、航空機などを追加した。このように政府としてもPFIを導入しようという動きが見られ、今後はPFIの導入が進んでいくと考えられる。

9. 研究総括

二つの市は地震によって財政が圧迫されていることは今までの研究で知る事が出来ました。しかし震災関連経費以外の地方債の発行額も多く、それが今も自治体の財政を圧迫しています。東北の地域は阪神淡路大震災で被害を受けた地域よりも財政的には弱い地域になります。第三次補正予算で普通交付税の基準財政需要額の参入率を100パーセントにすることが決定されました。それは被災した地方には財政的負担をかけさせないということを意味します。このことにより他の無駄な事業が誘発されるのではないだろうか？このことによって過度な復興事業が行われてしまっては将来の東北の復興は望めません。本当に東北の復興を考えていくならばもっとしっかりした復興案を考えなくてはなりません。そこで私たちは東北の復興に民間活力を用いることを考えました。PFIや指定管理者制度を用いることにより単にコストの削減だけではなく、そこに企業が入ってくることにより新しい雇用が生まれさらに町がにぎわっていくという相乗効果もたらすことで、将来の財政負担も軽減された本当の意味での復興がもたらされると私たちは考えました。

<参考文献>

地方財政調査研究会編『市町村別決算状況調（1989～2009）』、地方財務協会

高寄昇三『阪神大震災と自治体の対応』、学陽書房

兵庫県ホームページ(<http://web.pref.hyogo.jp/index.html>)

企画局企画調整部企画調整課(平成7年9月)西宮市震災復興計画・実施計画

西宮市ホームページ

(<http://www.nishi.or.jp/>)

野田由美子『PFIの知識』、日経文庫

『西宮市の財政の現状～西宮市の財政を考える～』

『阪神・淡路大震災 震災復興10年・西宮からの発信』

『阪神・淡路大震災 震災復興10年・西宮からの発信（資料集）』

内閣府 民間資金等活用事業推進室(<http://www8.cao.go.jp/pfi/>)

宝塚市ホームページ(<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>)

宝塚市『復興の足跡～阪神淡路大震災から10年を経て～』

公益財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構災害対策全書編集企画委員会『災害対策全書（3）』

坂田期雄『民間の力で行政のコストはこんなに下がる』時事通信出版局

